

調査報告書

（公表版）

令和３年７月３０日

名古屋市いじめ問題再調査委員会

目 次

はじめに	1
------------	---

第 1 部 本調査といじめの認定

第 1 章 本調査の進め方	5
第 1 本委員会への諮問事項，本委員会の構成	5
1 本委員会への諮問事項	5
2 本委員会の構成	5
第 2 遺族からの意見聴取，本委員会から遺族への説明等	5
1 第 1 回委員会開催前	5
2 第 1 回委員会開催後	6
第 3 当初の調査方針及び調査方法について	6
1 調査方針	6
2 聴取について	6
3 資料収集について	7
4 当該校等の見学，実地検証	7
第 4 新型コロナウイルス感染拡大の調査への影響	7
第 5 実際の調査の経過等について	8
第 6 本委員会が行った聴取について	8
1 生徒の聴取について	8
2 当該生徒と関わりがある教職員等の聴取について	11
3 教育委員会の当時の担当者の聴取について	11
4 その他の聴取について	11
5 聴取者の合計について	11
第 7 資料収集について	12
1 教育委員会への資料の提供依頼	12
2 その他の資料収集	12
第 8 見学，実地の検証	12

第2章 本委員会による事実認定について	13
第1 a市時代の当該生徒の状況	13
第2 引っ越し直後の状況・クラス内での様子	14
第3 学級担任との関係	14
第4 2学期半ばの状況	15
第5 部活内での状況	16
第6 ハイパーQUの結果及び生活ノートの記載について	18
第7 教育相談アンケートについて	19
第8 2学期後半の状況	19
第9 クリスマスカップでの状況	20
第10 ソフトテニスの合宿について	21
第11 冬休み中の当該生徒の家庭内での様子	21
第12 合宿前日の状況	21
第13 合宿当日の朝の状況	22
第3章 いじめの認定	24
第1 はじめに	24
第2 いじめ行為の存否の認定	25
第4章 自死との関連性	28
第1 いじめと自死に直接の関連性があるか	28
第2 本件いじめと自死との関連性について	28
1 当該生徒の性格傾向	28
2 学校生活全般における不安や不満, これに伴う自己肯定感の低下	29
3 部活動における人間関係や孤立感	30
4 クリスマスカップにおける出来事	30
5 冬休みの練習での疲労	31
6 合宿への不安感	32
7 自死と本件いじめの関連性についてのまとめ	33
第2部 学校及び教育委員会の対応について	
第1章 学校の転校から自死に至るまでの対応について	35

第1	学校の対応に関する事実経過	35
1	当该校について	35
2	転校当初の当该校の対応について	44
3	中間テスト	44
4	こころの SOS の実施	45
5	ハイパーQU テスト実施	46
6	ソフトテニス部へ入部	46
7	教育相談アンケート実施	47
8	期末テスト	48
9	12月について	48
10	平成30年1月4日、初打ち練習	49
第2	学校の対応の問題点	50
1	転入生に対する対応	50
2	いじめがあるかもしれないという視点の欠如	53
3	部活動における取組について	58
第2章	学校・教育委員会の自死以降の対応について	61
第1	学校・教育委員会の対応に関する事実経過	61
1	平成30年1月5日の対応	61
2	自死日（平成30年1月5日）以降、記名式アンケート（同月10日）および無記名式アンケート（同月23日）実施までの事実経過	62
3	無記名式アンケート実施（平成30年1月23日）以降、教育委員会による報告までの事実経過	63
4	いじめ対策検討会議への諮問から同会議による調査報告までの事実経過	66
5	いじめ対策検討会議による調査報告書答申後、再調査委員会の調査開始まで ..	67
第2	学校・教育委員会の対応に関する問題点	68
1	重大事態と認定することに躊躇したこと～教育委員会の誤った自負心による調査	68
2	第三者調査委員会への諮問の遅れ	69
3	ずさんな調査	69
4	当该校における重要資料の提出の遅れ及び未提出	70
5	保護者会の開催が遅れたこと	70
6	保護者に対する対応について	71
7	責任の所在が不明確であること	72

第3部 いじめ対策検討会議の調査等について

第1章	いじめ対策検討会議の調査活動に対する検討	75
第1	当該生徒に関する調査の不十分さ	75
第2	いじめ対策検討会議の運営における中立性・公正性への疑義.....	76
第2章	平成31年報告書の内容に対する検討.....	78
第1	平成31年報告書における「第4 いじめについて」及び「第5 自死に至る要因と経緯」に対する検討.....	78
第2	平成31年報告書「第4 いじめについて」における「1 学級における状況」について	79
第3	平成31年報告書「第4 いじめについて」における「2 ソフトテニス部における状況」について	79
第3章	いじめ対策検討会議の委員等の人数について	81

第4部 提言

第1章	これまでの提言は生かされているか	83
第1	これまでの提言等について	83
1	名古屋市における中学生自死事案に関する検証報告書について	83
2	これまでの提言等の実施について	84
第2	本件について、いじめ対策検討会議の提言と当該校・教育委員会の対応	84
1	本件後、いじめ対策検討会議の提言までに当該校が取り組んだこと	84
2	いじめ対策検討会議の提言（平成31年報告書）	85
3	いじめ対策検討会議の提言を受けて、当該校・教育委員会が取り組んだこと ..	88
第3	これまでの提言は生かされているか	89
第2章	本委員会の提言	90
第1	調査・検証機関の設置～提言の具体的実践、その担保	90
第2	いじめが存在することを前提にした学校運営	91
第3	生徒がSOSを出しやすい学校	92
1	ハイパーQUなどのツールの活用	92

2	安心して相談できる体制づくりの必要性	93
第4	転入生に対する配慮	94
1	転入生への特別の指導・配慮方針	94
2	転入時の配慮.....	94
3	転入以降について	94
第5	部活動のスポーツ庁のガイドライン等に基づいた運営, いじめ防止対策の重点的な 取組.....	94
第6	なごや子ども応援委員会の組織, 運用の在り方の見直し.....	95
1	なごや子ども応援委員会について	95
2	なごや子ども応援委員会の具体的活動について	97
第7	名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」の開設をふまえた活用	98
第8	重大事態における法に基づく対応を行うこと	99
1	重大事態と認定することに躊躇しないこと	99
2	教育委員会は, 重大事態と認定した場合, 速やかにいじめ対策検討会議に諮問す ること	99
3	教育委員会は, 聴取記録, いじめに関する資料等を保管すること	100
4	早期に保護者会の開催等により適切に情報を発信すること	100
5	遺族の心情に寄り添った誠実かつ迅速な対応を行うこと	101
第9	いじめ対策検討会議の在り方について	101
1	いじめ対策検討会議と事務局を担う教育委員会の役割	101
2	いじめ対策検討会議の調査の充実と体制整備	101
第10	教育委員会の在り方.....	102
	おわりに	103
	資料編	105

はじめに

平成30年1月5日、名古屋市名東区に所在する市立中学校（以下、「当該校」という。）の女子生徒（以下、「当該生徒」という。）が自死した（以下、この自死事案を「本件」という。）。平成30年5月18日、本件について、名古屋市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下、「法」という。）第28条第1項に規定する「重大事態」として、名古屋市いじめ対策検討会議（教育委員会の常設の附属機関）（以下、「いじめ対策検討会議」という。）に対し調査について諮問をした。いじめ対策検討会議は調査を実施し、平成31年4月9日、教育委員会に答申をした。令和元年6月24日、当該生徒の遺族が名古屋市長（以下、「市長」という。）に対し、いじめ対策検討会議の答申は、いじめ行為の存否、態様、自死の原因、及び、学校の対応について、十分な調査が尽くされていないため、法第30条第2項に基づき、市長による調査が行われるべきであるという要望書を提出した。これを受けて、市長は、同種の事態の発生の防止のために必要があることから、本件について、法第30条第2項に基づき、附属機関を設けて調査（以下、「本調査」という。）を実施することとした。この本調査を実施するため、名古屋市いじめ問題再調査委員会条例（令和元年10月4日、条例第15号）（以下、「条例」という。）が制定され、条例に基づき、市長の附属機関である名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下、「本委員会」という。）が設置された。

市長から、本委員会への諮問事項は、いじめ対策検討会議及び教育委員会が実施した調査結果を検証した上で、以下の事項を調査し、当該調査の結果について報告書を作成し報告することであった。

- 1 当該生徒に何があったのかという事実関係について十分調査を尽くすこと。
- 2 1の調査の結果に基づき、いじめ行為の存否を客観的に評価認定すること。
- 3 2で評価認定した事実について、自死との関係の存否を明らかにすること。
- 4 以上の結果を踏まえ、当該校及び教育委員会の対応を調査し、検証すること。
- 5 同様の事案の発生防止に向けた具体的な再発防止策を提言すること。

また、諮問事項について、常に公平性・中立性の確保に努めるとともに、適正な情報管理に留意して、調査を行うことを求められた。

本委員会は、令和2年3月14日開催の第1回委員会において、「名古屋市いじめ問題再調査委員会による再調査実施要項」（以下、「実施要項」という。）を定め、第2条において、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学

省策定) (以下、「ガイドライン」という。) 及び名古屋市いじめ防止基本方針 (平成 29 年 2 月名古屋市策定) に基づき、常に公平性・中立性の確保に努めるとともに、本件についての事実関係を可能な限り明確にすることを基本方針とした。

本委員会は、本調査において、以下の点を特に大事にした。

ひとつは、中学 1 年生で命を絶たざるをえなかった当該生徒が、どのような子どもで、毎日どのようなことを経験し、どのように感じていたのかをできる限り明らかにすることであった。当該生徒を取り巻く事実に関する調査を尽くすために、いじめ対策検討会議の資料及び遺族からの意見書・資料を精査したうえで、本委員会は、独自に生徒、保護者、教職員、教育委員会職員等への聴取を行うことに重点を置き、また、独自の資料収集にも努めた。

第 2 に、調査対象となった生徒、教職員等に、本調査の目的について理解を得るよう努めることである。本調査の目的は、事実を明らかにし、当該生徒の尊厳を回復し、二度と同じようなことが繰り返されないようにすることが目的である。そして、事実を明らかにすることは、遺族の尊厳を回復するだけでなく、当該生徒と何らかの関係があった生徒、教職員等の様々な気持ちの整理や振り返りの促しにも繋がる。これらの本調査の目的について、調査対象となった生徒、教職員等に理解が得られないと、独自の調査や資料収集は困難となるため、調査に際しては、調査の目的を理解してもらうよう努めた。

第 3 に、当該生徒及び遺族にとっては、これが最後の調査であることを常に意識して、本調査を行った。そのため、遺族の意見聴取を積極的に行い、遺族に対し調査方針及び会議の進捗状況等に関する説明及び情報提供を行うように努めた。一方、本委員会は、調査方針及び調査方法等の決定、事実認定及び評価については、本委員会の専門性に基づいて行うとともに、被聴取者、聴取内容、及び資料の内容等調査の内容に関わることについては、本委員会外に対しては守秘を徹底した。但し、教育委員会及び教職員については、その公的地位に鑑み、その役職名、担当、及び聴取内容等は、事実関係を明確にするために必要な場合は守秘外とした。

報告書については、以下の構成となっている。

第 1 部については、第 1 章は、本委員会がどのように調査を行ったのか調査の経過等を明らかにしている。第 2 章は、調査の結果として、当該生徒に何があったのかという事実認定を行い、第 3 章で、第 2 章で認定した事実関係について、いじめ行為の存否について評価認定を行い、第 4 章で当該生徒の自死との関連性を検討した。

第 2 部は、学校及び教育委員会の対応について、第 1 章は、当該生徒の転校から自死に至る対応について事実経過をまとめ、対応の問題点について検証した。第 2 章は、

当該生徒の自死以降の対応について事実経過をまとめ、対応の問題点について検証した。

第3部は、いじめ対策検討会議の調査及び調査結果について、検証した。

第4部は、本調査の結果を踏まえて、具体的な再発防止策を提言した。

わかりやすい報告書になるよう努め、検証するについて必要な部分は重複して記載した。本報告書において、特に断りをいれない限り、平成29年の出来事である。

第 1 部

本調査といじめの認定

第1章 本調査の進め方

第1 本委員会への諮問事項、本委員会の構成

1 本委員会への諮問事項

市長から本委員会に対する諮問事項は、いじめ対策検討会議及び教育委員会が実施した調査結果を検証した上で、以下の事項を調査し、当該調査の結果について報告書を作成し報告することであった。

- (1) 当該生徒に何があったのかという事実関係について十分調査を尽くすこと。
- (2) (1)の調査の結果に基づき、いじめ行為の存否を客観的に評価認定すること。
- (3) (2)で評価認定した事実について、自死との関係の存否を明らかにすること。
- (4) 以上の結果を踏まえ、当該校及び教育委員会の対応を調査し、検証すること。
- (5) 同様の事案の発生防止に向けた具体的な再発防止策を提言すること。

また、諮問事項について、常に公平性・中立性の確保に努めるとともに、適正な情報管理に留意して、調査を行うことを求められた。

2 本委員会の構成

委員は、条例第3条により4人以内とされた。委員は、教育学の研究者であり第三者調査委員会の経験のある大学教員1名（現在は退職）、公立中学校教諭として勤務経験があり教育現場の状況に詳しい教育学の研究者である大学教員1名、子どもの人権擁護活動を行っており、いじめ第三者調査委員会の経験のある弁護士2名である。また、条例第6条に基づき、調査員2名を置いた。調査員2名は、いずれも子どもの人権擁護活動を行っている弁護士である。さらに、実施要項第5条に基づき、児童生徒の臨床心理について経験豊富な臨床心理士から助言を受けた。

第2 遺族からの意見聴取、本委員会から遺族への説明等

1 第1回委員会開催前

- (1) 令和2年2月1日及び同月9日、委員及び調査員が2班に分かれて、当該生徒の自宅を訪問し、当該生徒が生活していた環境を確認するとともに、遺族から意見聴取をした。
- (2) 有識者の講義の受講

令和2年2月11日、京都精華大学住友剛教授から再調査委員会の運営に関する講義を受けた。

2 第1回委員会開催後

遺族からは、遺族が持っている情報、遺族の意見やその根拠などについて提供があった。本委員会は、遺族からの提供を受けた情報を精査し、調査等に反映した。

本委員会開催後は、毎回、遺族及び遺族の代理人に報告を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、第4回委員会以降の報告はリモートで行った。毎回の報告の際には、聴取の対象者名、個々の聴取の内容及び収集した資料の内容については、聴取の協力者に守秘を約束していること及び調査の中立性・公平性から、説明を行わなかったが、それらに抵触しない調査の方針、方法、進捗状況等については、説明を行った。遺族は、本委員会の守秘、中立性・公平性を理解した対応をされた。

第3 当初の調査方針及び調査方法について

1 調査方針

いじめ対策検討会議の資料及び遺族からの意見書・資料を整理・精査したところ、さらに聴取すべき事項が多数あり、資料も当然あると思われる資料が提出されていない等があったため、以下のとおり、独自に当該生徒に関わりのある生徒、保護者、教職員、教育委員会職員等への聴取を行うことに重点を置き、また、独自の資料収集にも努めることにした。

2 聴取について

- (1) 当該生徒に何があったのかについて事実関係を明らかにするため、以下のような対象者に聴取を行う方針とした。

ア 当該生徒は、平成29年9月に当該校に転入、当該学級（以下、当該生徒が所属していた学級を「当該学級」という。）に入り、同年11月にソフトテニス部に入部し、合宿に行く日である平成30年1月5日朝に自死した。当該校に転校してから約4か月後のことであり、当該生徒と関わりがあると思われる生徒は限られていた。当該生徒に関わりがあると思われる生徒は、同じクラスである当該学級の生徒及び当該生徒が入部をしたソフトテニス部員（退部した者も含む）であり、これらの生徒を中心に聴取を行う。なお、当時の1年生及びソフトテニス部員は、本調査報告書提出時点では当該校を卒業しているが、生徒、部員と記載する。

また、これらの生徒の保護者から、聴取の希望があれば聴取を行う。

イ 当時の当該校の教職員のうち当該生徒に関わりがあると思われる教職員（学級担任，教科担任，１年生担任，学年主任，ソフトテニス部顧問，校長，教頭，養護教諭，スクールカウンセラー等），ソフトテニス部の外部指導者，及び，合宿を合同で行った他校の顧問の聴取を行う。

ウ 転校前の日頃の様子を調査するために，転居前の居住地における学校の担任等及び友人の聴取を行う。

エ 遺族（両親，きょうだい）の聴取を行う。

オ 当該生徒が自死した前後の状況を調査するために，名古屋市消防局からの資料収集及び聴取，警察及び消防への通報者からの聴取を行う。

（２）当該校及び教育委員会の対応を検討するため，当該校の教職員及び教育委員会担当者の聴取を行う。

（３）その他，調査において，当該生徒に関する情報を保有している者，及び，当該校及び教育委員会の対応に関する情報を保有している者が判明した場合は，その者に対し聴取を行う。

３ 資料収集について

（１）教育委員会から本委員会への送付があったいじめ対策検討会議での資料を精査したところ，当然あると思われる資料が提出されていない等があったため，資料提供を依頼する。

（２）名古屋市消防局から１１９番の記録の提供を依頼する。

（３）その他，調査において，当該生徒，当該校及び教育委員会の対応に関し資料を保有している者が判明した場合は，その者に対し資料提供を依頼する。

４ 当該校等の見学，実地検証

当該校，当該校周辺等について，必要に応じて見学，実地検証を行う。

第４ 新型コロナウイルス感染拡大の調査への影響

本委員会は，令和２年３月１４日に第１回委員会を開催したが，調査の開始に際して，本調査の趣旨説明・協力依頼のために，生徒，保護者，教職員，地域の関係者に向けて説明会を開催する予定であった。しかし，新型コロナウイルス感染拡大のため，説明会の開催ができなかった。実地の説明会に代えて，本委員会の趣旨等を説明する手紙を送付したが，手紙の送付だけでは理解を得るには難しかった。また，緊急事態宣言及び愛知県独自の宣言により，調査の開始当初，生徒等の聴取を控えざるを得なかった。ようやく，生徒等の聴取を開始した際，生徒等が安

心して聴取に応じられる場所として当該校に場所の提供を依頼したが、新型コロナウイルス感染拡大等を理由として、当該校から場所の提供は受けられなかった。

また、当該校の見学が実施できたのは、令和2年6月28日であった。

市長からの当初の諮問では、令和2年12月末を報告の期限とされたが、上記の新型コロナウイルス感染拡大による調査への影響等により、実施要項第7条により令和3年6月まで延長することになった。この最初の調査の出遅れが、後々の調査全般に影響した。

本委員会の会議については、リモート会議を適宜行い、コロナ禍でも、本委員会内の情報共有と議論の場を確保した。

第5 実際の調査の経過等について

本調査に至るまでの調査内容を精査したところ、未聴取の事項、聴取をして確かめる必要がある事項等が明らかになった。本件からすでに2年以上経過後の聴取依頼になることから、生徒等の現在の生活に対する影響についても検討したが、未聴取の事項や聴取して確認すべき事項が多々あり、事実関係を明らかにするためには聴取が必要であるため、できるだけ配慮をして行うこととした。

本調査は、任意の調査であり、生徒・教職員等の関係者の協力がなければ、新たな聴取等の独自の調査はできない。そのため、関係者の協力を得るために、本委員会としては、以下に述べるとおり工夫をした。しかし、本調査は、教育委員会の基本調査からすると3回目の調査となること、本件から2年以上経過していること、当該校は転出入が多い学校であり、関係者の中には転出した生徒もいたこと、当該生徒の同級生は当該校を卒業し新たな生活のスタートを切っていること等から、本調査に協力を得ることは、予想した以上に困難であった。法第30条第2項に基づく再調査がいかに難しいかを実感した。以下には、本委員会が協力を得るためにどのような方法をとったかを含めて、調査の経過等を率直に振り返る。

なお、当該校の協力を得るために当該校の後任校長及び令和2年度のPTA会長との懇談、地域の理解を得るために地域の関係者との懇談も行った。

第6 本委員会が行った聴取について

1 生徒の聴取について

(1) 聴取の準備について

上記第4で述べたとおり、調査の最初に、本委員会として、本調査の趣旨説明・協力依頼のために説明会の開催をしようとしたが、新型コロナウイルス感

染拡大のため開催ができなかった。代わりに、令和2年3月26日、当時在籍していた生徒全員に本委員会の趣旨説明及び協力依頼の手紙を送付した。手紙の宛先は、生徒及び保護者の連名とした。聴取依頼の手紙については、本調査の趣旨の説明及び聴取対象者や聴取した内容については秘密を守ること等を記載した。

(2) 当該生徒との関わりがあると思われる当該学級の生徒及びソフトテニス部員等の聴取について

聴取場所については、生徒が安心して聴取に応じてもらえる当該校に場所提供の協力依頼を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大等を理由に場所の提供をしてもらえなかった。地域には協力いただき、聴取場所を提供いただいた。

ア 手紙での聴取依頼

(ア) 令和2年3月26日、以下の生徒に聴取協力依頼の手紙送付をした。

ソフトテニス部員43名、当該学級の生徒31名。

手紙に対して反応があり、聴取を実施できたのは8名（保護者への電話聴取1名を含む）である。手紙に対して、聴取に協力できないと連絡があったのは6名であり、その他は応答がなかった。

(イ) 令和2年6月26日、以下の生徒に聴取協力依頼の手紙を送付した。封筒、便箋及び切手については工夫し、堅苦しくない優しい印象のものにした。

ソフトテニス部（主に当時の1年生）17名、当該学級生徒7名、
その他生徒 15名。

手紙に対する反応があり、聴取を実施できたのは5名であった。聴取に協力できないと連絡があったのは8名であり、その他は応答がない、または調整がつかなかった。

(ウ) 令和2年7月6日に、当該学級生徒16名に手紙を再送付した。

手紙に対し反応があり、聴取を実施できたのは2名であった。聴取に協力できないと連絡があったのは、2名であった。その他は応答がなかった。

イ LINEによる情報提供の呼びかけと聴取依頼について

手紙による聴取依頼については反応が少なく、聴取依頼の趣旨が対象者に届いていないと思われることから、LINEによって情報提供を呼びかけ、聴取対象者と直接のやりとりをし、調査への協力を直接働きかける方法を行うことにした。令和2年7月6日、当該校の当時の在籍生徒全員に対し、LINE公式アカウント開設のお知らせ文を送付した。生徒及び保護者からは投稿をいただく等があり、数は多くはないが直接のやり取りができた。

ウ 協力依頼に対して、協力を得られない理由について

アに記載したとおり、手紙による協力依頼は反応が少なく、本委員会として、

趣旨説明等に努めたが、聴取には繋がらなかった。協力が得られなかった理由について、協力できないと連絡をいただいた方が述べられた理由や、本委員会が調査の過程で把握した理由について記載する。

(ア) 協力できないとの連絡があった方が述べた理由は以下の通りである。

- ・これまでの調査ですべて話したので、再度、話すことはない。
- ・令和2年3月で当該校を卒業し、すでに新しい学校生活をスタートしているため協力をできない。
- ・本件について、たいへん影響を受けており、そっとしておいてほしい。
- ・時間が経って当時のことは忘れているので、話すことがない。
- ・当該生徒のことはほとんど知らないので、話すことがない。

(イ) 調査の過程で、本委員会が把握した理由は以下の通りである。

- ・ソフトテニス部員の中には、当時、ソフトテニス部でいじめがあったと噂される等のつらい状況があり、その状況を再度思い出したくない。
- ・これまでの調査について、高圧的な聴取が行われた等の受け止めをしていて、調査そのものに誤解、抵抗感がある。
- ・本調査は、誰か特定の人物を加害者として仕立て上げようとしている。
- ・本調査は、何かしらのいじめがあったとの前提の調査であり、そのような調査には応じられない。
- ・本調査の前に放映されたNHKの番組や探偵によるいじめ調査の影響で、本調査に対し抵抗感がある。

エ その他の手段による聴取依頼について

手紙やLINEの手段では反応が少なく、その原因として、ウで述べたとおり、本委員会への誤解、抵抗感があると思われることから、本委員会への誤解、抵抗感を払拭し聴取に応じてもらうために、生徒の年代に届きやすい手段であるブログ、SNSにおいて本委員会の活動を発信することを検討した。しかし、ブログの開設等についての周知方法については、手紙以外の手段は難しく、そうすると、LINEによる手段と同様になると判断し、実施しなかった。

では、どうすれば、当該生徒と関わりがある生徒の協力が得られるかを検討し、電話で聴取への協力依頼をする方法も検討した。しかし、いきなりの電話ではかえって抵抗感を高めるおそれがあることから、直接の電話の依頼の方法はとらなかった。直接の電話依頼にかわる方法として、教育委員会に対し、聴取対象として絞った約30名の生徒の保護者へ電話し、本委員会から電話を架けて良いかどうか聴いてもらうことを依頼し、了解をした生徒宅に本委員会から直接電話をかけて聴取への協力を依頼することにした。その結果、本委員会から4名の生徒に対し電話聴取を実施することができた。

オ 聴取に応じていただいた生徒及び部員は18名（うち5名は電話聴取）であった。聴取に際しては、カウンセラーに待機をしてもらった。そして、聴取前にカウンセラーと顔合わせをしてもらい、聴取後にカウンセラーと面談できるようにした。保護者が同席を希望された場合は同席していただいた。

当初の計画より、聴取に応じてくれた生徒及び部員は少なかったが、誠実に話をしてくれ、事実関係を明らかにすることについて役立った。

2 当該生徒と関わりがある教職員等の聴取について

当該学級担任、1年生学級担任、教科担任、学年主任、校長、教頭、ソフトテニス部顧問、スクールカウンセラー、養護教諭、当該校ソフトテニス部と合同で合宿に行った他校の顧問、ソフトテニス部外部指導者等に対し、協力依頼をした。合計28名に協力依頼をし、聴取に応じていただいたのは24名（うち、2名は当該生徒との関わりが低い教員であったため、電話での聴取）であり、協力が得られなかったのは4名（うち、1名は宛先不明により返送）であった。なお、当該生徒と関わりの深い当該学級担任、ソフトテニス部の顧問1名及び管理職である校長、教頭については、2回聴取を行った。

3 教育委員会の当時の担当者の聴取について

教育委員会の当時の担当者8名から聴取した。当時の役割は、当時の総括（指導室長）、総括主任、取材対応、当該校へ派遣、遺族対応、関係機関対応等である。

4 その他の聴取について

前居住地の中学校の担任教諭、部活動顧問、小学校5年生時及び6年生時の各担任教諭について、前居住地の教育委員会へ協力依頼を行い、聴取を行った。

前居住地の友人については、当該生徒の母から友人関係を聴取し、前居住地の友人及び保護者に協力依頼をし、聴取を行った。

自死前後の経過を明らかにするために、名古屋市消防局等から自死後の状況等の確認を行った。また、自死当日に警察及び消防に通報した方の協力を得て、通報前後の状況の聴取を行った。これにより、自死をした時刻が明らかになった。

遺族である父母、きょうだいに対しても、当該生徒の生育歴、人柄、家庭での様子及び自死前の様子、学校・教育委員会・いじめ対策検討会議の対応等を聴取した。

5 聴取者の合計について

聴取者の合計（延人数）は、生徒及び部員18名（うち5名は電話聴取）、教職

員 28 名（うち 2 名は電話聴取）、教育委員会担当者 8 名、遺族 5 名、その他 18 名である。

第 7 資料収集について

1 教育委員会への資料の提供依頼

教育委員会については、教育委員会及び当該校に関わる資料等について、いじめ対策検討会議の資料にはなかったものについて、提供依頼を行った。教職員及び教育委員会の当時の担当者への聴取で、資料の所在が明らかになったものについては、その都度、提供依頼を行った。

本委員会が疑問に思ったのは、当該校の教職員のメモ及び教育委員会の当時の担当者のメモがほとんど出てこなかったことである。また、教育委員会が最初に生徒への聴取を行っているが、本件から 1 か月から 2 か月後の聴取であり、記憶の汚染が少ない時期の聴取であり大事な聴取にもかかわらず、録音もされておらず、聴取メモは極めて簡単で生徒の発言を正確に書き取ったものではなかったことである。

さらに、校長は、平成 30 年 3 月に退職したが、本件に関する当時の資料のファイル 1 冊を当該校に残し、そして、教頭は令和 2 年 4 月に転任したが、校長が残したファイル 1 冊と教頭がファイルした 1 冊合計 2 冊を当該校に残したことがわかった。しかし、当該校に提出を依頼したところ、教頭が作成したとされるファイル 1 冊しか提出されなかった。

2 その他の資料収集

名古屋市消防局から資料の提供を受けた。

遺族からは、複数の資料提供を受けた。

名古屋市立中学校の教育体制及び状況に関する資料の提供を受けた。

第 8 見学、実地の検証

当該校の見学は、新型コロナウイルス感染拡大のため、令和 2 年 6 月 28 日になって、ようやく実施できた。その後、同年 10 月 26 日に、当該校及びソフトテニス部の練習を見学した。その他、聴取の際に、自死現場及び当該校周辺等の実地検証をした。

第2章 本委員会による事実認定について

第1 a市時代の当該生徒の状況

当該生徒は愛知県外のa市で出生し、両親と2人のきょうだいの5人家族であった。a市立b小学校を卒業後、a市立c中学校に入学し、1年生の1学期まで同中学校で過ごした。

b小学校時代の当該生徒は遅刻や欠席もなく、やや大人しい性格であったものの明るくて友達も多く、クラスを中心にいるような子であった。最終学年の6年次には、クラスで行う演劇の主人公に立候補し、大役を演じるなど主体性もあった。クラスの友人達7～8名ほどでダンスを習って踊るなど、充実した学校生活を送っていた。

c中学校ではバドミントン部に入部し、部活で新たな友人もできた。顧問によると、当該生徒は将来、部に良い影響を与える生徒に育つと思ったとのことであった。部活の練習は、1年生の間は筋力トレーニングや走り込み、シャトル拾いなどの基礎練習中心であり、また土日も含めほぼ練習があり休みも無い中、当該生徒は休むことなく熱心にまた楽しそうに練習に取り組んでいる様子であった。同じ1年生の部員によると、当該生徒は基礎体力や基礎の動き、運動神経が優れていたとのことであった。また、部活を休みがちな同級生がたまに練習に来て、その生徒が走り込みについていけないために当該生徒の友人が待ってあげようとしたことに対し、当該生徒は待つ必要はない旨その友人に話すなど、練習には真面目に厳しく熱心に取り組む様子がうかがえた。c中学校のバドミントン部においては、下級生であっても上級生のことを下の名前で〇〇先輩と呼んでおり、上級生と下級生の仲も非常に良好であった。なお、当該生徒は休み時間等に一人で本を読んでいるような生徒ではなかった、とのことであった。

クラスの担任によると、当該生徒は級友からも下の名前で呼ばれて非常に慕われていたとのことであった。学業面においても当該生徒は小学校・中学校を通じ、課された宿題もきちんと行い、試験なども何の問題なくこなしていた。担任も、友人も口をそろえて、当該生徒はどちらかといえば人に頼るというよりも、人に頼られるような性格であったと述べていた。

このように、当該生徒にとってはa市での学校生活は小学校・中学校を通じ、順調そのもので充実したものであった。父親の転勤により引っ越しが決まった中学1年の夏休みには、バドミントン部の仲間数名が内輪で当該生徒のお別れ会を行ってくれるなど、友人にも恵まれた学校生活を送っていた。また引っ越し前の夏休み中には、卒業したb小学校時代の担任の先生の下を訪れて引っ越しの挨拶をしに行くなど、学校の先生との関係も良好であった。

なお、当該生徒が名古屋に引っ越してから、a市時代の友人数名とは電話や手紙などを通じ、交流があった。

第2 引っ越し直後の状況・クラス内での様子

当該生徒は、転校先の当該校へは、転校前の夏休みに母と共に訪れた。前校からの引継ぎで特段問題もなかったため、クラス人数の関係で当該学級に在籍することが決まった。夏休みに名古屋に引っ越してきてから2学期が始まるまでの間で、当該生徒は父ときょうだいとともに近くを散策するなど、引っ越し先になじもうとする姿がうかがえた。

当該校に転校してからの当該生徒は、教室で一人で本を読む姿が見られるなど、すぐにはクラスにはなじめなかったようであった。『カラフル』（森絵都著）という本を気に入って読んでいたようであった。

勉強面では、a市での学習進度と名古屋での学習進度が異なっている分野があり、例えば数学の教科担任に補習を申し出るなどして皆に追いつく努力をする教科もあった。このように、当該生徒は転校後の学業やテストに対する不安があったようである。

当該校では、生徒が毎日、日頃の出来事や感想、翌日の持ち物などを書き記し、それに担任が返事を書く「生活ノート」というものがあり、当該生徒もこの生活ノートには転校当初は丁寧な字で、また書く量も過不足なく記載をしていた。

第3 学級担任との関係

学級担任は、教諭歴3年目の教員であり、1人で担任を持つのはこの年度が初めてのことであった。学級担任は当該生徒が転校生ということもあって、転校当初、当該生徒のことを気にかけてよく声を掛けていたようであった。また当該生徒がどの部活に入部するか悩んでいるのを見て、学級担任は他の生徒にも声をかけて当該生徒を部活の体験に案内することを頼んだりもしていた。

ただ、当該生徒自身は担任からしきりに声を掛けられることを少し疎ましく思っていた面もあったようである。特にどの部活へ入部するかについては、担任から「早く決めないと、来年は新1年生と一緒に練習をすることになってしまう」などと言われたことにはかなりの嫌悪感を持っていたようであり、そのように言われたことについて当該生徒は自宅でも母親に愚痴を言っていた。後述するハイパーQ Uにも担任との関係に苦慮する当該生徒の様子がうかがえ、当該生徒と担任との関係は決して良好とはいえない状況にあったようである。

第4 2学期半ばの状況

この頃になると、当該生徒は転校当初に比べ友人もでき、また他の生徒と共に11月14日開催の音楽会のメロディー係（ピアノの伴奏）を担当するなど、それなりにクラスにはなじんでいたようである。また当該生徒自身もメロディー係に立候補するだけでなく、数学の授業中に積極的に挙手して発言をしたり、10月6日及び11日開催の体育大会に向けて2人3脚に取り組んだりするなど、当該生徒なりにクラスになじもうと懸命に努力している様子であった。ただ、当該生徒はa市時代にはクラスを中心にいるような生徒であったが、当該校に転校してからは休み時間に1人で本を読んだり、またクラスで仲が良くなった友人にはクラスで活発に活動する生徒は少なかったようである。また同じクラスのある生徒は、同じクラスの男子らの前で、当該生徒について、「ちょっとクラスになじみ過ぎていてなれなれしい」と発言するなど、当該生徒を嫌悪している様子であった。

9月の下旬には中間テストがあり、a市のときと名古屋に来てからとでは学習進度が異なっていた影響があったようで、当該生徒自身も生活ノートに、テスト結果に落胆した心境を書き記していた。

学年の全員を対象に、10月11日に実施された「こころのSOS」アンケートでは、当該生徒は以下の項目にチェックをしていた。

- ・最近、悲しいことやつらいことがあった
- ・泣きたいような気持ちになる
- ・ちゃんとやらなきゃいけないと焦ってしまう
- ・失敗をしてしまうのではないかと不安
- ・自分のことが好きだと思えない
- ・友だちは本当の自分のことをわかっていないと思う

また「言われて悲しかった言葉」として、

- ・こっちにこないで
- ・何がしたいの？
- ・しょうもない
- ・〇人だけで話したい

と記載していた。

前述のようにa市時代の当該生徒はb小学校及びc中学校において友人にも恵まれ充実した学校生活を送る生徒であったが、転校後は環境の変化とも相まって、新しい生活に中々なじめず、上記「こころのSOSアンケート」結果や「言われて悲しかった言葉」に見られるように、学校生活や友人関係に悩みを抱えている様子であった。また「自分のことが好きだと思えない」にチェックを入れるなど、自己肯定感がかな

り低下している様子がうかがえた。

第5 部活内での状況

当該生徒が a 市時代に所属していたバドミントン部は当該校には無く、当該生徒はソフトテニス部以外にも陸上部やバレーボール部の見学に行くなどして、どの部活に入部するか非常に悩んでいた。見学先のバレー部員からは入部を勧められるなど好意的に接してもらっていたようである。

そうしたところ、当該生徒は当該校に転校してから2 か月経った11月初旬、ようやくソフトテニス部に入部した。入部前、同じクラスでソフトテニス部に在籍するある生徒は当該生徒に対し、「ソフトテニス部は色んなことがあるので入部しない方がよい」などと言っていたことがあった。ソフトテニス部が厳しいということについては、同じクラスの他の生徒らも当該生徒に伝えており、実際にソフトテニス部の上下関係が厳しいことは他の部活の生徒も知っている程有名であった。

ただ、ある部員は友人に対し、「私いまのメンバーでやりたい」「新しく当該生徒が（ソフトテニス部に）入ってくるのが嫌だ」などと話しており、当該生徒が新たにソフトテニス部に入部することを快く思っていなかった。

ソフトテニス部が厳しいという点について、ソフトテニス部内においては数々の決まりごとがあった。例えば、

- ・1年生は買い弁（弁当を買うこと）は禁止
- ・先輩は、名前ではなく名字で〇〇先輩と呼ぶこと
- ・校舎内・外を問わず先輩・先生には大きな声で挨拶をすること
- ・集合場所には15分前（先輩よりも早く）に来ること
- ・ボールを打つ時には大きな声で「オラッ」と言うこと
- ・先輩には新球を渡すこと
- ・先輩の話聞く時は手を後ろで組み帽子を取って聞くこと

などの決まりごとが多数あり、またソフトテニスに用いる道具の色や服装の色、飲み物の種類、荷物の詰め方、チャックの閉め方や服装の置き方など、事細かい決まりごとが定められていた。

これ以外の決まりごととして、部活を休んだ場合、その日に他の部員がランニングをしていたら、休んだ部員も次の練習日に学校内を走るというものがあった。U顧問によると、他の部員が練習を続けている中で1日でも休むとびっくりするぐらい（ボールが）打てなくなるため、いきなり練習に入るのではなく、皆に追いつくために走っているのであり、それは罰ではなく、誰が走っているかについて管理もしていないとのことであった。ただ、部員の中には、「休んだら走らなければならないから走って

いた」と捉えていた部員も少なからずいたようであり、顧問の認識と部員の認識は必ずしも同一ではなかったようである。

さらに当該生徒が入部したソフトテニス部においては、入部した1年生が12月末時点までに退部する事例が8例あった。例えば、ある部員はプレーに失敗したら他の部員から睨まれたり、陰口を言われたりすることを苦にしており、U顧問に相談したが、U顧問は「嫌だから止めてくれないかと（自分で）言ったらよい」などとし、顧問自ら注意することはしなかった。また別の部員も、他の部員より、「また体調が悪くなるから休んだらいいのに」「先輩とばかり（ペア練習を）やって」など言われ、女子特有のグループがありはじめなかったと話するなどしており、ソフトテニス部内の人間関係やグループ間の関係に悩んでいた様子であった。ある部員は、他の部員が失敗すると「なんで」と機嫌を悪くすることがあった。さらに、体質的に長袖の服が不可欠な部員が長袖の体操服で練習を行っていたところ、一部の部員から「日焼け防止じゃないのか」と疑われ、泣き出すといった出来事もあった。

ソフトテニス部に入部した1年生のうち、12月末時点までに8人の生徒が退部をしていたが、U顧問は特に辞めることを引き留めたり否定したりすることはしていなかった。次のステージで頑張れるならそちらで頑張ったら良いとの方針の下、最後は個人の判断に委ねていたようである。

またこれも当該生徒が入部する前の出来事ではあるが、1年生部員の中でトスの上げ方を巡り口論するなどの揉め事があった。さらに、レギュラーになった途端に態度が変わった部員がいるなど、1年生部員の中でも技術の差から部員相互の関係に影響が生じることもあった。

このようにソフトテニス部には厳しい決まりごとや、ミスを許容できない人間関係が存在し、必ずしも和気あいあいとした雰囲気ではなかったようである。

他方で、当該生徒が入部した際には詳細な決まりごとを手書きして「一緒にがんばろうね」と言って当該生徒に渡してくれた部員がいたり、当該生徒の練習を積極的に手伝ってくれる部員がいたりするなど、当該生徒を温かく迎え入れてくれる仲間も存在した。

ソフトテニス部の1年生にはいくつか仲の良いグループがあり、大きく分けてレギュラーなどであり技術も優れた部員のグループ、当該生徒と仲が良い部員のグループ、その他の部員グループがあった。

ソフトテニス部入部後の当該生徒は、他の1年生が1学期の間に行っていた基礎の練習ができていないこともあり、基礎からの練習を行っていた。他の部員が落としてくれたボールを打つなど、主に同じ1年生に手伝ってもらいながらの練習であった。顧問によれば他の1年生の部員が万遍なく教えていたとのことであったが、数名の部員からの聴取・アンケート結果によると、1年生の中でも当該生徒の練習に付き合う

部員と、付き合わない部員がいたとのことであった。無記名アンケートでは、「嫌だ、めんどくさい」と言っていた部員もいたとのことである。当該生徒自身は仲の良い部員に練習の手伝いを頼むことが多かったようであり、練習に付き合ってくれた部員に対し何度も「ごめんね」と言うなど、当該生徒は特定の部員に練習の付き合いをしてもらうことに対し引け目を感じていたようであった。

11月後半頃から12月前半頃までの間、当該生徒は同じ1年生のある部員に練習の相手を頼んだところ、その部員から嫌そうな顔をされたりすることがあり、当該生徒は母親に対し、「無視された」「面倒くさそうな態度を取られた」「嫌だった」などと打ち明けていた。他にも自分の練習をしたいがために、当該生徒の練習にあまり付き合わない部員もいた。

部活内ではある部員と仲良くなり、部活の帰りでもその部員と話をする姿が目撃されていた。11月17日に行われた教育相談アンケートでは、「学校内に仲が良い友達がいるか」との問いに、その部員の名前と、もう一人、別の部員の名前を挙げていた。

逆に、当該生徒自死後の他の生徒へのアンケートによれば、当該生徒は自身が苦手なソフトテニス部員の名前を挙げて友人に伝えていた。

第6 ハイパーQUの結果及び生活ノートの記事について

10月19日に実施されたハイパーQUの結果は11月に入ってから明らかになった。このハイパーQUは学業や友人関係、担任を始めとする教師との関係など、多岐に渡り、5段階評価で生徒個人が自己の現状を評価するものである。

当該生徒は総合評価で下から2番目に評価が低い「不満足群」とされた。ただ、友人との関係や教師との関係といった項目は、要支援群に分類される他の生徒と比べても当該生徒の方が評価が低かった。

個別の項目では、当該生徒は、友人関係で苦悩を抱え、十分に学校になじめていない様子がうかがえた。

また、先生との関係についての項目では、担任を始めとする先生に悩みを話したり相談したりすることが十分にできない環境にあることがうかがえた。

このハイパーQUの結果から、当該生徒が友人や教師との関係をはじめ、学校生活に上手になじめていなかったことは明らかであった。しかしこの結果につき、担任は、「転校したばかりだし、友達ができていないことも自然な部分があると思った」「要支援群ならば学年で共有するが、不満足群までとなるとすごい数になるので」「注意深く見守りつつ、必要に応じて、ちょっとずつ、声を掛けつつ、対応はしていた」などと述べ、具体的に何らかの手立てを行った形跡は認められなかった。また保護者に対しても「三者面談の場で、母親の面前で当該生徒に対し『何か困ったことはないか』と訊

ねた」と話すにとどまり、個別に当該生徒から悩みや相談を聞きだす場を設けたり、他の教諭に当該生徒について相談をしたり、保護者に当該生徒のことを確認したりするようなことはなかった。

11月上旬ころからは当該生徒が記す「生活ノート」の記載にも変化が表れていた。転校当初に比べ、書く分量が極端に減り、字も乱雑になり、また内容も「寒いです」の一言が数日続くようなことがあった。当該生徒の精神状態がかなり不安定であったことがうかがえる。

このようなハイパーＱＵの結果及び生活ノートの変化から、この頃、当該生徒自身、友人関係に悩むとともに自己に対する評価がとても低くなっており、またそのことを当該生徒自身が相談できるような教師は身近にはいなかった。

第7 教育相談アンケートについて

11月17日に行われた教育相談アンケートでは、以下のような質問があり、当該生徒はそれぞれ対応するような回答を記載していた。

・「あなたは学校が楽しいですか」

→どちらかといえば楽しいに○

その理由「友達ができてきて、部活も始めたから」と記入。

・「あなたは校内に親しい友達がいますか」

→同じソフトテニス部の部員2名の名前を記載

・「あなたは校内で気のあわない人はいますか」

→いる

・「あなたは校内や登下校時などで、いやがらせ・おどし・暴力など受けたことがありますか」

→受けたことも、見たこともないに○

このアンケートにかぎって見ると、10月11日に実施されたところのＳＯＳアンケート、及び10月19日に行われたハイパーＱＵテスト時に比べると、部活動にも入部し、親しい友人についても具体的な名前を挙げるなど、当該生徒がそれなりに学校生活になじみつつあった様子もうかがえる。

第8 2学期後半の状況

11月下旬には期末テストがあり、当該生徒は中間テストに比べて成績が上昇した。当該生徒も生活ノートに「国語のテストが思っていたよりすごく良かったです」と記していた。

12月1日の人権集会の感想文では、「文字だと感性が分からないので、人によって読み方や受け取り方が違うので文字でやりとりをするときは気を付けようと思った」などと記載していた。

12月13日の三者面談時には、ハイパーQUの結果を受け、担任は当該生徒の母親の前で当該生徒に対し「何か困ったことはないか」と何度か訊ねていたが、このとき当該生徒が特段、学校生活を送る上で困っていることを口にすることはなかった。

第9 クリスマスカップでの状況

冬休み期間を含め、入部してから当該生徒は休むことなく練習に参加していた。冬休みに入ってからでは当該生徒も他の1年生部員と同じ練習を行うことになったようである。

そうしたところ、12月24日に、クリスマスカップ戦という名の対外試合があり、当該生徒も当該校ソフトテニス部の一員として試合に出場した。このクリスマスカップ戦は、レギュラーなどの特定の者しか出られない試合とは異なり、1年生全員が出場できる試合もあったため当該生徒も試合に参加した。試合は全てペア同士で戦うダブルス戦であり、顧問が部員の力量を考慮して一定のグループ分けを行い、個々のペアは生徒達自身で決めることとなった。当該生徒は同じ1年の部員2名とのペアで試合に臨んだが、ペアを組んだある部員は当該生徒の技量を心配していた。なお、当該生徒が出た試合は全て負けてしまった。

思うようにプレーが出来なかったのか、当該生徒ははじめ暗い表情であり、その後はしきりに「ごめんね、ごめんね」と言う姿が複数の部員に目撃されていた。また試合中に天を仰ぐペアを組んだ部員の姿も見られた。

クリスマスカップ戦の感想につき、顧問は当該生徒に対し、「負けそうになった時に負けオーラが出ていて、勝とうとする気持ちがあまり見られない」「あまり応援したくなるような試合ではなかった」「(負けていても)勝てる可能性はあるから最後まであきらめないこと」などと伝えたようであり、当該生徒自身も練習ノートに「反省とこれからなおすところ、思ったこと」と詳細に綴り、思うようにプレーができなかったこと及び次への課題等を記していた。クリスマスカップ戦後に当該生徒が落ち込んだ様子であったことは顧問や他の生徒にも伝わっていた。なおクリスマスカップ戦(12月24・25日)以降、練習ノートへの記載がなくなった。

クリスマスカップ戦以降の冬休み中においては28日まで練習があり当該生徒も休むことなく参加していたが、練習後の自宅では当該生徒の疲れた様子が目撃されていた。当該生徒の家族によると、いつもならば当該生徒は練習から帰ってきてすぐに着替えるのに、クリスマスカップ戦のあとは着替えもせずに練習着のままこたつに入り、

うたた寝する様子などが見られた。

第 1 0 ソフトテニスの合宿について

合宿は、当該校の生徒だけでなく、d 中学、e 中学といった他の中学校の生徒も一緒に年明けの 3 日間、終日テニスの練習を行うというものである。平成 3 0 年は 1 月 5 日から同 7 日までの 3 日間の予定であった。顧問によると、合宿は学校の部活動ではなく、あくまでも「クラブ活動」の名称で行うものであり、合宿申込書に保護者の署名を貰って参加申し込みを行うものである。合宿の参加は任意ではあるが、例年、一部の生徒を除いて、ほとんどの部員が合宿に参加するとのことであった。

申込書を受け取った当該生徒は合宿に参加するかどうか、悩んでいる様子が見られた。当該生徒の父母は合宿の参加不参加の判断を当該生徒に委ね、当該生徒は参加申し込み期限である 1 2 月 1 0 日ぎりぎりに合宿への参加を申し込んでいた。

第 1 1 冬休み中の当該生徒の家庭内での様子

ソフトテニス部の練習は 1 2 月 2 8 日まであり、当該生徒も休むことなく練習に参加していた。

当該生徒の両親によると、年末や年明けのお正月休みは、当該生徒は例年と変わりがなく過ごしていたとのことであった。級友や部活動の友人と会うこともなく、テレビを見るなどして過ごしていたとのことであった。

当該生徒宛の年賀状は a 市の友人から数枚届いていた。

第 1 2 合宿前日の状況

合宿前日の平成 3 0 年 1 月 4 日には新年の初練習があり、当該生徒も他の部員と共に練習に参加した。練習後には翌日からの合宿についての説明及び集合場所の説明などが顧問からあった。

説明後、当該生徒は仲の良い部員と共に、ソフトテニス部の外部指導者と 3 人で話をした。その際にも集合場所の確認がなされていた。集合場所は学校ではなく、学校から少し離れた場所であった。

当該生徒自死後のアンケートや生徒・顧問からの聴取によれば、集合場所が学校ではなかったことからその部員が当該生徒に対し一緒に行こうかと誘ったものの当該生徒が一人で行くとしてこれを断ったようだ、との話もあった。しかし、この点については合宿当日の朝、当該生徒が集合場所に現れないため U 顧問がその部員に「(当該

生徒に) どんな説明してくれた？」と尋ねたところ、その部員は「分かると思うからお母さんに聞いて」と話した旨述べるにとどまっており、その部員が当該生徒と一緒に行こうと誘ったことの裏付けは得られなかった。

合宿前日の練習を終えた当該生徒は、帰宅後、自宅で練習着にゼッケンを縫い付ける作業をしていたが、当該生徒の父によると、当該生徒は作業を行っていたものの上手くできなかったため、当該生徒の母親が途中から手助けをしたとのことであった。

練習後、同じ1年生の部員は、当該生徒と他の部員が「楽しみだね」と話すのを聞いており、実際に当該生徒は自宅で翌日からの合宿に備え、大きな荷物をまとめていた。また自宅でも、当該生徒のきょうだいも、当該生徒が「楽しみだ」と呟くのを聞いていた。

第13 合宿当日の朝の状況

合宿当日は、集合場所に6:45に集合となっており、当該生徒の家族によれば、当該生徒は前日の就寝前に5:10に目覚まし時計をセットしていたとのことであった。なお、当該生徒の家族は、当該生徒が自宅を出る際、見送りをしていない。当該生徒の母によれば、弁当の持参が必要な時には朝早くに起きて弁当を作り、見送っていたが、合宿当日は弁当がいらなかったため、父も母も朝に起きて見送ることはしていなかった。ソフトテニス部の決まりでは、1年は先輩より早く集合場所に来ること、また15分前に集合場所に来ることとなっていたが、上記の事情を踏まえても、家族のうちだれも当該生徒が自宅を出る姿を見ておらず、したがって当該生徒が何時に自宅を出たのかは不明である。

集合時間である6:45になっても当該生徒が集合場所に現れなかったため、顧問らは手分けをして周辺を捜したが当該生徒は見つからなかった。なお、顧問らや集合場所に集まった生徒らからの聴取によっても、当該生徒が集合場所に来ていたり、あるいは集合場所に向かって歩いていたりする様子などを見た者はいなかった。その間、数回に渡り、顧問が当該生徒の自宅に架電をして当該生徒がすでに出発したかを聞いていたりしていた。バスには他校の生徒もすでに乗車していたため、V顧問とd中の顧問の2名が残り、U顧問は生徒を引率してバスで先に合宿先に向かった。U顧問ではなく、d中の顧問が残ったのは、その顧問が練習道具を積んで自家用車で来ていたため、当該生徒が見つかった場合にはその車に乗せて、V顧問と3人で合宿先に向かうつもりであったとのことである。

ただ、当該生徒が飛び降りたマンションの住民が集合時刻とほぼ同時刻である6:45頃に大きな物音を聞いており、当該生徒が飛び降りた時刻はこの頃であったと考えられる。なお、現場や自宅、所持品の中に遺書など当該生徒の気持ちを記した書面

等に残されていなかった。

また当該生徒の左手首にはリストカットの痕と思われるためらい傷が残っていた。前述したように、当該生徒は a 市時代には友人に恵まれ極めて順調に学校生活を送っており、担任・顧問・友人らが口をそろえて「自死をするような子ではなく、信じられない」と話していた。そのような当該生徒が自死という選択をし、また自死日以前にもリストカットを試みたような形跡があることからすると、当該生徒は心身に相当な負担を感じ、追い込まれていたと思われる。

第3章 いじめの認定

第1 はじめに

いじめの定義については、法第2条において、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定められている。

本定義によれば、いじめ行為の担い手である「一定の人的関係のある者」が、当該行為の対象者である受け手に対して、何らかの「心理的あるいは物理的な影響を与える行為」が行われ、受け手が何らかの「心身に苦痛を感じて」いれば、当該行為をいじめであると認定できる。このことはすなわち、いじめた側がいじめられた側に対して当該行為を行った意図、理由や背景要因は問わないということである。一般に「いじめ」とは捉えられないような事案についても、いじめられた側が何かしらの心身の苦痛を受けていたなら、当該行為はいじめと認定すべきということである。

本定義は、いじめの定義としては指し示す行為の範囲が広すぎるという批判がある。しかし、いじめを広く定義したのは、そもそもいじめ行為は、子どもたちの中で秘密裏に行われていることが多く、教職員がいじめに気づいた時には、すでにいじめは深く浸透してしまっているという段階に至っていることすら少なくないからである。周囲の大人は、いじめられている側の子どもが発する些細な SOS サインを見逃すことなく、速やかにいじめを認知し、いじめとして対応することで、いじめられている側の子どもを保護し、いじめている側の子どもの行動や意識を修正するなどいじめている側の子どもの発達も保障するために、広く定義がなされているのである。従って、本委員会としても、いじめの定義を限定することなく、広い範囲でいじめを認定することとする。

いじめ定義の解釈や運用に関する問題に対して文部科学省は、「いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為『ごく初期段階のいじめ』『好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合』等もいじめとして認知することとなる。法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である」との見解を示している（文部科学省、201

3)。

また、いじめを広く認定するという法の趣旨を受けて、いじめを認定する際、当該行為のみを取り上げてみると、一般的な見地からは苦痛を感じるものと認定できない場合だったとしても、当該生徒が置かれている立場を考慮し、当該生徒が苦痛を感じていると認定できる場合は、いじめとして認定することとした。

これは、不幸にして当該生徒が自死した事案においては、当該生徒から苦痛の有無について聞き取る事が出来ないところ、事後的な調査において、一般的見地から苦痛を認定すれば、当該生徒の気持ちを無視する結果となりかねず、これは、再発防止に重きをおいた法の趣旨に反すると思われる。そのため、当該生徒の立場にできるだけたって、苦痛を感じるかどうかを認定すべき必要があるといえる。

第2 いじめ行為の存否の認定

本委員会が認定したいじめ行為は、以下の通りである。

当該生徒は、11月にソフトテニス部に入部し、同月4日から練習をはじめたが、これまでソフトテニスの経験がなく、他の1年生とは練習の進み方が違ったために、当初は個別練習を行っていた。

顧問からの指示で、他の1年生が合同練習を一旦休んで、当該生徒の個別練習に付き合っていた。個別練習のメニューのなかには、他の部員がボールを落としてあげて、それを当該生徒が打つといった練習もあった。当該生徒の練習相手は、主に1年生が交代交代に行っていた。

11月後半ころから12月前半ころまでの間、当該生徒が、ある部員に練習相手を頼んだところ、練習を手伝ってくれず、無視されるということがあった。

この事実は、当該生徒の母が当該生徒から聞いていた。さらに、アンケートなどにも無視と思われる行為があったことが記載されていること、その部員自身が、当該生徒を嫌悪する発言をしていたことなどから認定できる。

その部員以外にも、同じ頃、複数の他の部員が、当該生徒の練習を手伝わないといったことがあった。

この事実は、生徒からのヒアリング及びアンケート結果から認められた。

上記事実関係のうち練習を手伝わないという行為は、一般人からみて精神的に苦痛を感じるほどの行為であると断定することはできない。

しかしながら、当該生徒は、転校生であり部活動になじもうと努力をしていたものの当時はまだ入部したばかりで時間がたっていなかったこと、他の1年生と比べて練習進度に差があることについて不安を感じていたこと、他の1年生が自分の練習を止めて当該生徒の個別練習に付き合ってくれていたことに「ごめんね」

と謝るなどしており引け目を感じていたと推認されることなどから、部活動に十分になじめていなかったと考えられる。

さらに、部活動の雰囲気としても、第2章で認定したとおり、少なくとも和気あいあいとしたものとはいえず、一定のグループが存在し、練習への取り組み方などで意見の対立が存在したこともあった。さらに、テニスの技量の上下や練習に対する取り組み方などから同じ1年生の中でも上下関係と思われる人間関係ができていた。

一方で、U顧問は、プレー中に他の部員から退部した部員がにらまれたり陰口を言われるなどし、いじめを強く疑うべき事象が生じているのに、積極的に関与しようとしないうなど、いじめに対して積極的に介入しようとする姿勢はなかった。

このように、部活動においては、部員間では、人間関係が円滑とはいえない事象が多数発生している一方、顧問らがこれに積極的に関与していた様子はいくつか見えない。

こういった部活動の雰囲気は、当該生徒にとって、孤独感や自己肯定感の低下を招き、ストレスをため込みやすくなる要因として指摘出来る。

これに加えて、当該生徒は、クラス生活を含めた学校生活全般においても疎外感や不安感を有していたことが認められる。

当該生徒は、転校前の中学校では友人も多く部活動にもなじんでいたにもかかわらず、転校後の当該校においてはクラスを含めた学校生活全般において不満や不安を感じるなどしており、いわば「居場所」が無い状況であった。さらに、転居前は、充実した学校生活を送っていたのであり、転居後に環境、生活は大きく変化したといえる。

11月後半から12月前半の頃、学校生活全般になじめておらず、居場所を見いだせなかったことから、自己肯定感が低下するなどしていたことがうかがえる。

一般的には苦痛を感じるとまではいえない行為だったとしても、このように部活動になじめておらず、自己肯定感が低下している当該生徒においては、苦痛に感じていた可能性が高いといえる。

実際に、当該生徒は、練習相手を頼んだにもかかわらず練習を手伝ってくれず、無視されるという行為に関して、苦痛を感じていると述べていたこともあり、本委員会としては、その部員の行為については、いじめであると認定する。

他の部員が練習を手伝わないという行為についても、前記部員の練習を頼んだにもかかわらず練習を手伝わず無視するという行為と質的な差はない。さらに、複数の生徒から同様に練習を手伝ってもらえないという行為は、単独部員の行為よりもむしろ当該生徒が苦痛に感じるおそれが強いといえる。従って、当該生徒が苦痛を感じていたと推認することができ、本委員会としては、これらの行為に

についてもいじめと認定した。

以上から、本委員会は、上記行為についてはいずれも、法に定めるいじめに該当すると考えた。

なお、11月17日に教育相談アンケートにおいて、「いやがらせ・おどし・暴力など受けたことがありますか」という問に対して、「受けたことも見たこともない」と当該生徒は回答している。このことから、少なくとも11月17日の時点でいじめはなかったのではないかと疑念がある。しかし、このアンケートに記載されたいやがらせ・おどし・暴力と本調査で認定した法に定めるいじめは同一ではなく、このアンケート結果の存在をもっても、上記いじめの認定は揺るがないと本委員会は考えた。

なお、上記以外の点について、本委員会は、いじめの有無について調査検討を行ったが、いずれも証拠上、いじめと評価認定することができなかった。

第4章 自死との関連性

第1 いじめと自死に直接の関連性があるか

前章で述べたとおり、本委員会としては、いじめが存在したと認定したが、このいじめ（以下、「本件いじめ」という。）と自死との間に関連性があるのかについて検討する。

まず、本件いじめが自死に直結したといえるか、本委員会は検討した。

本件いじめは、11月後半から12月前半頃に行われたものと考えられ、自死との間には1か月から2週間程度の期間がある。さらに、本件いじめは、当該生徒を対象とした個別練習中に発生したものであるところ、12月後半には、このような個別練習は行われておらず、合宿中もそのような個別練習は行われる予定がなかった。このことから、本件いじめが自死の直接の原因となったとは認定できなかった。

さらに、当該生徒は、いじめとして認定できる事柄以外にも、多数のストレスに直面していたといえ、これらが重層的に重なり合い、何らかのきっかけで自死に至ったと考えるのが自然であると、本委員会は考えた。

これらのことから、本委員会としては、自死は、本件いじめとの関連性を指摘できるものの、本件いじめのみを直接の契機として発生したとは断定できなかった。

第2 本件いじめと自死との関連性について

本件いじめは自死とどのように関連したのか、本委員会としては次の通り考えた。

1 当該生徒の性格傾向

本委員会は、a市での中学1年1学期までの状況もふまえて、当該生徒の性格について検討を行った。当該生徒は、a市に在住していた頃から、友人から悩みを打ち明けられることは多いものの、自分から悩みを訴えることは少なかったようである。当該生徒は、嫌なことがあってもそれを友人に吐露することは少なく、実際に友人に関する不満については、前章で認定したいじめのうち、ある部員についてのみしか確認されなかった。もちろん、嫌なことがあったとしてもこれを打ち明けることが出来る友人があまりいなかったために、当該生徒が吐露できなかった可能性もある。

このような行動様式からみて、当該生徒は、もともとは正義感が強く、友人に

頼られる存在であったことがうかがえる。一方で、当該生徒は、自分自身が抱える不安や不満については、他者に相談することができず、不安や不満をともすれば自分の内側にため込みやすい傾向にあったと推察される。

2 学校生活全般における不安や不満、これに伴う自己肯定感の低下

第2章で述べたとおり、当該生徒は、a市に在住しているころは、順調で充実した学校生活を送っていた。友人関係にも恵まれていたと考えられる。

しかし、8月に名古屋市に転居してからは、転校先の当該校に十分になじめていなかった。

一般に、転校生は、すぐに学校になじめるわけではなく、当該生徒についても同様の状況だったと考えられる。この中でも、当該生徒は、友人を作ろうと努力をしており、10月以降には徐々に友人ができつつあったといえる。

しかし、当該生徒と仲良くなった友人の多くは、学校生活に不満を抱えている可能性がある生徒であり、当該生徒がa市に在住していた頃のように、順調で充実した学校生活を歩むようになったとは言いがたい状況だった。実際に、こころのSOS、ハイパーQUなど、当時の当該生徒の心理所見を把握できる資料を見ても、学校生活になじめていなかった状況が裏付けられる。

このような状況から、10月以降も、当該生徒は、学校生活に十分になじめていなかったと考えられる。また、学校生活の充実度が、a市に在住していた頃から大きく低下し、それがなかなか回復しなかったことで、当該生徒は、自己肯定感を低下させていた可能性が高いといえる。

一方、学級担任との関係について検討するが、当該生徒は、最も近い存在であるはずの学級担任と信頼関係を築くことはできなかった。当該生徒は、学級担任について、はっきりと嫌悪感を示していた。

さらに、ソフトテニス部顧問との関係についても、信頼関係を構築できていたとは言いがたく、部活動内での悩みやいじめに遭ったことを当該生徒は、母親には打ち明けているものの、顧問に対しては何も説明していなかった。

これ以外に、学級担任以外の他の教諭が当該生徒の個性を把握したうえで、信頼関係を築けていた形跡もない。これは、当該校が、大規模校であり、生徒数が多く、教員が一人一人の生徒について十分に把握できなかったことも背景事情として指摘できる。

こういった状況から、当該生徒は、10月以降、学校生活になじめておらず、自己肯定感が低下しているにもかかわらず、その不安や不満を相談することができないままに生活をしていたと考えられる。

3 部活動における人間関係や孤立感

一方で、当該生徒は、部活動においてもなじめておらず、ストレスを感じていることもあったようである。

部活動におけるストレスには、前章で認定した本件いじめが一定の影響を与えていたと考えられる。すなわち、当該生徒は、部活動に途中入部しており、元々不安を感じる状況であった。さらに、練習進度の遅れを気にしていた様子も確認されており、自分の練習が遅れており、他の生徒に追いつかないといけいないと考えていたはずである。また、当該生徒の性格として、他の生徒に迷惑をかけたくないと考えていたと推認され、このような当該生徒が、他の生徒に個別練習に付き合ってもらうことは、気が引けるものだったと考えられる。さらに、部活動の雰囲気が和気あいあいとしたものとはいえず、同じ1年生の中でも上下関係と思われる人間関係ができていたことなどは、当該生徒にとってもストレスだったと考えられる。

このような状況下で、本件いじめ、すなわち一部部員から無視されたり、練習を手伝って貰えなかったという体験をすることで、当該生徒はさらに孤立感を感じていたと思われる。

当該生徒は、部活動における人間関係に強いストレスを感じていたと考えられる。その一方、当該生徒は、まじめで正義感が強く、部活動を休むことへの抵抗感があったと思われることから、ストレスを蓄積しながらも当該生徒なりに頑張って部活動を継続していたものと考えられる。ただし、当該生徒は、部活動を休みがちになるといったことはなく、この人間関係ストレスだけが、自死の原因になったとまではいえないと、本委員会考えた。

4 クリスマスカップにおける出来事

当該生徒は、12月24日開催のクリスマスカップ以後に、強い疲労を訴えている。クリスマスカップで、当該生徒が参加したペアは、2回試合にでていますが、いずれも敗戦をしている。当該生徒の練習ノートには、クリスマスカップにおけるダブルフォルト、レシーブミス、後衛でのミス、打ち方のミスなど、多数のミスが記載されており、相当ミスを気にしていた様子がうかがえる。また、他の部員らのヒアリングなどでも、当該生徒は、ミスをするたびに「ごめんね」と謝っていた様子が明らかになっており、自らのミスが他の部員に迷惑になったことを気にかけている様子がうかがえる。

当該生徒は、これまでも練習などで引け目を感じ、他の部員に迷惑をかけているのではないかと考え、実際にいじめも受けているなかで、試合でミスをし、その結果敗戦し、チームやチームメイトに迷惑をかけたと考えて大きなストレスを感じ

じていたと思われる。

さらに、U 顧問からも、「応援したくなる試合ではなかった」と声かけをされている。当該生徒は、このことを練習ノートに「反省・これからなおすところ・思ったこと」、「先生から言われたこと」として、技術面の反省点とともに丁寧に記載しており、相当に重く受けとめたことが推測される。U 顧問の発言の趣旨は、最後まで諦めないようにとのことであつたが、このような声かけを U 顧問から受けること自体でストレスを感じる可能性は否定できない。少なくとも U 顧問の声かけは、当該生徒のストレスを緩和することはできなかったと思われる。

このような当該生徒の性格や U 顧問の指導方法に加え、第 2 章で記載したとおり、部活動の雰囲気が和気あいあいとしたものではなく、他人のミスを許容して励まし合えるものではなかったことも、当該生徒にとっては、ストレスを高める要因になったと考えられる。

当該生徒は、クリスマスカップにおいて大きなストレスを感じており、これが自死に影響した可能性も否定できない。

5 冬休みの練習での疲労

当該生徒は、冬休みに入ってから練習日には全日練習をしていたことが認められる。部活動の練習は、冬休み前の 12 月 12 日から冬休み中の 28 日まで、上記クリスマスカップも含め休みなく練習をしていた。冬休み中の練習時間は、他の部活動が午前または午後のいずれかの場合が多い中で、概ね午前 8 時から午後 4 時までであった。

家族からのヒアリングによれば、当該生徒は、クリスマスカップ以後、とても疲れていた様子が見られるとのことであり、上記練習は、当該生徒を肉体的に疲労させていたことはうかがえる。

さらに、当該生徒は、練習について行けるかどうか、練習中に不安な気持ちを抱えていた様子も、他の生徒のヒアリングからうかがわれるが、これに対して、U 顧問が何らかのフォローをした様子はなく、不安でも頑張れるように指導したにとどまっている。部活動についての顧問らの指導方針は、練習について来られる生徒を念頭に置いており、部活動に関して不安を抱いている生徒の気持ちに寄り添うことや部員間の良好な関係づくりに積極的に取り組もうとする姿勢は見られない。

当該生徒は、元々練習について行けるかどうか不安に思っていたところに、自身の技量不足からクリスマスカップにおいて他の部員に迷惑をかけたことに引け目を感じていた。そこから挽回しようと冬休みの練習に熱心に取り組んだものの、連日の休みがない練習の中で、さらに肉体的に疲労し、精神的にも疲労していた

と考えられる。また、肉体的な疲労は、思考力を低下させ、精神的な疲労にも影響をした可能性も指摘できる。

6 合宿への不安感

当該生徒は、合宿の直前に自死をしており、合宿と自死との関連性が強く疑われるところである。

本委員会としては、合宿参加に対して大きな不安を抱えていたと考えた。当該生徒は、部活動そのものに肉体的に疲労していたし、部活動における人間関係についてストレスを感じており、これに加えてクリスマスカップにおけるストレスなどから、精神的にも強く疲労していたと考えられる。当該生徒は、合宿に参加すること自体、乗り気ではなかったと考えられる。当該生徒が合宿について不安に感じていたことは、合宿に参加することを決めたのが、合宿申込期限に近かったことからうかがえる。

当該生徒には、リストカット痕と思われる傷があり、これが比較的新しいものであると考えられる。これは、当該生徒が、強いストレスを感じており、自己肯定感が低下していたことを疑わせる事情であるが、時期的に最も近接する合宿についてストレスを感じていた可能性がある。

さらに、クリスマスカップにおいて、プレー自体がうまくいかず、合宿において練習についていけるかどうか不安に感じていたことも認められる。この不安な気持ちは、クリスマスカップ以後の練習においても解決されることはなく、むしろ肉体的且つ精神的に疲労していたと考えられる。

これ以外に、合宿に関して、当該生徒に対してストレスとなる事情があったが、詳細については、関係者の心情に配慮し明記しないことにする。

当該生徒は、これまで家族以外で外泊を伴う旅行をほとんどしていなかったということも影響していると思われる。

このときに、当該生徒は、合宿に行かないという選択肢を取り得なかった。合宿に参加しないことは、参加費が無駄になることを気にしていた可能性もあるが、当該生徒の弱音を吐かないという性格に加え、弱音や本音について相談できる教諭、スクールカウンセラー、友人などがいなかったことも影響していたと思われる。

なお、当該生徒は、合宿の前日に「楽しみだ」と独り言を言っていた事実が認められる。しかし、この事実から当該生徒が合宿を楽しみにしていたとは認定できなかった。合宿について不安を感じていたことは上記の通り明らかであり、この発言は真意に基づくものといえるとは認定できなかった。当該生徒は不安な気持ちをもっていただけからこそ、自分に言い聞かせるように「楽しみだ」と述べていたと

解釈するのが自然であるといえる。

7 自死と本件いじめの関連性についてのまとめ

本委員会としては、当該生徒が学校で居場所が見いだせなかったこと、部活動におけるいじめなどによる人間関係要因、部活動行事であるクリスマスカップでの出来事、クリスマスカップ以後の部活動での練習に関する肉体的・精神的疲労などが関連すると考える。なお、これらの要因は、事実上の部活動行事である合宿に対する不安や「行きたくない」という気持ちをより高める事情になり得るし、これらの要因は、それぞれが影響しあっていると考えられる。

これらが当該生徒のストレスを高め、自己肯定感を低下させていったと、本委員会は考えた。

これらの要因については、一つ一つがどの程度自死に対して影響を与えたのか正確にはわからないが、これらが複合した結果、合宿直前である平成30年1月5日朝の段階で、ストレスが限界にまで蓄積されていた。さらに、合宿に行きたくないという気持ちも無視出来ない程度に重要な要因であった。このように1月5日朝の段階では、ストレスが限界まで蓄積されており、このような状況で合宿の集合場所に向かおうとすることに耐えられなくなり、当該生徒が自死に至った可能性が高いと本委員会は考えたものである。

なお、いじめ対策検討会議の最終報告書においては、部活動における練習についての肉体的・精神的な疲労について着目をしている。本委員会としては、当該生徒が肉体的な疲労が主たる原因で自死に至ったとは考えなかった。当該生徒が、a市に在住していた1学期の時点で、練習熱心であり、厳しい練習にも十分耐えており、基礎体力も十分にあったといえる。冬休みの頃は1学期の頃よりさらに体力が向上していると思われる。肉体的な疲労は、一つの要因としては考えられるものの、これが大きな原因であるとは思われなかった。

本委員会としては、部活動における練習に関して、主に精神面で一定の疲労があったことは間違いないが、これが直接の原因になった訳ではなく、上記の通り本件いじめを含む様々なストレスが複合した結果、自死に至ったと考えた。

第 2 部

学校及び教育委員会の対応について

第1章 学校の転校から自死に至るまでの対応について

第1 学校の対応に関する事実経過

1 当該校について

まず、当該校の状況について、述べる。

(1) 当該校の状況

当該校は、大規模校である。1年生は各学級32名程度であった。

生徒数が多いため、教員は職員会議などで名前が出た生徒の顔が分からないことや授業を担当しない学級の生徒の名前と顔が一致しないこともある。そのため、4月当初に撮影する学級写真に生徒の名前を付して職員室に常備していた。

保護者の転勤などにより、生徒の転出入が多く、当該校は転出入の対応には慣れている一方で、生徒の数が多いため、転校手続や授業を担当しない教員は、転入してきた生徒の名前と顔が一致しないこともある。平成29年度においては、転入生のために特別の取組はしていなかった。

教員らは、当該校の生徒については、基本的生活習慣が身についており、礼儀正しく、学習に対しても前向きに取り組む生徒が多く、生徒指導上の問題行動等は非常に少ないと捉えている。

(2) いじめ防止対策等の取り組み状況

ア 当該校では、「名古屋市いじめ防止基本方針」に基づき、平成29年度「いじめ防止基本方針」を策定している。そこには、「1 基本理念、2 校内体制、3 教職員一人一人の心構え、4 未然防止の取り組み、5 早期発見の取組み、6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）、7 子ども応援委員会との連携、8 校内研修の実施、9 学校評価の実施」の項目に沿って方針が示され、また、「いじめが発生した場合の対応の流れ」および「年間を通したいじめ防止のための指導計画」が示されている。「年間を通したいじめ防止のための指導計画」では、2学期の「未然防止の取り組み」として次の事項が挙げられている。

- ・年間を通して－生徒会・委員会・部活動での取り組み
- ・9月－体育大会
- ・10月－第2回ハイパーQU実施、音楽会
- ・11月－第2回ハイパーQU結果の把握と支援方法の共通理解、なごやING
キャンペーン
- ・12月－第2回ハイパーQU返却、人権週間についての講演

また「早期発見の取り組み」として次の事項が挙げられている。

- ・年間を通して一生活ノート・学級通信等の活用
- ・11月－学校生活アンケート，教育相談週間
- ・12月－いじめアンケート②

イ 平成29年11月頃，教育委員会は，いじめ対策検討会議の報告書（平成28年8月31日にいじめ対策検討会議が答申した報告書）（以下，「平成28年報告書」という。）の提言を踏まえた再発防止に向けた取り組みの実態調査を行った。当該校は，「取り組み策」として，なごや子ども応援委員会との連携，ハイパーQUの有効活用，いじめ防止教育プログラム・自殺予防教育について，道徳教育の重要性について記載している。ハイパーQUの有効利用については，要支援群の生徒の情報は共有されているが，承認得点の低い生徒についての情報が共有されていないので，2回目の時に共有すると回答していた。平成28年報告書については，いじめ対策検討会議の聴取を受けた多くの教員が読んでいない状況であった。

ウ また，当該校の「H29 自殺予防教育に関する当該校の取り組み」によると，各学期に「こころのSOS」の授業が取り組まれることになっている。2学期は，「こころのSOS」の実施に加え，平成29年10月20日に「命の授業」と題して講演会を行い，「ストレスマネジメント」に関する授業も行った。

エ 1年生は，学年として生活ノートの取組を行っていた。生活ノートは，時間割と持ち物・提出物の記載欄と4行の自由記載（コメント）欄があり，週末には9行の週末コメント欄がある。毎日，生徒が生活ノートを記載して提出し，学級担任が見て，時にはコメントを記載していた。

（3）スクールカウンセラーの配置

名古屋市では，常勤のスクールカウンセラーと常勤のスクールソーシャルワーカーを，他の二つの職種と組み合わせて，チームで子どもを応援する制度をつくり，平成26年度より「なごや子ども応援委員会」として活動している。そして，市内を令和2年度時点では11ブロックに分け，各ブロックに活動の拠点となる事務局を設置している。

平成29年度までは，当該校が属するブロックの代表校である他校に「なごや子ども応援委員会」の常勤のスクールカウンセラーが配置されており，当該校は非常勤のスクールカウンセラーの配置であった。平成30年度以降は，当該校に「なごや子ども応援委員会」の常勤のスクールカウンセラーが配置された。

（4）部活動全体について

ア 当該校における平成29年度の部活動は，運動部が8部，文化部が2部開設

されていた。

イ 部活動の指導・運営等について、教育委員会の指導

平成25年5月、文部科学省「運動部活動での指導のガイドライン」が作られ、教育委員会が、学校に対し、学校教育の一環として学校部活動の望ましいあり方について、文書を配布した。

また、平成28年報告書において、部活動においては、ともすれば勝ち負けに重きを置きすぎる傾向が芽生えやすいことを十分に認識し、部活動の本来の意義に即した活動になるよう、適切な指導・運営がおこなわれるよう求めるとともに、顧問が活動の場に立ち会えることができるよう体制の充実を求める提言がなされた。

ウ 平成28年度7月及び12月学校評価アンケート

保護者等からは部活動について、以下のような批判的な回答があった。

- ・テスト1週間前は部活動をなくしてほしい。
- ・週に1度、部活動の休みの日がほしい。
- ・部活動の拘束時間が長すぎる。土日もしり入っている。わざわざ県外や遠方に出たりする必要性を感じません。
- ・部活動の朝・土日練習が新聞等で取り上げられているが、この学校は昔から変わらない。改善点もあるのではないかな等

エ 当該校の平成29年度保護者用「楽しく充実した運動部活動」

当該校は、教育委員会の方針に従って、平成29年度保護者用「楽しく充実した運動部活動」を配布し、学校部活動の意義として、次の5点を挙げている。

- ・喜びと生きがい
- ・明るく充実した学校生活の展開
- ・豊かな人間性の育成
- ・体力の向上と健康の増進
- ・生涯にわたってスポーツに親しむ基礎づくり

また、学校部活動の基本的な視点として、次の4点を挙げている。

- ・学校教育目標とのかかわりを明確にし、学校の運営方針・計画に沿った運営
- ・子どもの主体性の尊重
- ・バランスのとれた生活やスポーツ障害予防の観点から適切な活動時間や活動日数の設定
- ・子どものゆとりのある生活と実りのある部活動の実現に向けた休養日「ノー部活デー」「ノー部活ウィーク」の設定（平成29年度追加）

そして、中学校では、スポーツの楽しさを味わう、技能向上の過程で、スポ

ーツをより深く追求する「スポーツ追求型」であるとし、中学校の目安としては、①週5日以内、②1日2時間程度以内、③土・日等、学校休業日はできるだけ休む（少なくとも土日は1日休む）を挙げている。

さらに、「学校部活動でのよりよい人間関係を構築するために」として、「部活動は、同じ目標に向かって力を合わせていく子どもたちの自主的・自発的な活動です。部活動を通して、互いに支え合うことの大切さや自他のよさに気付くことが大切です。日頃の練習において、個人の体力や技術が誰の目にも明らかな形で浮き彫りになる場面も見られます。うまくできる子どもは体力や技術が未熟な子どもを指摘することなく、うまくできない子どもが劣等感を抱くことなく活動することができるような部活動の運営が期待されています。」としている。そして、「部活動でのよりよい人間関係を構築するために、以下の点に留意した指導に心掛けます。」として、ひとつめに「子どもと顧問との人間関係を深めます」を挙げ、「よさを伸ばすことを基本にした練習」、「ストレスをためさせない配慮：部活動での取り組みに限らず、学校生活全般について子どもが相談しやすい人間関係を築き上げます。」、「練習のみならず、部活動全体を通した顧問の指導：部活動の準備、後片付け、部室内等での部員の様子を十分把握し、問題行動等の予防に努めます。」を挙げる。ふたつめとして、「子ども同士の人間関係を深めます」を挙げる。

オ 当该校の平成29年度の部活動

平成29年度に異動してきた教員が、部活動の現状を問題視したことや、平成28年度学校評価アンケート等を受けて、完全下校時刻を12月及び1月は午後5時30分、11月、2月及び3月は午後6時、その他の月は午後6時30分と定め、テスト1週間前は原則として活動しないということになった。しかし、学校休業日の練習の時間の定めはなく、「楽しく充実した運動部活動」では、土・日等、学校休業日はできるだけ休む（少なくとも土日は1日休む）とされていたが、練習日数の定めもなかった。職員会議の日も顧問不在で部活動は行われていた。

平成29年9月に教育委員会から各小中学校に対して行われた「教員の部活動指導にかかる実態調査」における当该校の回答によれば、運動部における部活動指導教員の部活動に費やす一日の平均時間は、平日で、30分以内4人、1時間程度3人、1.5時間程度5人、2時間程度1人、2.5時間程度8人、3時間以上3人であった。学校休業日で、1時間以内3人、3時間程度5人、4時間程度7人、5時間程度5人、6時間以上4人であった。部活動指導により負担を感じることがある教員は、28人中20人であり、やむを得ず行っていると答えた教員は28人中12人であった。

カ 当該校の部活動の成績

熱心に取り組んでいる部活動においては、全国レベルの大会に出場したり、県外の大会に参加したりするなど、大会でも好成績を収めている。部活動の好成績は、高校推薦の要件になることもあり、保護者から様々な要望を受けることがある。

キ 合宿について

教育委員会及び当該校は、部活動として合宿に行くことは認めていなかった。ソフトテニス部については、部活動の顧問が、私的クラブチームとして部員を合宿に連れて行っており、校長や教頭は、私的クラブチームとして行く場合には、当該校の教育活動と違うものとして指導等をしていなかった。

(5) ソフトテニス部の状況

ア 部活動の顧問、部員等

平成29年度は、当該校7年目のU顧問と、当該校1年目のV顧問の2名体制であり、1名の外部指導者がいた。外部指導者は、基本的には、平日は指導せず休日に指導していたが、12月は仕事の都合により休日も指導していなかった。

平成29年12月末時点において、部員は2年生12名、1年生18名であった。1年生の4月に入部した部員は24名で、途中入部した部員は当該生徒を含め2名いるが、平成29年12月末時点までに8名退部し、18名となっていた。

イ 練習日、練習時間

平日は朝練習(7時30分から8時までの30分間)と授業後の練習があり、授業後の練習は、授業時間により変動するが、11月は2時間30分から3時間55分、12月は2時間から3時間25分であった。雨が降った時には、朝練習はないが、授業後には室内で練習していた。

土日や長期休みの学校休業日は一日中練習をすることが多く、午前8時から午後4時までの8時間で、1時間30分活動したら15分休憩し、昼休憩は40分から45分間で学年毎の2部交代制となっていた。顧問は、基本的に土日のどちらかを休みとするが、土日ともに一日練習をした場合は、翌日の月曜日は休みとすると説明している。しかし、予定表や出席簿によると、実際には、土日は練習や大会が多くあるため、平成29年12月は、1日から28日までのうち、土日はすべて部活動があり、部活動が休みであったのは平日の2日のみで、26日間部活動をしている。

日頃の練習成果を試すために、様々な試合及び練習試合に出かけることが多かった。一部の選手だけが試合に出場する場合は、原則としてU顧問が引率し、

当該校で練習をする部員はV顧問が指導していた。

ウ 練習の内容について

平日の練習メニューは、2年生が考え、顧問に提出をしていた。学校休業日は、顧問が練習メニューを考えていた。

エ 合宿について

他校のソフトテニス部顧問が、私的クラブチームとして部活動の部員を引率して合宿に行っており、これにU顧問も賛同して、私的クラブチームとして任意の形で部活動の部員を合宿に連れて行っていた。平成29年度で4年目である。

これについて、校長が、他の学校から聞いて、U顧問に確認したところ、U顧問からは、合宿は部活動ではなく任意のものであり、保護者にも強制ではないと説明しているうえ、顧問も休暇で行っているので学校に報告しなかったという説明であった。校長としては、学校の部活動で行くなら止めるように言うつもりだったが、顧問が休暇をとりプライベートなものであると確認したので、この1回の確認以降、全く把握をしていないと述べている。校長は、平成30年1月5日、V顧問から聞いて、この日から合宿の予定であったことを知った。教頭は、平成29年9月か10月頃、U顧問から聞き、部活動とは切り離れた形のクラブチーム的なものだとして理解して、特に指導はしていなかった。

部員や保護者に配布するソフトテニス部練習予定表には、「合宿(希望者のみ)」の表記があり、その日程が示されており、注記に他の中学校と合同であること及び費用等が記載されていた。学校として部活動全体の活動状況をまとめた「冬季休業中部活動予定一覧表」には、「合宿」の表記はなく、学校外での練習を示す「外での練習」と記載されていた。

いじめ対策検討会議の聴取では、合宿が行われていることを知らなかった教員もいた。また、聴取をしたソフトテニス部員のほぼ全員が、合宿については部活動として行くものという認識であった。

オ 部活動のルールについて

学年による上下関係がはっきりしており、部員内で「ソフトテニス部の気を付けること」という30を超えるルールがある。そのうち、いくつかを挙げる。

- ・先生方や先輩に校舎内、校舎外でも大きな声で挨拶をする。
- ・駅前や公園に集合するときは15分前に集合する。(先輩より早く来る)
- ・アドバイスを受けたときは、「はい」という返事をしてから「お願いします」と言う。
- ・先生方や先輩の前や後ろを通る時は、「失礼します」「すみません」と一言かける。

- ・打つ前にあげボールをしてくださっている方に「お願いします」と言い、終わったら「ありがとうございました」と言う。
- ・先生や先輩の話を聞く時は手を後ろで組み、帽子は外す。目を見て聞く。かかとを上げて筋肉をつける。
- ・部活動を休んだ場合、その日みんなが内周を走っていたら3周たまる。中練のときは10周。早退した場合、掃除10分間。

U顧問は、上記ルールについて認知しているとともに、上級生から下級生に対して部活動のルールの説明をしていることを把握していた。

このうち、「部活動を休んだ場合、その日みんなが内周を走っていたら3周たまる。」というルールについて、U顧問は、「休んだ分、他の部員から遅れており、遅れを補う意味で走らせていた。」と述べており、U顧問の趣旨を理解している部員もいたが、休んだ罰として走るという認識の部員もあり、このルールがあるから休みにくいという部員もいた。

カ 練習ノート

練習ノートは、部員全員が作成しており、顧問から指導されたことや大切なことを記載している。提出は自由であり、提出があった場合は顧問が見ている。

キ 1年生の部員間のトラブルについて

アンケートや聴取で、以下のとおりのトラブルが認められた。

(ア) 当該生徒の入部前に起こったこと

- ・親しい部員同士でいくつかのグループができていた。秋頃に、親しいグループの部員間で、好きな子の名前を他の子に話したのではないかとの勘違いから、関係が悪化し、別のグループにある部員が移るということがあった。

(イ) 当該生徒が入部した頃に起こったこと

- ・同じ小学校の出身者でグループをつくり、そのグループでしか行動しないことに対し、数人が問題意識を持ち、11月初旬頃、ある部員が「話し合いをしたい」と顧問に対し、申し出た。
- ・ある部員が、自分と仲の良い部員と他の部員が話をしていたことにイライラしたようで、他の部員に対するあげボールをしっかりとやらず、他の部員がある部員に「しっかり練習して。」と言ったところ、ある部員と他の部員とで口げんかになり、他の部員が泣くことがあった。
- ・上記の2つのことで、顧問が立ち会い、話し合いを持った。入部したばかりの当該生徒も話し合いに出席し、「よく分からないけど、仲良くできると思う。」と発言した。

ク 1年生の途中退部者について

1年生の4月に入部した部員は24名で、途中入部した部員は当該生徒を含め2名いるが、平成29年12月末時点までに8名退部し、18名となっていた。

退部理由は、以下のとおりであった。

(ア) 部活動の練習について

- ・練習時間が長く、練習もハードで、休憩があまりない日もあった。
休日も一日練習ではなく半日だったり、部活動の中で嫌なことがなかったりすれば、続けたかった。

(イ) 部員間の関係について

- ・先輩は上手な子に対してあまり注意しないが、上手ではない子に対してはずっと付き添い強く言うので、付き添われた子はやりにくそうだった。また、先輩が後輩にそこまで厳しくしなくてもいいのと思う時があった。
- ・当該生徒に対してではないが、少しミスをすると、先輩から「何しているの、ちゃんとやってよ。」と言われていた部員がいた。
- ・夏休みに塾に行くために部活動を休んだことに対し、ある部員が「本当は遊んでいるんじゃないの。」と陰口を言っているのを他の部員から聞いて退部した。
- ・身体的理由からずっと体操服を着て練習していた部員について、他の部員が「日焼け防止のためじゃないか」という話をしたため顧問が声をかけ、1年生だけで話し合いをした。周りの部員がみんなで謝り解決したが、結局その部員は退部した。
- ・同じ学年の中で、気の強いグループとそうではないグループがあるなど、上下関係があり、気の強い部員がそうではないグループの部員を嫌っているとか話したり、挨拶しても挨拶しなかったりということがあり退部した。
- ・ある部員からテニスのペアでミスをする、嫌な顔をされたり、睨まれたり、陰口を言われたりしていた。9月から12月頃まで顧問が来る前に行われていた。U顧問に相談したら、「自分で、嫌だからやめてくれないかなと言ったらどうか。」と言われたが、その部員に言ったらまた何か言われそうであったので、U顧問からその部員に注意してほしかった。他にも同じように嫌なことがあって、部活動を辞めた部員がいる。
- ・顧問が見ていないところで、ある部員が、ペアを組んで練習をするときに、相手がミスをする、その子に「なんでミスしたの、何でボールをつなげないの。」と言うのをよく見ていた。
- ・ある部員と前日にストレッチの約束をするが、その部員は当日になり別の子とペアを組んだため、先輩とペアでストレッチをすると、その部員から、

「先輩とばかりやって。」みたいなことを言われた。

- ・部活動がハードで、吐いたり、体調を崩して倒れたりすることがあり、その際に、ある部員から「また吐いちゃうから休んだらいいのに。」と言われ、嫌な思いをした。

(ウ) 顧問の対応について

- ・退部するまでに、部員間の関係で嫌なこと等があったり、辞めるか辞めないか悩んだ部員がいたが、これに対して顧問から声をかけられることはなかった。顧問に相談をした部員もいたが、顧問は自分で解決をすることを助言しただけであった。部員が話し合いをしたいと申し出た時は、話し合いを持ったこともあったが、そのあとのフォローなど部員間の関係調整への気配りをしなかった。学級担任との情報共有もされていなかった。

ケ 顧問の部活動への参加状況や部活動への姿勢

土日や冬休みなど学校休業日は、顧問が最初から最後まで立ち会っているが、平日は、他の業務を済ませて、途中から参加することが多い。各種の部員間のトラブルは、顧問が見ていないところで起きていることが多い。

U顧問は、部活動の指導に熱心であり、部活動の指導が、教師を目指すきっかけであり、原動力になっていると述べている。U顧問としては、「強制はしていないし、家庭の方針等は理解している。頑張りたい子が休まず練習に参加している。」と述べる一方で、「休まないのが基本である。何ものなければ休むことではないと思っている。」と述べている。また、「楽しければ良い、週に3回来れば良いという部員とレギュラーを目指して一生懸命に頑張る部員が、同じ枠の中で練習していくのは難しい。本当に続けられる部員が自然に残っていく。」と述べている。

U顧問が1年生の女子保健体育の教員であったこともあり、1年生の部員が体育の授業で体操服を2回忘れた場合には、体操服を忘れないように体操服で部活動の練習をしばらくさせていた。U顧問としては、部活動は学校生活がきちんとしていることが前提なので、学校生活がおろそかになる原因が部活動とならないように日頃から指導していたとのことである。ただし、2年生は、U顧問が女子保健体育の教員ではないため、体操服を忘れても、上記のような指導を受けることはなかった。

U顧問は、ハイパーQUに関して、部員たちの結果について情報収集していなかった。

校長の評価は、技術面の指導だけでなく、態度面の指導もしっかりしていたと評価している。

2 転校当初の当該校の対応について

(1) 学級について

8月、母親が当該校の転校手続をとった。校長によれば、転入の時には、必ずどういう生徒か前籍校に尋ねるようしており、その情報をもとに学級編成をしている。当該生徒について、前籍校に尋ねたところ、「まじめないいお子さんです」という話だった。当該生徒の転入前、転出があり在籍数が一人減っていた当該学級に入れることにした。

(2) 学級担任について

学級担任は、新採1年目に当該校に配置され、3年目であった。1年目は学年付けで学級担任は持たず、2年目は2人担任の主担任で、3年目に初めて単独担任となった。

一部の学級の生徒からは、優しい先生という評価もある一方で、配布物を忘れるなど、ルーズなところがあり、友達としゃべっているところに入ってきたり、近くにきて話しかけてくることについて嫌がられていた側面もあった。

(3) 当該生徒の様子

9月1日、当該生徒は、当該校に通学を始めた。学級担任から見ても、当該生徒は、授業に「ついて行けるかどうか」という不安を抱いていたようである。これに対して、9月当初、学級担任は、困ったことがないか等声かけをしたり、授業の進度等を聞き、進度が違う教科については、学級担任が授業後や昼放課の短時間に補習をしたり、教科担任に補習をしてもらったりした。学級担任によると、当該生徒は当該校の進度にもついてきて、頑張っているという印象であった。

また、学級担任は、当初、総務の生徒や席の近い生徒に教えてあげてほしいと頼んだりした。部活動については、当該生徒は、転校前の中学校ではバドミントン部であったが当該校にはなかったため、学級担任は、当該生徒を部活動の体験入部に連れて行ってもらえるよう、学級の生徒に声をかけたりした。9月中は、学級担任は、当該生徒に対し、「見学に行った?」「入部するクラブは決まった?」などと頻繁に声掛けをしていた。当該生徒は、学級担任に対し、ソフトテニス部か他の部活動かで迷っていたが、各部を見て、「忙しくなるとちょっと不安である。」「決めきれない。」と話した。

当該生徒は、生活ノートのコメント欄には、整った字体で2行から4行記載していた。

3 中間テスト

9月28日及び29日は中間テストであった。当該生徒の生活ノートには、9

月27日に「いよいよ明日がテストだと思いと気が重いです。」と記載があり、29日には「今日でテストが終わりました。テストがどの教科も難しかったです。」「今週はテストがあり、何をしたというわけではないけど、つかれました。来週はテストがかえってくるので、少しいやです。」と記載している。そして、10月2日には「国語と英語と理科のテストがかえってきて、全然だめでした。」と記載をしている。

学級担任は、9月末から10月初旬、当該生徒が孤立しているように感じ、部活動のことで悩んでいるのが原因のひとつではないかと考えていた。当該生徒が一人の時に声をかけると、当該生徒は、「大丈夫です。」または「勉強が不安です。」と答えた。

4 こころのSOSの実施

10月初旬頃から、当該生徒の生活ノートの字体が徐々に崩れだした。

同月6日及び11日は、体育大会であり、当該生徒は、2人3脚を行った。

同月11日、当該校は、こころのSOSを実施し、2学期は「ストレスマネジメント」も合わせて実施した。その際、以下のような「学校としての指示」が示されている。

- ・「こころのSOS」を用いて、自分の心や体の現状を見つめる。
- ・心が苦しくなったとき、相談する人がいるか。また、そのような場合にどういった対処をしているかを学級で出し合い、対処方法を共有する。
- ・これまでの経験を振り返り、うれしかった言葉、悲しい気持ちになった言葉を発表し合い、どのような言葉を用いると互いに気持ちよく過ごし、人間関係が良好になるのかを視覚的に理解できるようにする。

当該生徒は、以下の項目をチェックした。

- 1 最近、悲しいことやつらいことがあった
- 5 朝、こころやからだのだるくて動きたくない
- 9 泣きたいような気持ちになる
- 10 ちゃんとやらなきゃいけないと焦ってしまう
- 11 失敗をしてしまうのではないかと不安
- 12 自分のことが好きだと思えない
- 14 やろうと思うことがうまくできない
- 21 友だちは本当の自分のことをわかっていないと思う

また、当該生徒は、悲しかった言葉として、「○人だけで話したい。」「こっちこないで。」「何がしたいの?」「しょうもない。」と記載している。

当該生徒の記載からは、友人や学級になかなかなじめず、学校や友人関係に悩

みを抱えている様子であった。しかし、学級担任は、日頃から当該生徒にはどう？などと声かけをしており、チェックした項目が多かった他の生徒は学年に報告したが、当該生徒はそれほど多くなかったので報告はしていないと述べている。

10月18日及び19日は、作品展が行われた。

10月頃には、学級担任は、当該生徒に対し、「テニス部を一度やってみれば」等と声掛けをしていた。

5 ハイパーQU テスト実施

10月19日、ハイパーQUテストが実施され、11月6日の週に結果がでた。当該生徒は、不満足群であった。

当該校の「H29 自殺予防教育に関する当該校の取り組み」の記載によると、11月16日に、「全学級の要支援群、不満足群を洗い出し、一覧表を作成。前回の結果とも比較し、要支援群、不満足群に入った生徒名を挙げ、今後学校として注意深く見ていくことを共有する。」「教育相談が11月17日より実施のため、担任が個別にQU個票や一覧表の内容を基に面談を実施。個票自体は、12月8日～14日に実施の保護者会で、保護者と生徒の前で配付し、再度、内容について確認。」と記載されている。実際は、共有のための会議が開かれたことはなく、回覧の形で回された。

当該生徒の名は、一覧表の不満足群に記載されていたが、学級担任は、当該生徒のハイパーQUの結果について、要支援群ではなかったのでそれ以上に学年で情報共有はしていなかった。学級担任は、全員の個別質問について全部頭に入れて、その上で指導を行うことは、実質は難しいので、本当にざっと見るくらいであったと述べている。

6 ソフトテニス部へ入部

- (1) 当該生徒は、11月2日の生活ノートに、「今日、入部届を出した」「毎日は大変になると思うんですけど、今より楽しくなったらいいなと思います。」と記載した。当該生徒の入部前には、学級担任から「早く決めないと、来年は1年生と一緒に練習をすることになってしまう」等と言われたと当該生徒は母親に述べている。

当該生徒は、同月4日からソフトテニス部の練習に参加した。

同月9日の生活ノートには、「つかれました」のみの記載に留まるなど、一言や1行程度の記載に留まることが増えてきた。

- (2) 11月頃の1年生部員の関係性

親しい部員同士でいくつかのグループができていた。秋頃に、親しいグルー

プの部員間で、好きな子の名前を他の子に話したのではないかと勘違いから、関係が悪化し、別のグループにある部員が移るということがあった。いくつかのグループができていることについてはU顧問も把握しており、仲良くするように指導していた。

また、ある部員が、自分と仲の良い部員と他の部員が話をしていたことにイライラしたようで、他の部員に対する上げボールをしっかりとやらず、他の部員がある部員に「しっかり練習して。」と言ったところ、ある部員と他の部員とで口げんかになり、他の部員が泣くことがあった。これらについて11月上旬に顧問立ち会いの下で、話し合いをした。このときちょうど当該生徒が入部したばかりであり、部員がそれぞれ一言ずつ話をしたときに、当該生徒は「よく分からないけど、仲良くできると良いと思う。」と発言している。

(3) 当該生徒の部活動の様子

当該生徒は、4月から入部していた1年生部員に比べ7か月後の途中入部であるため、他の1年生と一緒に練習ではなく、個別練習をすることになり、顧問や2年生からは、1年生の部員に対し、当該生徒の練習を手伝うように指示があった。当該生徒は、誰かにボールを落としてもらい、それをネットに向かって打つという練習の時は、当該生徒から、手が空いていて、一緒に練習を手伝ってくれる人を探してお願いをしていた。当該生徒の練習を手伝っていた部員が自分の練習の番が来た時に他の部員に交代を依頼した時には、他の部員も当該生徒の練習を交代で手伝っていた。しかし、1年生の部員の中には、自分たちも練習があり、レギュラーになったり上手になりたいという思いがあったりすることから、1年生の部員全員が自ら進んで手伝うような状況ではなかったと述べている者もいた。

一方、U顧問は、いつ練習を見ても、みんながよってたかって教えており、一人ぼっちになることはあり得ないと述べている。

7 教育相談アンケート実施

11月14日は、音楽会が開催された。当該生徒は、他の生徒とともにメロディー係であった。学級担任によると、11月、12月にかけて、当該生徒が、二人の生徒と一緒にいることが増えていた。

当該校は、11月17日からの教育相談に向けて「教育相談アンケート」を実施した。アンケート用紙の冒頭には、「下のアンケートは担任の先生との相談を行うための事前資料となります。担任の先生以外の人の目には触れません。」と書かれている。当該生徒は、以下のとおり回答している。

「1. あなたは学校が楽しいですか」の質問で「どちらかといえば楽しい」に○

その理由には、「友達もできてきて、部活も始めたから」と記入している。

「4. あなたは校内に親しい友達がいますか」には、2名の生徒をあげる。

「5. あなたは校内で気のあわない人はいますか」には「いる」

「6. あなたは校内や登下校時などで、いやがらせ・おどし・暴力など受けたことがありますか」には「受けたことも、見たこともない」に○

8 期末テスト

11月28日から30日まで、期末テストが実施された。当該生徒の12月1日の生活ノートには、「思っていたよりすごく良かった」科目もあったが、「自信のあった教科が点数悪かった」と記載されている。これに対して学級担任から「中々思い通りにいかないですね。次はうまく調整できるといいね。」とのコメントが返された。

9 12月について

(1) 学級において

12月1日、人権集会があった。

同月13日、当該生徒、母親、学級担任の三者面談が実施された。学級担任は、不安なことや気になっていることはないかと聞いたところ、当該生徒は特にないと答えた。この面談で、学級担任は、ハイパーQUの結果も渡した。当該生徒は、不満足群であったが、保護者に渡す結果は、不満足群という形では記載されておらず、花が咲いている図で表しているが、当該生徒は花が少なめであった。学級担任は、ハイパーQUの実施が10月19日であり、転校後間もなくであり答えようがない質問もあったので、花は少ないが、当該生徒に聞いたところ、不安や気になっていることは特にないという答えだったため、ハイパーQUの結果は気にとめていなかった。学級担任によると、母親も勉強面に関する不安は述べたが、普段の人間関係等に関して、不安は述べなかった。また、ハイパーQUで、担任との関係が良くないとの結果だったが、学級担任は、アンケートを実施した時期にソフトテニス部の入部のことで何回もどうするか聞いており、それが当該生徒にプレッシャーを与えたのが原因であると思っており、その後、当該生徒はソフトテニス部に入部したので特に問題ないと考えていた。

12月22日、2学期の終業式であった。

(2) ソフトテニス部において

V顧問によると、12月初めころから、当該生徒がV顧問に聞いてくるようになった。他の部員と同じ練習をさせるようになってきたため、「私は何をすればよいですか」と聞いてくるなど、皆に追いつけなくて不安な表情も多かった

という印象であった。難しい練習では別メニューのこともあった。V顧問は、12月には教えるように頼まなくても周囲の子が教える環境になっていたと述べている。また、当該生徒は、言われたこと教わったことをしっかりやろうとするので、向上心があったことや目に見えないが内なる闘志があったと感じていると述べている。

一方、2年生の部員は、1年生のうち当該生徒に教えない部員がおり、注意をしたが、しばらくして、また同様の状態に戻っていたと述べている。顧問らは、これらの状況を知らなかった。

同月10日、当該生徒は、ソフトテニス部の合宿申し込みの最終日に合宿を申し込んだ。

同月24日から26日に、クリスマスカップ研修大会が実施され、同月24日、当該生徒は参加した。U顧問は、クリスマスカップは、「経験を積むことができる大会（1年生には有効な大会）」であり、1年生にとっては、「試合に出るということで、喜びや不安はあったと思う。」、「みんなレベルを上げるためにはアドバイスしあうことが大切である。特に、初心者の当該生徒には、2年生も含め、全員で教え合う姿が見られた。」と述べている。当該生徒が組んだチームは2試合行い、2試合とも負けた。

当該生徒の練習ノートには、12月24日「クリスマスカップ」と題して、「＜反省・これからなおすところ・思ったこと＞」を丁寧に記録している。そこでは「先生から言われたこと」として、「負けそうになった時に、負けオーラがでていて、勝とうとする気持ちがあまり見られない。あまり応援したくなるような試合じゃなかった。負けそうなときこそ盛り上げる。逆点（練習ノートのまま）は全然ありえる。0-3でも勝てる可能性はあるから、最後まであきらめないこと！」と記録がある（練習ノートには、11月13日、12月10日、12月12日、12月17日、12月24日および12月25日の練習をふまえ、それぞれの日における技術面での反省点を記載している。）。当該生徒は、練習ノートを顧問に提出したことは一度もなかった。

同月25日から28日の4日間午前・午後にわたって、ソフトテニス部の練習があった。同月29日は、「ソフトテニス部練習予定表」によれば練習は休みとなっているが、U顧問によれば、大掃除を行い、初打ち練習頑張ろうと声をかけて終了した。

10 平成30年1月4日、初打ち練習

平成30年1月4日、午前中、ソフトテニス部は初打ち練習を行った。U顧問によると、同日の当該生徒の様子は、はっきりとした記憶はないが、暗くはなく、練

習終了前の話で、U顧問より集合場所の話をしたときはニコニコして帰った。集合場所の確認については、U顧問は年内にも確認していると述べた。

第2 学校の対応の問題点

1 転入生に対する対応

- (1) 転校による環境の変化が生徒のストレス要因となる可能性はあり、転入を受け入れる学校には、転入生への特別な指導・配慮方針を立てたうえで、転入生の状況に応じた対応を行うことが必要となる。特に当該校は、大規模校であり、転校生でなくても、授業を担当しない学級の生徒の名前と顔が一致しないこともある状況であり、なおさら、転入生への特別な指導・配慮方針を丁寧に立てたうえで、確実な実行が必要となる。

当該校は、転出入が多いことが特徴とされ、転出入には慣れているとする。しかし、平成29年度の当該校には、転入生に対する特別な指導や配慮方針がなく、当該生徒の状況に応じた対応がなされていなかった。

(2) 転入時の配慮

校長によれば、特に配慮していることは、転入してくる子の家庭の状況や生徒指導上の問題等を学年で協議し転入する学級を決めている等であった。当該生徒については、前籍校に尋ねたところ、「まじめないいお子さんです。」という話だったので、当該生徒の転入前に転出があり在籍数が一人減っていた当該学級に入れた。

前籍校から「生徒指導上の問題」を引き継ぐことになる生徒への配慮は当然であるが、単純に家庭の引っ越し等によって転入してくる生徒についても、環境が激変することになることから、特に「生徒指導上の問題」が引き継がれなくても、転入生及び保護者との丁寧な面接において、前籍校ではどのような学校生活をしていたのか、転校にあたり心配事項等を聴取し転入生の理解に努める等、特別の配慮が必要である。

当該生徒には、初めての転校であること、年度途中の2学期からの転入であること、愛知県外からの転校であること等の状況があり、より丁寧かつ個別적인対応が求められていたといえる。しかし、学級担任を含めた丁寧な面接によって当該生徒の理解を深めることがされておらず、特別な配慮を行った状況は見いだせない。また、当該生徒が学級担任以外にいつでも相談できるよう、スクールカウンセラーや養護教諭を個別に引き合わせることもしていなかった。

(3) 転入以降について

ア 学級担任の対応

(ア) 9月当初、学級担任は、困っていることはないか等の声かけをしたり、席が近くの生徒に教えてあげてと声をかけたり、部活動の体験入部に連れて行ってと声かけをしたりしている。また、前籍校と進度が違う教科については、自ら補習をしたり、各教科担任に補習を頼んだりしている。一方、当該生徒は、学級担任に対しては親しみを感じていないところがあり、声かけ等も疎ましく感じているところがあった。学級担任は、当該生徒が、教科の進度が追いついてきたり、休み時間等と一緒にいる生徒ができたりすることで、当該校に慣れてきていたと評価をしていた。

(イ) こころのSOS、ハイパーQU等について

10月11日に実施した「こころのSOS」については、当該生徒の記載からは、友人や学級になかなかなじめず、学校や友人関係に悩みを抱えている様子であった。しかし、学級担任は、日頃から当該生徒には声かけをしており、チェックした項目が多かった他の生徒は学年に報告したが、当該生徒はそれほど多くなかったので報告はしていないと述べている。

また、10月19日に実施したハイパーQUの結果、当該生徒は不満足群であり、友人関係で苦悩を抱え、十分に学校になじめない様子や担任をはじめとする先生に悩みを話したり相談することが十分にできない環境にあることがうかがえた。

当該校の「H29 自殺予防教育に関する当該校の取り組み」の記載によると、11月16日に、「全学級の要支援群、不満足群を洗い出し、一覧表を作成。前回の結果とも比較し、要支援群、不満足群に入った生徒名を挙げ、今後学校として注意深く見ていくことを共有する。」などと記載されている。しかし、実際は、共有のための会議が開かれたことはなく、回覧の形で回されただけであった。当該生徒の名は、回覧された一覧表の不満足群に記載されていたが、学級担任は、当該生徒は要支援群ではなかったため、学年で情報共有し、注意深く見ていくことをしていなかった。学級担任は、全員の個別質問について全部頭に入れて、その上で指導を行うことは、実質は難しいので、本当にざっと見るくらいであったと述べている。

12月13日、当該生徒、母親、学級担任の三者面談が実施された際、学級担任は、不安なことや気になっていることはないかと聞いたところ、当該生徒は特にないと答えた。学級担任は、ハイパーQUの実施が10月19日であり、転校後間もなくであり答えようがない質問もあったため、当該生徒が不安や気になっていることは特にないという答えだったため、ハイパーQUの結果に特に配慮をしていなかった。

学級担任は、当該生徒が友人関係で苦悩を抱え、十分に学校になじめていな

い様子を発信していることに対し、他の解釈をし、当該生徒の発信を受け止めていなかった。

(ウ)「生活ノート」の記載状況の変化

生活ノートは、当該生徒の学校生活に関する意識状況を示す資料であるといえる。9月当初は量的にも質的にも充実していたが、10月初旬頃からは字体が徐々に崩れだし、11月9日の生活ノートには、「つかれました」のみの記載に留まるなど、ひと言や1行程度の記載に留まることが増えてきた。12月後半は「寒いです。」の記載が続いた。

学級担任は、生活ノートは「生徒の状況を、本当に把握するというか、生徒理解だったり、生徒との交流の1つ」として考えており、担任としてのチェックは、「休み時間というか、授業のない時間の1つの時間分はかかる」が、「目は通して」いた。学級担任は、気になった場合に「個別の声掛けは必要に応じてやっている」が、当該生徒については「特にはなかったかなと思います」と述べている。

学級担任は、生活ノートは「生徒の状況を、本当に把握するというか、生徒理解だったり、生徒との交流の1つ」として考えていたにもかかわらず、生活ノートの記載の変化による当該生徒が抱え込んでいた悩みや苦悩の表れを見逃していた。

(エ) 転校生への配慮についての問題点

学級担任は、困ったことはないかと声かけをするなどの一般的な対応をしているが、さらに踏み込んで、時間をとって話を聞いてみるなどの配慮をしていなかった。学級担任は、当該生徒が学級担任に対し、悩み等を打ち明けにくい状況であることを把握しておらず、三者面談等の際の当該生徒の特にないという返事をそのまま受け取る等の表面的な対応にとどまっていた。

当該生徒は、「こころのSOS」の記入、ハイパーQUの結果、生活ノートの記載の変化等により、悩みや苦悩を抱え込んでいる状況を発信していたが、学級担任は、これを受けとめず見逃していた。

イ 当該校の対応について

(ア) ハイパーQUの活用方法

当該校のハイパーQUの不満足群についての対応は、教育委員会が平成28年報告書の提言を踏まえた点検で質問事項に挙げた「要支援群の児童生徒のみならず、ヘルプシグナルや承認得点の低い児童生徒への支援もなされていますか」という視点、あるいは、「H29 自殺予防教育に関する当該校の取り組み」にある「要支援群、不満足群に入った生徒名を挙げ、今後学校として注意深く見ていくことを共有する」という視点とは、明らかに乖離がある。

不満足群の生徒についても、具体的にどのような支援を行い、「学校として注意深く見ていく」のかということについて、言い換えれば、ハイパーQUの結果を当該校としてどう扱うかということについて、実際には「共有」されていなかったことを示している。「情報共有」には、同じデータを資料として持つというレベルから、対応について共通認識を持つというレベル、対応すべき場合の役割分担などを協議し合意しておくレベル、さらに決定事項を実施しその結果を相互に評価し合うレベルなどがある。本件については、同じデータを資料として持つというレベルのうち、不満足群の一覧表に名前を記載するというだけにとどまり、それ以上のデータの共有はされておらず、対応についてはなんら「情報共有」はされていなかったといえる。

当該校は不満足群に対し、なんら対応をしていなかったと言わざるを得ない。

(イ) 学級担任を支える体制について

校長は、学級担任にはサポート役の教諭がおり、その教諭が学級担任から相談にのり、さらに、手に余るようだったら、学年主任が相談にのるという体制になっていたと述べる。しかし、学級担任からの聴取では、転入生の対応について相談していた形跡はない。

学級担任が生徒の相談にのれる関係ではない場合には、生徒は誰も相談できないことになる。当該校は、転入生に対し、養護教諭、スクールカウンセラーが重層的に相談にのったり、支援する体制をとっていなかった。

また、2で述べるとおり、生徒の状況把握を行う当該校の会議においても、転入生については、他の問題があがってこない限り、情報共有や指導の役割分担が行われなかった。さらに、生徒が多く時間を過ごすのは、学級と部活動であるが、転入生について、学級担任と部活動顧問の間で、転入生の状況についての情報共有や指導の役割分担が行われていなかった。

当該校は、転入生については、学級担任だけの対応に任せていたと言わざるをえない。個々の教師の力量や責任に転嫁せずに、学級担任を支える学年全体での体制、学校全体での体制づくりが必要であったが、この体制がなかった。

ウ 教育委員会の対応について

当該校は、転出入が多い学校であり、かつ、大規模校で教職員において生徒の顔と名前が一致しないことがある状況であるにもかかわらず、教育委員会として、転入生に対する特別の指導や配慮について、指導はなされていなかった。

2 いじめがあるかもしれないという視点の欠如

(1) 名古屋市における中学生自死事案に関する検証報告書について

これまで、名古屋市における中学生自死事案については、2つの検証報告書があり、それぞれ重要な提言をしている。各提言は、教育委員会及び各小中学校において、真摯に取り組まなければならない。

ア 平成25年7月10日、中学校2年男子生徒（ソフトテニス部所属）が以前居住していたマンション11階から転落死する事案が起こった。市長の下に「名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会」（庶務：教育委員会総務課）が設置され、平成26年3月27日に報告書（以下、「平成26年報告書」という。）が提出された。平成26年報告書では、「うざい」「きもい」「死ね」などを言われ続けたこと、提出物を出せなかったことの苦痛等、自死につながる要因を明らかにし、下記を「提言」した。

- ①学校の使命と教師の覚悟
- ②「いじめ防止基本方針」・「学校いじめ防止対策委員会（仮称）」への要望（「基本方針策定への子どもの参加」等10項目）
- ③いじめ防止の取り組み
- ④包括的心の健康教育の推進
- ⑤スクールカウンセラーの多面的な活用
- ⑥地域での学習支援
- ⑦中学校2年生の35人学級編制の早期実現

イ 平成27年11月1日、中学校1年男子生徒が地下鉄ホームから転落し列車と衝突して死亡する事案が起こった。いじめ対策検討会議が平成28年8月31日に平成28年報告書を答申した。平成28年報告書の「はじめに」において、教育委員会は、平成26年報告書を受け「教育委員会として全力でいじめ対策の充実に取り組んできた中、再び若く貴い命が失われたことは、痛恨の極みである」とし、平成28年報告書の「様々な指摘、意見、提言を真摯に受けとめ、強い決意を持って再発防止に取り組んでいく。」としている。

平成28年報告書では、特に部活動（卓球部）内でのいじめを示唆する遺書を重視し、また、ハイパーQUに見られた支援の必要性への認識の欠如を指摘し、下記の「再発防止に向けた提言」を行った。

- ①的確な児童生徒理解と、それを踏まえた状況把握及び指導のための体制
 - ・子どもたちを多くの目できめ細かく見て指導することができる体制
 - ・多様な専門性を持った職員が児童生徒に多面的にかかわることのできる体制
 - ・ハイパーQUをはじめとする各種調査の有効活用とそのための体制
- ②いじめや自死の防止に寄与する教育・指導の推進
 - ・いじめ防止教育、自殺予防教育の継続的な実施

- ・心の健康を育む実践的な教育活動の充実
- ・基礎となる人権教育・道徳教育の重要性の再確認

③部活動における指導・運営体制の充実

- ・部活動の意義の再確認
- ・指導者の適切な配置
- ・技術指導における専門性の向上と外部人材の活用

④その他、全体を通じて充実を図るべき点

- ・教師がより信頼される存在になること
- ・学校全体として経営的視点の再確認

ウ 平成29年11月頃、教育委員会は、平成28年報告書の提言に基づき、再発防止に向けた取り組みの実態調査を行い、当該校も回答をしていた。しかし、当該校は、ハイパーQUの有効活用として、承認得点の低い生徒についての情報を2回目の時に共有すると回答していたが、回覧をただけで有効活用はしていなかった。また、下記の(2)に述べるとおり、いじめ防止対策の要であるいじめ防止基本方針、いじめ防止対策の重要な委員会であるいじめ等対策委員会が形骸化しており、いじめ防止のための活動として実態がなかった。教育委員会も文書回答を求めるだけで、各学校で実際にどのように実施され、児童・生徒間のいじめ防止に実効的な活動になっているのか、その実態を把握していない。このような状況からは、当該校及び教育委員会の対応において、平成26年報告書及び平成28年報告書が共有され実践されている状況ではなく、全く生かされていないと評価せざるをえない。

平成28年報告書については、いじめ対策検討会議の聴取を受けた当該校の多くの教員が読んでいない状況であった。個々の教員においても、これらの報告書が共有され実践されている状況にはなかった。

教育委員会、当該校、教員は2人の生徒の自死という重大な事態を真摯に受け止めていないと言わざるをえない。

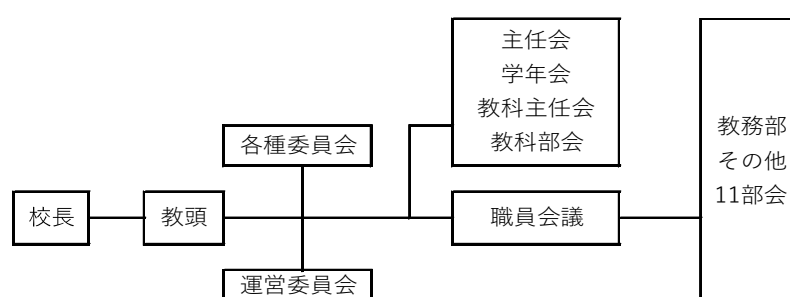
(2) 当該校におけるいじめ等対策委員会

ア 平成29年度学校経営案(抄)では、グランドデザインとして、「信頼される学校づくりを目指します」のうちのひとつ「仲間作り」に「いじめのない学校づくり」を掲げる。また、「学校努力点」として「挑戦しよう！自分を信じて～逆境に負けない心(レジリエンス)を高めよう～」を掲げ、「逆境に負けない心(レジリエンス)を高めるためには安定した人間関係も重要である。『いじめ防止基本方針』に基づき、生徒個々の指導だけでなく、集団(学級・学年・学校)としての指導にも力を入れ、授業、行事等の指導を通じて、お互いに話し合い、協力し合う場面を積極的に作っていきたい。」等と記載している。つまり、いじめ防

止基本方針に基づく、いじめ防止に力を入れている。そして、「いじめ防止基本方針」において、校内体制として、「校長をいじめ防止対応の責任者とし、『いじめ等対策委員会』を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。」としている。

イ 一方、平成29年度学校経営案（抄）においては、努力点の推進計画として研究推進機構を置いている。研究推進機構は、校長、教頭の下に努力点推進委員会を置き、その下に、現職教育、生徒指導部会、いじめ等対策委員会、特活指導部会、学習指導部会（教科部会）、保健指導部会、学年部会が配置されており、これらを束ねる形で職員全体会がある。

学校運営機構として記載されている図は、以下のとおりとなっている。



このうち主任会は、毎週1回開催され、そのうち、2週間に1回はいじめ等対策委員会を兼ねている。いじめ等対策委員会は、主任会のメンバーに養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラーが追加される。

各種委員会としては、主任会をはじめ計17の委員会があり、その中に「いじめ等対策委員会（生徒指導対策委員会）」（校長、教頭、教務、校務、事務主事、学年主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、特別支援学級主任、教育相談担当、スクールカウンセラー）が位置付けられている。

要するに、当該校の学校経営案（抄）に記載されている学校運営体制は、一見して複雑でわかりにくいものとなっている。いじめ等対策委員会は、いじめ防止のためには重要な委員会であるが、いじめ等対策委員会（生徒指導対策委員会）となっており、生徒指導対策委員会を兼ねているかのような記載であり、生徒指導との区別がされておらず、実際は、主任会と兼ねられていた。

さらに、校長によると、生徒指導連絡会として、学年の生活係（各学年2名）、校長、教頭、教務主任、校務主任で構成し、2週間に1回開催しており、不登校をはじめ生徒にかかわることが全て上がってきており、生徒の情報を扱うベースとなる会議であるとのことである。校長は、生徒指導連絡会がベースで、他は会議をしなければならないから行っており形式的なこともあるが、生徒指導連

絡会で情報共有がなされているから、生徒の把握はできているという。

ウ 以上から、当該校では、いじめ等対策委員会は形だけ整えられており、形骸化されており実態がないと言わざるをえない。また、当該校のいじめ防止基本方針、学校経営案（抄）等では、いじめ防止対策について整った方針等を作り、いじめ防止に力を入れると記載はしているが、実際には、いじめ等対策委員会は実態がなく、いじめ防止基本方針に基づいて、学校全体でいじめ防止に力を入れていたといえる実態がなかった。

（３）生徒の情報において、いじめがあるかもしれないという視点がない

ア 毎週主任会が開催され、２週間に１回、いじめ等対策委員会を兼ねていた。しかし、主任会の会議録（平成２９年６月８日～平成３０年３月８日までの８回分）を見ると、ほとんどが不登校事案であり、「いじめ」の項目があったのは１回だけである。いじめ等対策委員会を兼ねる主任会において、いじめがあるかもしれないという視点で会議がもたれていなかった。

イ 統計においても、当該校のいじめ認知件数は、平成２７年度４件、平成２８年度６件、平成２９年度１件である。そのうち、いじめ発見のきっかけでは、当該校の教職員などが発見したのは平成２８年度の１件だけであり、他は、本人からの訴え、いじめを受けている生徒の保護者からの訴え及び本人を除く生徒からの情報であった。名古屋市立中学校全体のいじめ認知件数中の学校の教職員などが発見した件数は、平成２７年度は６５８件中１５３件、平成２８年度は６５８件中１７９件、平成２９年度は５７７件中１２２件であることから見ても、当該校の取組において、いじめがあるかもしれないと考え、いじめの早期発見、早期対応等に努めようという姿勢がないと言わざるをえない。

ウ 生徒は、スクールカウンセラーに対し、いじめについて相談ができたのかについては、当該校は、「平成２９年度 いじめ防止基本方針」において、年度当初に、全生徒について、スクールカウンセラーの紹介をし、気軽に相談できる旨伝え、生徒が希望する場合は、スクールカウンセラーへの相談も可能ととしている。当該校のスクールカウンセラーの配置体制は、平成２９年度までは、ブロックの代表校である他校に常勤の子ども応援委員会のスクールカウンセラーが配置されており、当該校は、非常勤のスクールカウンセラーの配置であった。相談対応実績において、平成２８年度は、子ども応援委員会の不登校相談件数は４２件、いじめ相談件数は０件であり、非常勤カウンセラーの不登校相談件数は１３件（相談者種別が生徒及び保護者の合計）、いじめ相談件数は１件（相談者種別が生徒及び保護者の合計）であった。平成２９年度は、子ども応援委員会の不登校相談件数は８件、いじめ相談件数は０件であり、非常勤カウンセラーの不登校相談件数は１９件（相談者種別が生徒及び保護者の合計）、いじめ相

談件数は0件であった。子ども応援委員会のスクールカウンセラーに対しても、当該校の非常勤のスクールカウンセラーに対しても、生徒が、いじめについて相談できる体制になっていなかった。

エ 当該校は、「未然防止の取り組み」として、ハイパーQU 実施、ハイパーQU 結果の把握と支援方法の共通理解、なごやING キャンペーン、人権週間についての講演、また「早期発見の取り組み」として、生活ノート、学校生活アンケート、教育相談等を実施しており、いじめの早期発見、早期対策の多くのツールを持っていたと言える。しかし、当該校のいじめ認知件数等からは、当該校は多くのツールを持っていたが、これを形式的に実施していただけで、いじめがあるかもしれないという視点をもって、これらを活用出来ていなかったと言わざるをえない。

3 部活動における取組について

(1) 練習時間や練習日数のルールについて

平成29年度からは、完全下校時刻を12月、1月は午後5時30分、11月、2月、3月は午後6時、その他の月は午後6時30分と定め、テスト1週間前は原則として活動しないということになった。しかし、学校休業日の練習の時間の定めはなく、練習日数の定めもなく、職員会議の日も顧問不在で部活動は行われていた。

平成28年度7月及び12月の学校評価アンケートにおいて、土日の練習について複数の批判的回答があった。また、平成29年9月に教育委員会から各小中学校に対して行われた「教員の部活動指導にかかる実態調査」における当該校の回答によれば、運動部における部活動指導教員の部活動に費やす一日の平均時間は、学校休業日で、4時間程度7人、5時間程度5人、6時間以上4人であり、部活動指導により負担を感じることがある教員は、28人中20人であり、やむを得ず行っていると答えた教員は28人中12人という実態であった。

ソフトテニス部においては、土日や長期休みの学校休業日は一日中練習をすることが多く、午前8時から午後4時までの8時間、練習を行っていた。顧問は、基本的に土日のどちらかを休みとするが、土日ともに一日練習をした場合は、翌日の月曜日は休みとすると説明している。しかし、予定表や出席簿によると、実際には、土日は練習や大会が多くあるため、平成29年12月は、1日から28日までのうち、土日はすべて部活動があり、部活動が休みであったのは平日の2日のみで、26日間部活動をしている。

当該校は、平成28年度7月及び12月の学校評価アンケート、「教員の部活

動指導にかかる実態調査」にも表れているにもかかわらず、学校休業日における長時間の練習時間や休みがない状況について、なんらの指導・監督もせずに、放置をしてきた。

(2) 合宿について

ソフトテニス部の部員は、合宿を部活動の一環として受けとめており、実際にほとんどの部員が参加をしていた。ソフトテニス部の練習予定表にも記載されており、その実態は部活動の延長である。顧問は、休暇をとっている等の理由で、私的クラブチームの合宿であると解釈をして、実質は禁止されている部活動の合宿を行ってきた責任は大きい。

平成29年度で4年目であったが、校長及び教頭は、私的クラブチームの合宿であるとの顧問の説明により、止めることをせず容認をしていた。校長及び教頭において、顧問の説明を鵜呑みにし、実態を見ずに合宿を容認してきたことに対する責任は大きい。

(3) 部活動のルールについて

ソフトテニス部は、学年による上下関係がはっきりしており、部員内で「ソフトテニス部の気を付けること」という30を超えるルールがあり、U顧問は、上記ルールについて認知しているとともに、上級生から下級生に対して部活動のルールの説明をしていることを把握していた。つまり、U顧問は、これらのルールを容認し、これらのルールを基にして部活動運営を行っていたものである。また、「部活動を休んだ場合、その日みんなが内周を走っていたら3周たまる。」というルールについては、休んだ罰として走るという認識の部員もあり、このルールがあるから休みにくいという部員もいることも、U顧問は認識していた。

これらのルールは、平成29年度「楽しく充実した運動部活動」において、学校部活動の意義とし挙げられている「喜びと生きがい」「明るく充実した学校生活の展開」「豊かな人間性の育成」、また、学校部活動の基本的な視点として挙げている「子どもの主体性の尊重」とは、大きな乖離がある。このように大きな乖離があるにもかかわらず、校長は、U顧問に対し、技術面の指導だけでなく、態度面の指導もしっかりしていたと評価していた。

当該校においては、平成29年度「楽しく充実した運動部活動」を配布しているが、大きな乖離がある部活動への指導・監督を怠っていた。

(4) 部活動におけるいじめ防止の取組の欠如

平成29年度のソフトテニス部の1年生の退部した部員らが述べた退部原因は、それぞれ、いじめと評価できるような事項である。また、1年生の部員間では、いじめと評価できるようなトラブルも複数あった。ソフトテニス部は、上下関係がはっきりしていて、さらにそれを強化するルールがあること、練習

を休むことが悪いことととらえられるルールがあること、個人の体力や技術について、その差を意識するような対応がおこなわれていること等、いじめが起きやすい要因があった。しかし、顧問は、退部原因について、退部した部員の問題として捉え、ソフトテニス部に内在する問題とは捉えず、いじめを疑おうとせず、いじめがあるかもしれないという視点が全くなかった。また、顧問は、部員から、テニスのペアでミスをする、嫌な顔をされたり、睨まれたり、陰口を言われたりされていると相談をされても、いじめがあるかもしれないという視点を全く持たず、「自分で、嫌だからやめてくれないかなと言ったらどうか。」と部員が自分で解決することを求めることをしている。いじめの早期発見、早期対応の取組の基本が全くなされていなかった。ソフトテニス部において、当該校のいじめ防止基本方針は形骸化しており、まったく実践をされていないと言わざるを得ない。

平成29年度「楽しく充実した運動部活動」において、「子どもと顧問との人間関係を深めます」を挙げ、よさを伸ばすことを基本とした練習、ストレスをためさせない配慮（部活動での取り組みに限らず、学校生活全般について子どもが相談しやすい人間関係を築き上げます。）、練習のみならず、部活動全体を通した顧問の指導（部活動の準備、後片付け、部室内等での部員の様子を十分把握し、問題行動等の予防に努めます。）を挙げ、ふたつめとして、「子ども同士の人間関係を深めます」と挙げている。しかし、ソフトテニス部においては、顧問と部員間の関係、部員同士の関係において、これらが実践されている状況にはなかった。

また、当該校の生徒指導連絡会等の会議においても、部活動における生徒間のトラブル、いじめ等については、なんら取り上げておらず、いじめ防止対策において、部活動は、全く視野の範囲外におかれていると言わざるを得ない。

第2章 学校・教育委員会の自死以降の対応について

第1 学校・教育委員会の対応に関する事実経過

1 平成30年1月5日の対応

(1) 集合場所での出来事

この日はソフトテニス部合宿の初日であり、集合場所からバスが発券する時刻が7:00の予定となっており、部員たちは少なくとも6:45までに集合することになっていたが、当該生徒の家族は誰も当該生徒が自宅を出たのを見ておらず、当該生徒が何時に自宅を出たかは分からない。なお当該生徒の目覚まし時計は5:10にセットされていた。

集合時刻である6:45を過ぎても当該生徒が集合場所に現れなかったため、U顧問はすぐに当該生徒の自宅に架電し、電話に出た母親に対し当該生徒が来っていないことを告げている。その間、V顧問と、d中の顧問は付近を捜していた。その後、U顧問も当該生徒を捜していたが、それでも当該生徒が見つからなかったため、U顧問はバスに乗車して部員たちとともに先に合宿先に向かった。V顧問とd中の顧問は引き続き付近の捜索を行っていた。母親は当該生徒を捜索中のU顧問より、「見つかったら必ず電話をします」と言われ、「分かりました」と応答していた。

なお、当該校の校長によれば、校長はこの日からソフトテニス部の合宿があることを把握していなかったとのことであった。

(2) 飛び降り後の状況

付近の住民が当該生徒を発見し110番および119番通報をしたのは7:45頃である。付近を捜していたV顧問は、近くで飛び降りがあったということを知り、実際に現場に赴いたが、そのときには既に警察や消防が臨場している状況であった。また校長が出勤する際、近くのマンション付近で緊急車両が来ているのを目撃しており、そのことを教頭らも聞き及び、「もしかしたら（当該生徒かもしれない）」との思いを持っていたとのことであった。

救急から教育委員会の総務課を通じ、教育委員会指導室に飛び降りたのが当該生徒であるとの連絡が入ったのは8:29頃である。その一報を受け、8:35頃、指導室から当該校に連絡が入った。その後、指導室から当該生徒が搬送された病院へは2名、当該校へは別の2名の、計4名が派遣された。また指導室からの連絡を受け校長も病院へ駆けつけた。

8:35頃に指導室から当該校に連絡が入った際、指導室から当該校に対し、当該生徒の氏名、ハイパーQ Uの結果、転落したときの服装を確認し、また当該

生徒の生徒個票をファックスで送信するよう依頼があった。それを受け9:35頃、当該校から指導室に対し、当該生徒の生徒個票、生徒指導要録の写し、ハイパーQ Uの結果、11月中旬の教育相談アンケート結果等、2学期学習成績個票、2学期通知表、前籍校指導要録の写しがファックスされた。元々、教育委員会は個々の生徒の指導要録やハイパーQ Uの結果を当然に所持しているが、遅くともこの時点で当該生徒のハイパーQ Uの結果等を詳細に知り得たことになる。

また、その間の9:00頃には、合宿の概要とともに、原因として考えられること、交友関係、学習成績について当該校に聞き取りがあり、当該校からは、友人関係、部活動のトラブル及びいじめに関して把握していないことを報告した、とのことであった。

なお、当該生徒が搬送された病院において、当該生徒の父親から校長に対し、「学校に調査してもらいたい」「第三者調査委員会を立ち上げてほしい」と、この時点で既に要望がなされていた。

(3) ソフトテニス部の顧問や部員たちについて

U顧問は他の部員たちを引率し、一足先に合宿先へ向かっていたが、合宿先に着いた頃には当該生徒の転落の一報を聞いており、合宿先に到着するや否や、他校の保護者が運転する車で当該校へ戻ってきた。他の部員たちは一旦練習を始めていたが、午後に入って事情を聞かされることなく合宿を打ち切り、当該校がチャーターしたバスで当該校まで戻ってきた。他の部員たちが当該校へ戻ってきたのは18:30頃と思われる。

その後19:00頃より、校長や顧問より、ソフトテニス部員29名およびその保護者に対し、当該生徒が転落死(自死)したことについて説明がなされた。

2 自死日(平成30年1月5日)以降、記名式アンケート(同月10日)および無記名式アンケート(同月23日)実施までの事実経過

(1) 通夜・葬儀の実施

当該生徒が自死した翌日の同月6日には通夜が、翌々日同月7日には葬儀が執り行われ、それぞれ校長や教頭、顧問、担任、教育委員会指導主事らが参列した。また同月6日の通夜にはソフトテニス部員や保護者、教員らが多数参列した。

同月7日の葬儀の後で、校長から当該生徒の父親に対し、ソフトテニス部員および1年の生徒を対象にアンケートを行う予定であることが伝えられたが、これに対し当該生徒の父親からはアンケートはソフトテニス部員や1年の生徒だけでなく全校生徒を対象に行うべきだとの要望が伝えられた。校長は教育委

員会指導室と相談の上、父親の要望を受け入れ、全校生徒を対象にアンケートを行うこととなった。アンケートの方式については、名古屋市の過去の事例を踏まえ、また後追い調査の容易さを理由に記名式アンケートを行う予定である旨が伝えられた。父親は、無記名での実施で情報をより多く取る事が重要だと伝え無記名式アンケートを行うことを強く希望したが、最終的には記名式アンケートを行うことで了承した。

(2) 記名式・無記名式アンケートの実施について

同月9日には当該校の始業式があり、始業式場で校長が全校生徒の前で当該生徒の自死について説明を行った。同日、教育委員会指導室による教職員へのアンケート・聴き取り調査が始まった。

同月10日、全校生徒に対し、記名式アンケートを実施した。アンケート実施後、父親の要望により、アンケート用紙が父親に開示された。アンケート後、当該生徒の父親はアンケートの記載内容からいじめを疑い、無記名式アンケートの実施を再度願い出たが、その場では無記名式アンケートの実施は決まらなかった。また当該生徒の父親は、保護者らに対し自分の携帯番号を開示（報知）して欲しいと願い出たが、結局この開示はされなかった。

同月11日には副市長、教育長、校長、指導主事が当該生徒の自宅を弔問し、生徒氏名を黒塗りにしたうえで、アンケートの写しを遺族に交付した。

同月14日には指導主事、校長が当該生徒の自宅を弔問した。その席で父親からはソフトテニス部員らと話がしたい旨の要望が出されたが、校長からは今回の面談が落ち着いてからとの説明がなされた。

同月16日、教育委員会指導室は無記名式アンケートを実施する決定を行った。遺族からは、無記名式アンケート実施に際し、質問内容についての記載を2つに分けるよう要望が出たが、これは聞き入れられなかった。同月19日には無記名式アンケートを実施する旨の文書が生徒に配布され、その後同月23日に無記名式アンケートを実施した。

(3) ソフトテニス部の練習について

当該生徒の自死後、ソフトテニス部の練習は休止されていたが、当該生徒の自死から1週間以上経って練習が再開された。なお、練習の再開にあたって、当該校や顧問から、説明文書の配布や保護者に対する新たな説明といった、何らかの対応がなされた形跡はない。

3 無記名式アンケート実施（平成30年1月23日）以降、教育委員会による報告までの事実経過

(1) 遺族の要望について

無記名式アンケート実施日に遺族はアンケート結果の開示を受けた。それを受けて遺族は

- i) 生徒聴き取りへの参加
- ii) 顧問2名との面談
- iii) 父親の携帯番号を保護者へ開示すること

を希望したが、合意には達しなかった。

記名式・無記名式のアンケート調査からいじめを疑わせる記載内容があったとして、遺族は同月25日に、教育委員会教育長宛に①いじめがあったとの前提での調査実施の申入れ、および②現在の調査が重大事態であるのか、またいじめがあったとの前提での調査か否か等の質問を行った。

同月31日に上記の申入れおよび質問に対する回答があり、教育委員会からは①いじめがあったかどうかの観点も含め調査していること、②直ちに重大事態と捉えるようなことはしていないこと、などが述べられた。

上記②の直ちに重大事態としなかったことについて、後日、教育委員会指導室は、大要、

- ・本市では、心身に重大な被害が生じた場合、いじめにより被害が生じた疑いがあると認める事案、または、いじめられて重大事態に至ったという保護者からの申し立てがあった事案について、学校が認知したときに、学校から教育委員会へ、法に規定する重大事態の報告を行うこととしている。
- ・今回の事案については、教育委員会としていじめの可能性も含め調査を行っていたものの、当該生徒がいじめられていたという事実確認ができなかったため、当面、教育委員会による調査を続けることとした。

と述べていた。

また本委員会の聴き取りに対して、指導主事は、直ちに重大事態としなかった理由について、まずは教育委員会や当該校の方で聴き取りをした上で、いじめの有無を確認していこうという方針で動いていたと述べていた。

(2) 教育委員会指導室による調査

同月25日、教育委員会指導室は当該生徒と関係が深い生徒を対象に面談を行うことを決め、面談実施のお願いを配布した。これに協力すると申し出た生徒・保護者に対しては同月29日付けで「面談の実施について（お知らせ）」を配布した。

生徒の面談は同年2月1日から開始され、大きく分けて、①ソフトテニス部員、②当該生徒が在籍していたクラスの生徒、③その他の生徒、に対してなされた。面談に際しては、生徒への配慮という理由で、録音されることはなかった。また、面談結果については、生徒の聴取を教育委員会の方で要約する形で

まとめられた。なお、聴取にあたった担当者の当時のメモ類や要約に用いられたはずの原資料等は存在しない。さらに、本委員会の聴取に対し、校長および教頭はそれぞれ本件についての引継ぎファイルを作成し、これを当該校に引き継いだ旨述べていたが、本委員会からの複数回にわたる照会に対し、当該校からは、教頭が作成したとされるファイル1冊しか提出されなかった。

面談結果を踏まえ、同月15日、教育委員会指導室および校長が遺族に対し中間報告を行った。中間報告を聞いた遺族は面談に応じない生徒に対し再度面談に協力する呼びかけをするよう依頼をし、教育委員会指導室および校長は了承をした。

同月16日、教育委員会指導室は父親からの訴えを受け、ここに至りはじめて「いじめ重大事態」とすることを決定した。ただ、いじめ重大事態として実際にいじめ対策検討会議に諮問され、第1回のいじめ対策検討会議が開催されたのは同年5月18日である。いじめ重大事態とすると決定したにもかかわらず諮問が遅れた原因について、教育委員会指導室は、大要、「重大事態と決定してすぐに次の日から調査するという方向には、なかなか行かない。諮問したり、会議を招集したり、そのようなことをやっている間に、どんどん時間が過ぎていってしまうので、そうした時間よりもまずは（教育委員会による）調査をしっかりとやろうという、そういう流れだった」と述べていた。

生徒への補充の聴取も含め、生徒面談は同年3月1日に終了し、教育委員会、校長らは同月5日に遺族宅を弔問し、面談結果を報告した。

（3）教育委員会の調査に基づく遺族への報告

同年4月13日、当該校にて教育委員会による調査の結果をまとめた調査報告書が遺族に提示された。しかし遺族は、教育委員会が作成した調査報告書はいじめの有無や自死にかかわる直接的な要因は分からないとする報告書であって肝心な部分が不明確であり、また結論に至る説明も不十分で納得できないとして、第三者調査委員会による調査を要望した。また遺族は、教育委員会の調査の前提となる、会議の議事録や当時の調査進捗の管理状況の資料が一切ない事について、不満を伝えていた。

教育委員会は、第三者調査委員会（正式名称：「いじめ対策検討会議」）について、教育委員会からいじめ対策検討会議に諮問をしてからのスタートになること、いじめ対策検討会議は教育委員会の附属機関であり、教育委員会が事務局として参加することなどを説明した。

遺族からは従前、第三者調査委員会の委員の選任につき、遺族の推薦する弁護士が入るよう配慮することの要望があったが、そのような配慮が実際になされた形跡はない。

同年５月９日に教育委員会、後任の校長、教頭が遺族宅を弔問し、同月１８日からいじめ対策検討会議による調査が始まることの報告がなされた。

４ いじめ対策検討会議への諮問から同会議による調査報告までの事実経過

（１）いじめ対策検討会議の開催

教育委員会からいじめ対策検討会議へ諮問がなされ、平成３０年５月１８日に平成３０年度第１回いじめ対策検討会議が開催され、委員６名および市側の出席者として学校教育部長以下、教育委員会事務局職員２０名が参加した。

同年５月２３日、いじめ対策検討会議の委員３名が、教育委員会職員２名とともに遺族宅を訪問し、遺族はその場でいじめ対策検討会議宛の文書を手渡した。そこには、遺族が注目した当該生徒の自死につながる諸要因とともに、教育委員会による調査においてはその解明が十分になされなかったこと、さらに、教育委員会・教育長がまったく遺族と向き合おうとしていないことへの不満が述べられており、「徹底した調査を実施し事実をさらけ出していただきたい」と訴えていた。

同年６月２８日、遺族はさらに、いじめ対策検討会議に対し、ゼロベースでの調査実施（アンケートの再実施等）の「要望」を出している。併せて、これまでの調査内容から遺族側が想定していることとして、「アンケートの内容より、当該生徒が何らかのいじめに類することを受けていた。転校間もなく精神的に不安定な状況下では些細と思われる事も苦痛に感じていたはず」などを挙げ、「平成２９年１２月のクリスマスカップ、平成３０年１月４日の前日練習のどちらかで、自死を考えさせる決定的な事案があったものとする。しかし、現時点までの調査では、肝心な部分の徹底した調査が行われておらず遺憾である。」と述べていた。

（２）いじめ対策検討会議による報告書の作成と保護者会について

いじめ対策検討会議は、生徒や教員への聞き取り、遺族からの聞き取り等を行い、全１３回の会議を経て、平成３１年４月９日に最終報告書を教育委員会に答申した。これを受けて、同月１７日に急遽、臨時保護者会が行われることになった。

遺族は、他の生徒の保護者らに対し心配をかけた事のお詫びをしたい、また調査への協力をお願いしたいと思い、当該校に対して早い段階から保護者会の開催を願い出ていたようであるが、上記のように当該生徒の自死発生後１年以上経ってはじめて保護者会が行われることになった。保護者会の開催が遅くなった理由につき、教育委員会の担当者は、「大規模校において、全校生徒の保護者に対して効果的に伝えるためには、文書による方法が有効であり、節目ごと

に現状説明と調査への協力依頼、それから保護者が子どもに適切に接することができるよう、スクールカウンセラーへの相談等が出来ることについてもお知らせしてきた」ことを強調していた。

しかし、臨時保護者会に出席した生徒の保護者によると、臨時保護者会においては、冒頭、校長よりいじめ対策検討会議の調査によりいじめとまでは認められなかったことが伝えられ、その後は教頭から事前に配られた資料にはない当該校の取り組みなどが話され、説明についていくのが精いっぱいであったこと、また質問者は「名前と学年を言ってから話すように」と言われ、誰も質問できるような雰囲気ではなかった、などの疑問点を挙げていた。

(3) 遺族の質問に対する教育委員会の対応

いじめ対策検討会議に諮問されてからも、教育委員会も遺族との連絡を行っており、遺族は教育委員会に対し質問を行い、これに教育委員会担当者が回答を行っていたこともあった。

遺族は、会議の議事録の有無や、事故報告書の有無などについての質問に対する回答を文書でするよう求めたが、教育委員会担当者は文書での回答を拒絶することがあった。遺族が文書で回答できない理由を質問したところ、「口頭で説明をさせて欲しいので」と回答するのみで、遺族の要望が受け入れられないことがあった。

また、上記の回答を含む教育委員会の対応につき、教育委員会として意思決定を誰が行ったかについても遺族から質問が挙がったが、これに対する担当者からの回答は「組織としての決定」であり、教育委員会内部でどのような経緯で意思決定がなされたかについては明らかにならなかった。

5 いじめ対策検討会議による調査報告書答申後、再調査委員会の調査開始まで

平成31年4月9日、いじめ対策検討会議による調査報告書が答申されたが、遺族は、いじめ対策検討会議によって作成された調査報告書に納得しなかった。

主たる理由は、アンケート結果などからいじめの疑いが認められるにもかかわらず報告書ではいじめの認定がなされなかったことであるが、それ以外にも遺族はいじめ対策検討会議による調査について、ゼロベースの調査をお願いしていたにもかかわらず、教育委員会の調査を繰り返しているだけの内容であったこと等の不満を持っていた。

遺族はいじめ対策検討会議によって作成された調査報告書に納得せず、再調査委員会による再調査を希望したため、改めて本委員会による本調査が実施されることになった。

第2 学校・教育委員会の対応に関する問題点

1 重大事態と認定することに躊躇したこと～教育委員会の誤った自負心による調査

本件で、教育委員会が法に基づく重大事態として対応をし始めたのが平成30年2月16日であった。法第28条第1項では、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」は、速やかに事実関係を調査するように求めている。

法は、いじめであることが認定されて初めて、調査を開始するのではなく、いじめにより重大な被害が生じた疑いのある場合に、調査をするように求めているものである。

さらに、法が定めるいじめの定義は、第1部第3章で記載したとおり、非常に広汎なものとなっている。

このような広汎に定義されるいじめが存在する疑いがある場合には、教育委員会または学校は、速やかに調査する義務を負うものであり、この義務は極めて広範囲にわたると考えざるを得ないのである。ガイドラインにおいても、重大事態の定義の項で、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始すべきと指摘している。

当該生徒について、学校生活以外で明らかに自死の原因が認められるような例外的な場合を除いて、遺族の請求を待つ事なく速やかに重大事態を認定した上で、調査に入るべきであった。特に、当該生徒は、ハイパーQUなどの心理所見において、不満足群にあたるなどしており、学校生活になじめていなかった可能性を、教育委員会は遅くとも自死当日の朝に認識しており、その他、当該生徒が転校生であることや、事実上の学校行事の直前に自死している事などから、学校生活に関連する自死が疑われることは明らかである。

本件では、自死後1か月以上経過してから重大事態と認定して対応を開始しており、明らかに遅すぎる。特に、教育委員会は、平成30年1月31日付の「質問状の件（回答）」と題する書面で、「現在の状況は、ただちに「いじめ防止対策推進法」の「重大事態」とは捉えておりませんが、・・・詳細な調査を進めているところです。」と回答をしている。

重大事態に当たらないとは、いじめによって自死が発生した疑いがない場合に限られる。仮に、教育委員会が、重大事態に当たらないと考えているのであれば、調査をする必要すらなかったのであり、上記書面の文章は、法に従えば、論理的に破綻していると評価せざるを得ない。

このような教育委員会の対応は、いじめを隠蔽しようとしているとの批判を

招くものであり、実際に遺族も教育委員会の対応に不信感を抱くことになった。

提言に記載するとおり、学校及び教育委員会は、法の趣旨に照らして、いじめは全ての学校に存在することを前提に、学校運営をすべきであり、重大事態に対する対応も、いじめの存在を前提にすべきである。

2 第三者調査委員会への諮問の遅れ

教育委員会が本件を重大事態と認定をしたのが、平成30年2月16日であったが、第三者調査委員会であるいじめ対策検討会議に諮問を行ったのが、自死後4か月以上も経過した同年5月18日であった。

上記1において指摘したとおり、この重大事態の認定のタイミングは遅きに失すると批判せざるをえないが、重大事態と認定をしたあとの対応についても、厳しく批判されなければならない。

法第28条では、重大事態が発生した場合は、速やかに組織を設けて調査を行う事を、教育委員会及び学校に対して要求している。

教育委員会の当時の担当者らは、同年4月13日までの間、教育委員会としての調査を行っていたと述べている。しかし、教育委員会としての調査が、法第24条に定めるいじめの有無の確認だったとしても、これをもって、自死後4か月以上も第三者調査委員会による調査をしないことを正当化する根拠とはなり得ない。

本件においては、教育委員会は、自死後すぐに重大事態と認定し、速やかに第三者調査委員会に諮問して調査を行う義務があったといえ、これに明らかに違反していたといえる。

3 ずさんな調査

本委員会は、重大事態の認定をしないままに教育委員会または学校が調査を先行して行う事自体、法に従った対応ではなかったと考えるが、その調査の方法についても問題があった。

生徒に対するヒアリングは出来るだけ1回で終わらせるべきであり、その為にはヒアリングにおいて質問事項を準備し、詳細なヒアリングを実施し、さらにそのヒアリングをヒアリング対象生徒の同意を得て録音すべきであったといえる。

しかし、教育委員会が行った調査においては、簡易なヒアリングを行ったにすぎず、ヒアリング内容も録音されていなかった。この結果、本委員会は、このヒアリングについて事後的に検証することが出来なかった。さらに、本委員会から当該校の生徒に対してヒアリング要請を行ったが、既にヒアリングに応じているのでこれ以上話したくない等の理由で、ヒアリングを拒否されることが、19件あった。

これ以外に、教育委員会及び当該校は、独自に行った調査や遺族対応に関する資料を相当程度保存していないことが判明した。

ガイドラインでは、事後調査のために教育委員会及び学校は、関係資料の散逸防止に努めることが求められている。

教育委員会が行ったヒアリングについては、録音を残していなかったことは指摘したとおりである。これ以外に、教育委員会の調査に関して、教育委員会担当者が作成していると思われるメモ、手控え、会議資料等、遺族対応に関して作成していると思われるメモ、手控え、会議資料等については、担当指導主事が作成していたノート以外残存しておらず、これもこの指導主事が個人的に保有していたものである。

教育委員会は、適切な調査を行ったと言いがたいし、その根拠となる資料についても散逸防止措置をとっていたとは言いがたく、ガイドラインに反する対応であったといえる。

4 当該校における重要資料の提出の遅れ及び未提出

校長及び教頭は、本委員会のヒアリングにおいて、在任時に対応に当たったメモや会議資料等について、ファイルを作成して、それぞれ離任時に当該校に引き継いだと述べる。校長及び教頭の説明については合理性があり、内容も具体的であったので信用できると本委員会は判断した。しかし、本委員会が令和2年4月13日及び同年11月19日に、教育委員会に対して、文書で照会しこれらのファイルの提出をもとめたが、提出されなかった。最後にもう一度、令和3年6月22日に照会したところ、教頭が作成したとされるファイル1冊のみが提出され、校長が作成したファイル1冊は提出されなかった。

校長及び教頭が作成したファイルは、生徒が自死するという重要な事案に関する重要なファイルであり、すみやかに提出されるべきである。しかしながら、教頭が作成したファイルは3回目の照会でようやく提出をされ、著しく提出が遅れた。また、校長の作成したファイルは提出されなかった。これらのことは、厳しく批判されるべきである。

5 保護者会の開催が遅れたこと

本件で、保護者会が開かれたのは、自死後1年以上経過してからであった。

生徒の自死が発生した場合は、正確な情報を速やかに学校関係者に対して知らせることが、憶測や噂の広まりを抑えることに繋がる。これは、その後の調査においても、正確な情報を収集するために必要であるといえる。

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月文部科学省)

においても、早期の保護者会の開催を検討すべきであり、情報発信の重要性についても指摘されている。

しかし、当該校は、ソフトテニス部員の保護者に対しては、自死当日に説明を行ったが、他の保護者に対しては、書面を送るのみで詳しい説明をしていないし、保護者からの疑問にも答えていない。

本委員会のヒアリングにおいても、自死後様々な噂や憶測が飛び交い、特にソフトテニス部員に対する噂や憶測があったことが判明している。保護者会を開けばこれを全て抑えることが出来たとまではいえないが、より積極的な情報発信を行う事で相当程度これを防ぐことが出来たのではないかと考えられる。

このような噂や憶測のために、遺族はもとより他の生徒までもが傷つき、その後の調査においても否定的且つ拒否的な対応を招いた可能性もあり、当該校の情報発信の仕方は不適切であったといえる。

6 保護者に対する対応について

教育委員会及び当該校の対応について、遺族は強い不満を抱いている。

ガイドラインでは、「自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間を取りながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。」と記載されており、教育委員会及び学校は、遺族に寄り添いながら、丁寧に説明をしつつ、調査をしていくことが求められている。

そして、調査をする際には、基本的な方針をたてて、一貫した対応をとることが求められる。

望ましい基本的な方針は、ガイドラインに記載があるとおり、事実を知りたいという遺族の気持ちに寄り添い、教育委員会や学校に不都合なことも含め事実を明らかにし、再発を防止するために、背景を調査するというものである。

しかし、重大事態として取り扱うことを躊躇したこと、第三者調査委員会への諮問が遅れたことは、遺族の教育委員会及び当該校に対する不信感を高めることに繋がったといえる。

さらに、保護者会の開催が自死後1年以上経過してから行われるなど、教育委員会及び当該校から積極的な情報発信が行われなかったこともあり、当該校や地域社会に憶測や噂が広がることになった。これにより、遺族が地域社会から孤立感をもつことにも繋がったといえる。

次に、調査方法についても、遺族は不満を抱いている。ガイドラインでは、調査

方法について遺族に説明することを求め、遺族から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映することを求めている。教育委員会及び当該校は、調査の方法について、遺族から意見を聞いた上で行ったと述べているが、遺族は不満を抱いており、コミュニケーション不足を指摘せざるを得ない。

さらに、平成30年11月頃、遺族から文書による回答を求められた事項について、教育委員会は口頭での回答に固執したこともあった。ガイドラインの趣旨からしても、遺族の意向を的確に把握し、丁寧に説明を尽くし、寄り添う必要がある。仮に、遺族の意向に添えない場合は、明確な理由が必要であり、丁寧に説明を尽くすべきである。しかし、教育委員会事務局担当者は、遺族からの求めに対して、何の理由も示すことなく口頭で回答する旨を述べ続けるなどしており、ガイドラインの趣旨に反する対応であり、遺族に寄り添う姿勢が著しく欠如していたと指摘せざるを得ない。

これらに加え、教育委員会及び当該校の遺族に対する対応については、一貫性を欠くと指摘せざるを得ない。教育委員会及び当該校の対応が常に遺族に寄り添っていなかったとまでは評価出来ず、時には丁寧に対応をしていることもあるが、それは主に対応を行った担当者の個人的な対応方法に依存しており、組織としてどのように対応するのか、一貫した方針があったとまでは認定できない。その場その場の対応に終始していたと評価せざるを得ず、教育委員会及び当該校として、遺族にどのように向き合うのか、統一した対応が出来ていたとはいえない。

7 責任の所在が不明確であること

本件での教育委員会の対応については、上記の通り問題があるといえる。特に、重大事態の認定を躊躇したことや第三者調査委員会への諮問が遅れたことは、法の趣旨に違反していると指摘せざるを得ない。さらに、教育委員会事務局は、遺族との電話のやりとりにおいて、遺族からの質問事項への回答を口頭にて行う旨を遺族に対して伝え、これは組織としての決定であると述べるなどしていたが、これが法の趣旨に反する対応であったことは前項で述べたとおりである。

このような法や法の趣旨に反した対応をとった教育委員会では、どのような経緯で意思決定がなされたのかについて、本委員会としても調査を行った。

教育委員会会議の議事録には、本件について議論がなされた経緯はなく、教育委員会職員による聴き取りにおいても、教育委員会会議に上程し、決裁を得たとの説明はなされなかった。

このことから、本件に関する対応を意思決定していたのは、教育委員会事務局及び当該校であることが判明している。

本来、教育委員会は、教育委員によって組織され、教育委員の合議によって意思

決定し、教育委員会の事務局はその監督下で、事務を執行する機関であり、本来は意思決定を行う機関ではない。

もちろん、全ての事務を、教育委員会会議で決定をすることは不可能であり、一定の範囲で、事務を教育委員会事務局に委任することはあり得る。

しかし、だからといって、本件で見られるように、教育委員会が遵守すべき基本的な法律に反した対応をとることが是認されるわけではない。法律に従った対応をとるように、対応の責任者を決め、事前に対応体制を整備しておくべきだし、教育委員会内部における事務処理フローも整理をするべきである。

本件では、重大事態の認定や法第28条に基づく調査を開始することを決定したのが誰なのかについて、本委員会が行ったヒアリングにおいても、明らかにならなかった。

本件を管轄する部署は、教育委員会事務局の指導室であったが、自死が発生した際の指導室長のヒアリングにおいても、本件における教育委員会の対応決定については、指導室内で意思決定を行い、上司である学校教育部長、教育次長、教育長に報告をしていたと述べるが、最終的な意思決定者が誰なのか、判然としないものである。

結局の所、最終的には教育長の責任になるとしても、本件の対応について、どのようなプロセスで審議され、どこで誰が決定をしたのかが解らず、責任の所在が不明確であるといえる。

このような不明確な意思決定過程は、責任の所在が不明確というだけでなく、再発防止の観点からも問題である。すなわち、本委員会も、本報告書において提言をなしているが、名古屋市においては過去にも第三者調査委員会が提言を行っているところ、この提言が十分に生かされているといえない状況にあるといえ、再発を防止できていない。

教育委員会においては、速やかに意思決定過程を明らかにし、過去の反省を今後の対応に生かす取組が求められる。

第 3 部

いじめ対策検討会議の調査等について

第1章 いじめ対策検討会議の調査活動に対する検討

第1 当該生徒に関する調査の不十分さ

いじめ対策検討会議は本件について調査を実施し、平成31年4月9日、教育委員会に答申（以下、「平成31年報告書」という。）をした。

いじめ対策検討会議は、当該生徒が自死という重い決断をせざるを得なくなった経緯、事情の調査を行うにあたり、当該校の環境を調査したうえで、当該生徒の当該校での状況や当該校の環境による当該生徒への身体的心理的影響の有無及びその程度等を調査・検討している。

そして、平成31年報告書においては、「自死に至る要因と経緯」として「1 転入による人間関係構築の苦労」の存在を認定している。また、当該生徒は転校前の中学校ではバドミントン部に所属しており、当該校ではソフトテニス部に所属することとなったところ、「2 ソフトテニス部における気苦労」の存在も認定している。さらに、「3 心理的、肉体的な疲労の蓄積」として、「12月24日のクリスマスカップで試合に出て、自分の力量にショックを受けた」「冬休みに入り練習量が一気に増加し」「基礎体力不足や技量不足があり、周囲に迷惑をかけて申し訳ないという思いが強くなり、心理的、肉体的に疲労が蓄積していったと考えられる。」などと評価・認定した上で、「4 正月休みによる休息」において、「一見、心理的、肉体的にリフレッシュしたように思われるが、疲労感は抜け切れていなかった可能性がある。」と評価・認定している。「5 正月明け後の急激な現実戻りによる不安増大」として、「(平成30年)1月4日からの練習で現実に戻り、合宿に向けて頑張ろうとするが、合宿へ行くことへの不安が大きくなった可能性が高い。」等と評価・認定している。そして、「6 1月5日の選択」として、「集合場所に足が向かず、自宅にも戻れず」「飛び降りるという選択をした」と認定し、「7 小結」として、「真面目な性格ゆえに、合宿を休みたいとも言えず、行き場を失って、本件自死に至った」と結論づけている。

以上のとおり、平成31年報告書によれば、いじめ対策検討会議は、当該生徒の自死に至る要因や経緯を調査するにあたって、当該生徒が所属していたソフトテニス部の環境や同環境が当該生徒に及ぼした影響等を調査している。

しかし、ソフトテニス部の環境が当該生徒に及ぼした影響を調査・検討するにあたっては、当該生徒の心情等の心理的側面も検討する必要がある、単にソフトテニス部での出来事のみでは、当該出来事が当該生徒に与えた心理的影響等を正確に検討できないものではない。

当該生徒は、平成29年8月頃まで家族とa市で生活しており、中学1年の1学期（4月～7月）の期間はa市の中学校に通学していたところ、当該生徒の父親の転勤

によって、名古屋市へ転居し、９月から当該校に通学するようになった。本件は、当該生徒が名古屋市へ転居し、当該校に通学するようになり、わずか約４か月という短時間で、自死という選択をした事案である。そうすると、当該生徒の心情等の心理的側面の検討においては、当該校もしくは名古屋市において収集できる資料の調査のみでは十分な検討ができるものではなく、転居前の生活及び学校生活を調査・検討する必要がある。それにより、当該生徒の心情等を少なからず把握することが可能となる。

ところが、いじめ対策検討会議は、当該生徒の心情等の調査・検討、またはそのための資料収集としては、名古屋市へ転居後の当該校において収集可能な資料に留まる。転居前の当該生徒の心情・行動の調査としては、唯一、当該生徒の両親の聴取を行っただけである。これでは、当該生徒の心情等の把握としてはおよそ不十分であり、当該校やソフトテニス部で起こった事象に対する当該生徒の受け止め方等の正確な検討ができるものではない。

また、当該生徒の自死当日の行動は、「自死に至る要因と経緯」においては重要な事項であり、特に詳細な調査が必要であるが、このような調査を行った形跡がない。

いじめ対策検討会議において、転居前の生活及び学校生活での状況や人間関係についての調査をせず、また、当該生徒の自死当日の行動について特に詳細な調査を行わず、「自死に至る要因と経緯」を検討していることは、不十分な調査活動に基づく検討と言わざるをえない。

第２ いじめ対策検討会議の運営における中立性・公正性への疑義

いじめ対策検討会議において、正確な調査を行うためには、当該生徒、遺族のみならず、教育委員会に対しても中立・公正な立場で運営することが求められる。また、当該調査に対して最大の関心を有している遺族の心情にも配慮し、中立性・公正性に疑義を生じさせかねない運営を行うことは厳に慎まなければならない。

そして、当該生徒の自死に至った要因及び経緯の検討のためには、当該校のみならず、教育委員会も調査対象となる。

そのため、いじめ対策検討会議は、調査方針、調査対象、調査内容等を議論するについて、調査対象となる教育委員会職員等を参加させることは相当ではない。仮に、いじめ対策検討会議において事務処理等の都合上、教育委員会職員を立ち合わせる必要性が認められるにしても、本件に関与のない教育委員会職員を必要最低限の人数で立ち合わせれば足りる。さらに、本件では、遺族が教育委員会の調査・報告内容に不満があったのであり、教育委員会の調査に関わった職員を参加させるべきではなかったといえる。

ところが、平成３０年５月１８日に行われた第１回会議においては、学校教育部長

や指導室長等の教育委員会職員で、調査対象となる者や教育委員会の調査に関わった者が参加し、その後同年11月16日開催第8回会議まで参加している。同年12月19日開催第9回会議から、ようやくいじめ対策検討会議委員のみによる会議となった。

これでは、中立性・公正性に疑義を生じさせない運営を行っているとは言えず、遺族の心情に対する配慮を欠く運営であったと言わざるをえない。

第2章 平成31年報告書の内容に対する検討

第1 平成31年報告書における「第4 いじめについて」及び「第5 自死に至る要因と経緯」に対する検討

平成31年報告書では、「第4 いじめについて」及び「第5 自死に至る要因と経緯」において、当該生徒の学級やソフトテニス部の状況、平成30年最初の練習をした1月4日や自死当日の1月5日の状況等の事実を検討した上で、いじめ行為の存在や自死に至る要因及び経緯の検討が行われている。

しかし、平成31年報告書には、以下のとおり、いじめ行為の存否の認定について、その認定過程に問題がある。

平成31年報告書においては、「第2 認められた事実」として、例えば、①無記名アンケートにおいて、先輩から1年生の部員に当該生徒を教えてあげるよう指示があったとき、「嫌だ、めんどくさい」と話している部員が近くにいたという記載があり、一部の部員の中には面倒くさがり嫌がっていた者がいた可能性は否定できないとし、②あるテニス部員は、当該生徒に対して「〇〇について苦手なんだよね」という話をすると、当該生徒も〇〇について「私も苦手なんだよね」という話をしたと認定していることから、当該生徒がソフトテニス部において何らかの心身に苦痛を感じる行為の存在があったことの疑いがある。

さらに、③10月11日実施の「気づいてる？こころのSOS」において、当該生徒は「泣きたいような気持ちになる」や「自分のことが好きだと思えない」等にチェックしていること、10月19日実施のハイパーQUにおいて、当該生徒は不満足群に属し、11月17日実施の教育相談アンケートにおいて、当該生徒は「校内で気のあわない人」は「いる」と回答していることを認定していることから、当該校において何らかの心身に苦痛を感じる行為の存在が疑われる。

以上のとおり、平成31年報告書において認定している事実からも、心身に苦痛を感じる行為の存在が疑われているにもかかわらず、これらの事情に触れることなく、いじめ行為の存否の認定及び自死に至る要因や経緯の認定をしたことは、その認定過程に問題があると言わざるをえない。

さらに、平成31年報告書では、「第4 いじめについて」において、ある生徒の行為を、「1 学級における状況」と「2 ソフトテニス部における状況」に分けて検討し、それぞれにおいて苦痛を感じていなかったと認定している。

しかし、当該生徒の経験は時間的に連続しており、個別に事実を認定するのは本来妥当ではない。

上記「第2 認められた事実」で認定した事実と「第4 いじめについて」の「1

学級における状況」と「2 ソフトテニス部における状況」をあわせて総合的に検討し、当該生徒が経験した事実から苦痛の有無を認定すべきであった。平成31年報告書のいじめの認定は、当該生徒の立場に立ったものとはいえない。

第2 平成31年報告書「第4 いじめについて」における「1 学級における状況」について

平成31年報告書は、「1 学級における状況」において、「友達作りに苦労し、ハイパーQUでは孤立感を感じていたり、入っていきにくいグループがあったりしたようである」旨を認定している。この認定を前提にすると、当該生徒は人間関係に何らかの負担を感じているうえ、ハイパーQUという分析ツールからも、当該生徒は当該校において少なからず心身の負担を感じていたことがうかがえる。当該認定から素直に解釈すれば、心身に苦痛を感じる事情や心身に苦痛を感じさせる行為の存在がうかがえる認定である。

しかしながら、平成31年報告書によれば、「学級において親しい友達が徐々にでき会話するなど」という事実の存在から、「学級でA（本報告書では当該生徒）が心身の苦痛を感じるいじめ行為があったとは認められない」との評価・認定をされている。

法におけるいじめの定義によれば、当該生徒に対して、心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった当該生徒が心身の苦痛を感じているものをいうところ、「学級において親しい友達が徐々にでき会話をするようになった」事実と、「学級でA（本報告書では当該生徒）が心身の苦痛を感じるいじめ行為」の存在は互いに相容れないものではなく、いずれの事実・事情も同時に起こり得る。従って、「学級において親しい友達が徐々にでき会話する」ようになったとしても「学級でA（本報告書では当該生徒）が心身の苦痛を感じるいじめ行為」が存在しなかったことにはならない。

平成31年報告書においては、「学級において親しい友達が徐々にでき会話するなど」という事実の存在から、「学級でA（本報告書では当該生徒）が心身の苦痛を感じるいじめ行為があったとは認められない」との評価をしているが、このような事実認定は妥当ではない。

第3 平成31年報告書「第4 いじめについて」における「2 ソフトテニス部における状況」について

平成31年報告書によれば、当該生徒からの個別練習を手伝ってほしいという依頼に対し、「A（本報告書では当該生徒）は保護者に〇〇が嫌な顔をしたという話をして」と認定した上で、「結局〇〇が手伝ったのかどうか分からず、また無視というこ

ともどのような状況を捉えて無視と話していたのか分からず、〇〇が意図的に行っていたかどうか分からない。周りで〇〇がA（本報告書では当該生徒）を無視しているのに気づいていた部員はいない。」とする。

しかし、法に基づくいじめ行為の認定にあたっては、「〇〇の主観」ではなく、当該生徒がどのように感じたかに基づいて、認定を行うべきである。

また、平成31年報告書では、「少しずつ部活動の中でも気の合う友人を増やしていたと考えるのが相当」としているが、気の合う友人が増えたとしても、「いじめ」を否定する根拠にならない。

さらに、平成31年報告書では、教育相談アンケートで「校内や登下校時などで嫌がらせ・脅し・暴力などについて、『受けたことも、見たこともない』に○をつけ、保護者会においても困ったことはないと答えている」等の事情から、いじめ行為の存在を否定している。しかし、法が規定する「いじめ」の定義は、これとは全く異なる。教育相談アンケートの記載は、法が規定する「いじめ」を否定する根拠とはなり得ない。

さらに、平成29年度のソフトテニス部の1年生の退部した部員らが述べた退部原因は、それぞれ、いじめと評価しうる事項である。また、1年生の部員間では、いじめと評価しうるようなトラブルも複数あった。ソフトテニス部は、上下関係がはっきりしていて、さらにそれを強化するルールがあること、練習を休むと学校内の敷地を3周走らなくてはならないというルールがありこれを当該生徒がペナルティーと考えていた可能性があること、顧問が生徒間のいじめと評価しうるトラブルに積極的に関与しなかったことなど、いじめが起きやすい要因があった。これらのソフトテニス部に内在する問題や背景事情について、なんら検討をされていない。

第3章 いじめ対策検討会議の委員等の人数について

本件調査当時、いじめ対策検討会議は精神科医を会長とし、副会長に弁護士、その他学識経験者として元中学校長、精神科医、社会福祉士、臨床心理士の6名で委員が構成されていた。多様な専門的知見が取り入れられた委員で構成されていることは評価でき、有意義な調査・評価が期待できるものである。

しかしながら、これまでの指摘のとおり、本件における調査対象・範囲は、その対象人数・地域の面でも広域にわたる。また、いじめ対策検討会議は、本件と並行して、他の重大事態についても調査を行っていた。しかし、特に委員又は調査員等の増員がなされていない。当該生徒に関する調査の不十分さは、いじめ対策検討会議の人員の不足が原因のひとつとも思われる。

いじめ対策検討会議は、平成31年報告書において、重大事態の調査をする場合も、いじめ対策検討会議委員のみですべてのことは時間的制約があることから調査員を置くことを提言している。

第 4 部

提 言

第1章 これまでの提言は生かされているか

第1 これまでの提言等について

1 名古屋市における中学生自死事案に関する検証報告書について

第2部ですでに述べているが、これまで、名古屋市における中学生自死事案については、2つの検証報告書があり、それぞれ重要な提言をしている。

(1) 平成26年報告書

平成25年7月10日、中学校2年男子生徒（ソフトテニス部所属）が以前居住していたマンション11階から転落死した事案について、平成26年報告書では、「うざい」「きもい」「死ね」などを言われ続けたこと、提出物を出せなかったことの苦痛等、自死につながる要因を明らかにし、下記を「提言」した。

- ①学校の使命と教師の覚悟
- ②「いじめ防止基本方針」・「学校いじめ防止対策委員会(仮称)」への要望
（「基本方針策定への子どもの参加」等10項目）
- ③いじめ防止の取り組み
- ④包括的心の健康教育の推進
- ⑤スクールカウンセラーの多面的な活用
- ⑥地域での学習支援
- ⑦中学校2年生の35人学級編制の早期実現

(2) 平成28年報告書

平成27年11月1日、中学校1年男子生徒が地下鉄ホームから転落し列車と衝突して死亡する事案について、平成28年報告書では、特に部活動（卓球部）内でのいじめを示唆する遺書を重視し、また、ハイパーQUに見られた支援の必要性への認識の欠如を指摘し、下記の「再発防止に向けた提言」を行った。

- ①的確な児童生徒理解と、それを踏まえた状況把握及び指導のための体制
 - ・子どもたちを多くの目できめ細かく見て指導することができる体制
 - ・多様な専門性を持った職員が児童生徒に多面的に関わることのできる体制
 - ・ハイパーQUをはじめとする各種調査の有効活用とそのための体制
- ②いじめや自死の防止に寄与する教育・指導の推進
 - ・いじめ防止教育、自殺予防教育の継続的な実施
 - ・心の健康を育む実践的な教育活動の充実
 - ・基礎となる人権教育・道徳教育の重要性の再確認
- ③部活動における指導・運営体制の充実

- ・部活動の意義の再確認
- ・指導者の適切な配置
- ・技術指導における専門性の向上と外部人材の活用
- ④その他、全体を通じて充実を図るべき点
 - ・教師がより信頼される存在になること
 - ・学校全体として経営的視点の再確認

なお、平成28年報告書の「はじめに」において、教育委員会は、平成26年報告書を受け「教育委員会として全力でいじめ対策の充実に取り組んできた中、再び若く貴い命が失われたことは、痛恨の極みである」とし、平成28年報告書の「様々な指摘、意見、提言を真摯に受けとめ、強い決意を持って再発防止に取り組んでいく。」としている。

2 これまでの提言等の実施について

平成29年2月、名古屋市は、平成26年報告書及び平成28年報告書等を踏まえ、法第12条に基づく、名古屋市いじめ防止基本方針を改定している。

教育委員会は、平成28年報告書の提言に基づき、再発防止に向けた取り組みの実態調査を行っている。しかし、第2部で述べたとおり、当該校では、いじめ防止対策の要であるいじめ防止基本方針、いじめ防止対策の重要な委員会であるいじめ等対策委員会が形骸化しており、いじめ防止のための活動として実態がなかった。教育委員会は、「様々な指摘、意見、提言を真摯に受けとめ、強い決意を持って再発防止に取り組んでいく。」としながら、文書回答を求めるだけで、各学校で実際にどのように実施され、児童・生徒間のいじめ防止に実効的な活動になっているのか、その実態を把握していない。このような状況からは、当該校及び教育委員会の対応において、平成26年報告書及び平成28年報告書が共有され実践されている状況ではなく、全く生かされていないと評価せざるをえない。

また、平成28年報告書については、いじめ対策検討会議の聴取を受けた当該校の多くの教員が読んでいない状況であった。個々の教員においても、これらの報告書が共有され実践されている状況にはなかった。

教育委員会、当該校、教員は2人の生徒の自死という重大な事態を真摯に受け止めていないと言わざるをえない。

第2 本件について、いじめ対策検討会議の提言と当該校・教育委員会の対応

- 1 本件後、いじめ対策検討会議の提言までに当該校が取り組んだこと

本委員会が教育委員会に対し、本件後、いじめ対策検討会議の提言までに当該

校及び教育委員会が取り組んだことについて、照会したところ、当該校が取り組んだことについてのみ、以下の回答があり、教育委員会が取り組んだことについては回答がなかった。

(1) ソフトテニス部の在り方

- ・生徒の自主性を重んじて過度な練習とならないようにすることや懲罰的な活動は決して行ってはならないことを年度初めの部活動顧問者会で確認するようにした。
- ・顧問は複数の教員で担当し、顧問が直接指導にあたるとともに、会議等で顧問が立ち会えない場面は活動を行わないようにした。

(2) 部活動運営について

<練習時間や練習日数のルールの欠如>

- ・スポーツ庁のガイドライン及び名古屋市の基準を遵守するように部活動顧問者会や職員会議で確認するとともに、部活動保護者会でも明示・明言するようにした。

<私的クラブチームについての対応>

- ・部活動顧問者会において、合宿の禁止、部活動顧問がクラブチームの監督になることの禁止について共通理解し、現在は行っていない。

(3) ハイパーQ Uの利用の仕方

- ・要支援群の生徒だけでなく、学校生活不満足群など、承認得点の低い生徒及びいじめに関わる項目で心配な点が見られる生徒についても、学年別、部活動別で一覧表を作成して配付し共通理解を図っている。

2 いじめ対策検討会議の提言（平成31年報告書）

(1) 本件について、いじめ対策検討会議は、以下の提言をしている。

ア 部活動の在り方

(ア) スポーツ庁及び教育委員会からの通知の周知徹底及びモニタリング

教育委員会は、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）に基づき、同年4月2日付け通知及び同年6月5日付け通知を出し、「名古屋市立学校部活動活動日・活動時間の基準」を示し、保護者、児童生徒、教員による共通理解を図り、本基準を遵守した活動になるよう適切な運営・指導をするように通知した。また、私的クラブチームは、「学校部活動と区別のつかない形で実施するものであり、教育委員会として容認できるものではない」としている。

教育委員会としては、上記通知が各学校で周知されているかどうかを確認し、また生徒や保護者にアンケートをするなどして上記通知どおりの適切な

運営がされているかをモニタリングすべきである。

学校としても、各部の顧問が、上記通知どおりに活動しているか確認し、学校評価アンケートなどを通じて生徒や保護者の意見を真摯に受け止め、部活動により心身の不調をきたす生徒が出ないように適切に運営を行うべきである。

(イ) 部活動顧問に対する研修等の充実

平成28年報告書において、部活動の意義の再確認をするとともに、勝利至上主義の傾向が強く出る運営がなされないようにし、顧問が活動の場に立ち会えるように提言した。

部活動に熱心な顧問は、大会に勝てる強い部活動を作るために部活動運営を行っている可能性がある。部活動以外に私的クラブチームを作り、部員を合宿や大会に連れて行く顧問は、上記報告書やスポーツ庁のガイドラインを正しく理解していないものである。

部活動により心身の不調をきたす生徒を出さず、適切な運営が行われるように、部活動顧問に対する研修等を充実させるべきである。

平成30年11月20日に発表された公益財団法人日本ユニセフ協会の「子どもの権利とスポーツの原則」は、子どもの権利条約の精神に則った内容となっており、勝利至上主義は必ずしも子どもの最善の利益にはつながらず、生涯にわたる子どものスポーツへの参加を促進することにはならないことなどが記載されている。この指針に基づいた研修等が行われ、部活動運営がなされることを期待する。

イ 転入生に対する配慮

転入生の受け入れに際して、一人担任や経験の浅い担任の場合には、転入生の学校生活への順応状況等の見逃しなどのないように周りの教員のサポートは欠かせない。どの学級に配属するかも含めて担任への支援に配慮すべきである。

そして、転入後は、担任が中心となるが、転入生の学級の授業を担当する教員はもちろんのこと、学年や学校全体で見守りをするように配慮すべきである。見守りをするために、転入生の写真を職員室に備え置くなどして、教員が転入生の名前と顔が分かるようにすべきである。

また、転入生が、何かあったときに相談しやすい環境を作るためには、養護教諭やスクールカウンセラーと転入時に顔合わせをしておくことも一つである。

当該校で本事案後に取り組んでいる転入生ランチ会のように、転入生同士の関わりを持つような機会を設けたりすることも一つである。

ウ ハイパーQ Uなどのツールについて

平成28年報告書において、ハイパーQ Uをはじめとする各種調査の有効活

用とそのための体制について提言したところであるが、当該校において、要支援以外の不満足群に対する情報共有が行われていなかった。

要支援群の生徒のみならず、その他の承認得点の低い生徒への支援のために情報共有することを再度提言する。

また、ハイパーQ Uや「気づいてる？こころのS O S」などのツールについては、部活動の顧問が部員の学級での状況を把握し、部活動の適切な運営をするためにも役に立つことから、顧問は積極的に部員の学級における情報を収集すべきである。

エ 教職員研修等の充実

平成28年報告書について、聞き取りをした多くの教員が読んでいない状況であったことは大いに問題である。名古屋市内で起きたことは、他の名古屋市内の小・中学校でも起きうるものであることを自覚し、平成28年報告書や今回の報告書を研修などで教職員に周知すべきである。

オ 自死の背景調査のための調査組織及び調査員の設置

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）には、「自殺に至る過程や心理の検証には高い専門性が求められることから、中立的な立場の外部専門家が参画した調査組織で実施すべき」となっている。自死の原因がいじめによる疑いである場合以外に、現時点において教育委員会の附属機関として、外部の専門家を加えた調査組織は存在しないが、速やかに外部の専門家を加えた詳細調査が行えるようにするために、平常時から調査組織を設置しておくことを提言する。いじめ対策検討会議が、法第28条第1項以外の自死事案を調査対象とするためには、名古屋市いじめ対策検討会議条例を改正する必要がある。

さらに、いじめ対策検討会議で、法の「重大事態」の調査をする場合にも、同会議委員のみですべてを行うことは時間的制約があることから調査員を置くことを提言する。

(2) 本委員会は、いじめ対策検討会議の各提言については、有用な提言であると考え。しかし、いじめ対策検討会議は、上記アにおいて、提言の実施についてのモニタリングを学校及び教育委員会に委ねているが、この点については、本委員会とは意見が異なる。

また、上記ウについて、いじめ対策検討会議は、要支援群の生徒のみならず、その他の承認得点の低い生徒への支援のために情報共有することを再度提言する。しかし、当該校は、不満足群の生徒の名前は一覧表に記載し、そのレベルでは「情報共有」していた。本件では、単に名前を一覧表に記載して「情報共有」するだけでは足りず、具体的にどのような支援を行い、「学校として注意深くみ

ていく」かについての共有が必要であった。「情報共有」については、どのレベルまでの共有とするかまで提言が必要である。

上記オについては、いじめ対策検討会議は、自死の背景調査のための調査組織の設置を求めているが、生徒が自死した場合、学校生活以外で明らかに自死の原因が認められるような例外的な場合を除いて、法第28条第1項第1号に基づいて、速やかに重大事態と認定した上で、調査に入るべきである。

3 いじめ対策検討会議の提言を受けて、当該校・教育委員会が取り組んだこと

(1) 本委員会が教育委員会に対し、いじめ対策検討会議の提言を受けて、当該校及び教育委員会が取り組んだことについて照会したところ、以下のとおり、回答があった。

ア 当該校が取り組んだこと

(ア) 転入生に対する支援体制

- ・転入生は転入時に顔写真を撮り、学級写真と合わせて職員室内で閲覧できるようにした。
- ・年2回の転入生ランチ会を実施し、転入生同士やスクールカウンセラーとの結びつきを深める取り組みをしている。
- ・学校生活への戸惑いや不安を持つ転入生に配慮するため、転入生と学級担任との間で生活ノートを交換するようにした。

(イ) ハイパーQ Uの利用の仕方

- ・ハイパーQ Uの結果を踏まえて支援してきた内容を三者面談で保護者に知らせ、その後の支援方針について保護者と共通理解を図りながら進めるように努めている。

(ウ) 校務分掌

- ・不登校生徒への働きかけ、子ども応援委員会との連携、情報共有を総括する教育相談部を校務分掌に設定した。

イ 教育委員会として取り組んだこと

(ア) 部活動の在り方

- ・中学校の部活動を対象に基準に基づいた部活動運営がされているかについて実態調査を行った。
- ・各部の活動計画は、管理職が確認し、保護者に対して学校長名で周知するようにした。

(イ) 部活動顧問に対する研修等の充実

- ・安全管理を始めとする適切な部活動の運営について外部講師による講演会を開始した。

(ウ) 転入生に対する配慮

- ・教育委員会指導室の各区担当指導主事が、定例学校訪問の折に、各学校の転入児童生徒の受け入れ体制等について、現状を確認するとともに、学校の実情に応じた適切な配慮がされるように助言するようにした。

(エ) ハイパーQUの利用の仕方

- ・要支援群のみならず、非承認群、侵害行為認知群、学校生活不満足群に属する児童生徒への支援や情報共有の方法について、資料を作成し、配付した。

(オ) 教職員研修等の充実

- ・報告書の概要を各小・中・特別支援学校長へ配付し、令和元年5月8日開催の区校長連絡会において、報告書の＜提言＞等を踏まえた各学校での取組について改めて説明するとともに、概要を全職員に配付して校内研修等で周知するように伝達した。

- (2) 当該校及び教育委員会が取り組んだことの事柄については、どこの学校、学級、部活動においてもいじめがあるかもしれないという視点が全く欠如している。また、本件においては、学級担任と当該生徒は生活ノートの交換をしていたが、学級担任は、当該生徒の生活ノートの記載の変化による当該生徒が抱えていた悩みや苦悩の表れを見逃していたのである。生活ノートの交換だけでは、転入生の悩みや苦悩をキャッチできない。また、教育委員会による実態調査だけでは、部活動運営の改善にはつながらない。

第3 これまでの提言は生かされているか

平成26年報告書及び平成28年報告書は、2人の生徒の自死という重大な事態を踏まえ、今後、同様の取り返しがつかない重大事態を繰り返さないための提言であり、いじめの未然防止、自死の予防、いじめ問題への対応等、児童生徒の生命及び身体を守り、尊厳を保障するための重要な提言である。そして、名古屋市いじめ防止基本方針は、これらの報告書等を踏まえ、改定をされている。しかし、本委員会は、本調査を通じて、当該校及び教育委員会において、これらの報告書、名古屋市いじめ防止基本方針が共有され実践されている状況ではなく、全く生かされていないと評価せざるをえない。

当該校及び教育委員会は、本件及びいじめ対策検討会議の提言を受けて、さまざまな取り組みをしていると回答している。しかし、当該校及び教育委員会が取り組んでいると回答をしていても、これまで、実際は、共有され実践されている状況にはなかったことから、当該校及び教育委員会からの回答どおりの実践がなされているかは、極めて疑問である。

第2章 本委員会の提言

第1 調査・検証機関の設置～提言の具体的実践，その担保

本委員会は、本件と同様の事案の発生防止に向けた具体的な再発防止策を提言するが、これまでの提言及びこれまでの提言等を踏まえた名古屋市いじめ防止基本方針に含まれている事柄から、特に際立った提言を行うものではない。当該校において、これまでの提言、名古屋市いじめ防止基本方針に基づき策定したいじめ防止基本方針を実践していれば、本件を防げた可能性もある。

要は、これまでの提言、名古屋市いじめ防止基本方針を実践しているか、生かされているかである。実際に具体的に実践されているかどうかの調査及び検証を行う必要がある。しかし、これを、教育委員会の指導、検証に委ねると、また、同様の事態が繰り返されることが懸念される。再発防止のためには、学校や教育委員会がこれまでの提言及び名古屋市いじめ防止基本方針、各学校のいじめ防止基本方針を実践しているかどうかを監視する新たな調査及び検証機関を設けることが求められる。

新たな調査及び検証機関を設けることは、さまざまな部署に新たな負担が生じることも承知しているが、新たな調査及び検証機関を設けずに提言を行ったところで、その提言の実効性は確保できないと考える。

新たな調査及び検証機関を、名古屋市の組織体制において、どこに置くことが適切であるかは、名古屋市の実状に応じて検討していただくことになる。少なくとも、第三者が委員となり、教育委員会からは公平性、中立性が確保される必要がある。いじめ対策検討会議が行うことも考えられるが、そうであれば、独立性を持って、実効的にその権限を発揮できるように、いじめ対策検討会議委員の増員、委員の活動を助ける補助員又は調査員の創設、事務局である教育委員会との役割の整理（事務の補助に徹し、調査及び検証には加わらない等）、より一層の公平性、中立性の確保をする必要がある。一方、市長部局に設置する場合は、教育委員会及び学校との協力関係づくりが課題である。

調査及び検証機関は、これまでの取り組みの成果や課題の調査及び検証、実施状況に応じた重点課題の検討、その実施のための条件整備等を行い、単に文書での確認ではなく、実地に各学校を訪問し調査（少なくとも、1年に1回、各区毎に1校は訪問調査をする。）を行い、児童生徒の意見を直接聴取するなどの現場での検証をおこなう手法を取り入れるべきである。また、その報告を広く市民に開示すべきである。

第2 いじめが存在することを前提にした学校運営

第2部において、教育委員会及び当該校において、いじめがあるかもしれないという視点の欠如を指摘した。

成長途上にある児童生徒においては、学校における他者との関わりの中で、法がいじめと定義する「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ」る等の問題は、いつでも誰に対しても起こりうる。名古屋市いじめ防止基本方針においても、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。」としている。

学校において、「いじめがあるかもしれない」と思っているのと、「いじめはないだろう」「本校ではいじめなどないはずだ」と思っているのとでは、対応が根本的に変わってくるはずである。当該校は、学業熱心な中学校として知られており、ほとんどの教師が「生徒はほとんどが真面目な生徒であり、また保護者は教育熱心である。」と話していた。そのような学校においてはいじめがない又はほとんど起こらないと思っていた可能性はあるが、前述のようにいじめはいつでも起こりうるものである。

法で、いじめの定義を広範囲にした理由は、いじめを発見して誰かを処罰するのではなく、いじめによって子どもが不登校になったり、最悪の場合は、自死を選んだりすることをなくしていくためである。また、いじめた側の子どもについても、その子どもの課題に即した支援を行い、子ども間の人間関係の問題に小さな芽のうちから対処していくことにより、子どもの成長発達を保障するためである。すなわち、いじめを未然に防止し、またはいじめを早期に発見して、それを逐一、適切に指導、支援することで、いじめられた側の安全や権利を守り、いじめた側の成長を促し、不幸な事態を招かないようにすることにある。法に定めるいじめは、忌避すべきものではなく、積極的に見つけていくべきものである。

今一度、教育委員会及び学校は、法の趣旨を良く理解し、いじめを忌避せず、いじめは存在するものであり、これを早期に見つけ、適切に指導、支援していくという姿勢が重要である。些細なことでもいじめの存在を疑い、生徒に寄り添っていく姿勢を学校・教育委員会が積極的に見せることによって、生徒や保護者が安心して学べる場を作り上げ、信頼に繋げることが重要である。

さらに、いじめが存在することを前提に学校運営をするにあたり、いじめを発見することは元来難しいことにも留意すべきである。本件でも、当該生徒は、誰にも相談することなく自死を選択している。いじめを受けているという事実は、いじめを受けた生徒にとって自尊心を傷つけられるものであり、これを周囲に相談するとさらに自

尊心が傷つくために、相談することが難しい。さらに、近時はインターネットなどを利用したいじめもあり、いじめ行為そのものを発見することがますます困難になっている。だからこそ、生徒の心情を把握することに専門的知見を有する教員において、いじめが存在するかもしれないという視点をもって一人一人の生徒の動静を観察することが求められると言える。これは、教員の努力だけに委ねるのは相当ではなく、学校・教育委員会は、教員が生徒の動静把握をできるような体制を構築することが求められるし、他機関との連携をはかり、重層的に生徒を支援していく必要がある。その為に、第2章の第1、第6及び第7で記載したとおり、いじめ対策検討会議などの他機関との連携を図るべきである。

教育委員会、各学校は、名古屋市いじめ防止基本方針に基づく、各学校のいじめ防止基本方針が有効に実施され、いじめ等対策委員会が実質的に活動できているのか、単に絵にかいた餅になっていないか、振り返りを行うべきである。

第3 生徒がSOSを出しやすい学校

1 ハイパーQUなどのツールの活用

すでにこれまでの提言で含まれている事柄であるが、本委員会でも、ハイパーQUなどのツールを活用して、生徒がSOSを出しやすい学校にしていくことが重要である。

学級担任、部活動の顧問はもとより、当該校の一定数の教員が、いかなる状況においても子どもに誠実に向き合いその思いをくみ取る応答関係を構築しながら発達を保障するという教育の原点に立っていたならば、当該生徒の苦痛を察知し、適正な対応をすることができた可能性がある。

また、一般に生徒が直接自分の「声」でSOSを発信することは稀である。教員には、いわば生徒の「声なき声」を察知し、くみ取ることが必要である。同時に、生徒がSOSを発信しやすい雰囲気づくりを行っていく努力も必要であり、当該校では、ハイパーQUをはじめ、生活ノート、こころのSOS、学校生活アンケートと教育相談、いじめアンケートなど、生徒の発信を受け取るべきツールは多数用意されていた。しかも、当該生徒は、「こころのSOS」、ハイパーQUの結果、生活ノートの記載を通して、大きな不安を抱えながら過ごしていたことを発信していた。

思春期の子どもの心理状況を理解することは、もとより容易ではない。教員は、本来そのための技量を持つ専門職であるとはいえ、これを補うツールを活用し、適切な対応につなげることが必要である。

当該校は、ハイパーQU等のツールについて教員向けの研修を行っていたとの

ことであるが、その活用の仕方は教員によってさまざまであった。ハイパーＱＵ等のツールの活用についての教員向けの研修がいきわたっているのか、その効果は十分であるのか、検証が必要である。

教育委員会は、本件についてのいじめ対策検討会議の提言を受け、要支援群のみならず、非承認群、侵害行為認知群、学校生活不満足群に属する児童生徒への支援や情報共有の方法について、資料を作成し、配付したとのことである。「情報共有」については、具体的にどのような支援を行い、「学校として注意深くみていく」かについての共有が必要であり、そのための校内体制の整備が必要である。また、学年における情報共有だけでなく、部活動の顧問との情報共有も不可欠である。

2 安心して相談できる体制づくりの必要性

当該校は、当該生徒について学級担任だけの対応に任せていた。しかし、個々の教員が常に生徒の心情等を理解し、そのうえで円滑な応答的關係を築くことができるわけではない。生徒のＳＯＳに対応するためには、個々の教員の力量や責任に転嫁せずに、学級担任を支える学年全体での体制、学校全体での体制作りが必要である。

当該校は、大規模校であることから、すべての教員が一人一人の生徒に向き合い、不安や苦痛を抱える生徒の「声なき声」に丁寧に応えることは事実上困難であることをふまえ、他校とは異なる特別な体制を整備することが求められたが、そのような学校づくりを怠っていたというべきである。本委員会が聴取をした教員においても、大規模校とそれよりも規模が小さい学校とは、生徒の一人一人に向き合う余裕が全く異なるとの意見が多く聞かれた。名古屋市は、大規模校である当該校の教育環境について、抜本的には、適正な規模（参照 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成２７年１月２７日文部科学省)）を目指した分割等の対策を検討するとともに、当面は、教員の加配および自主的研修の保障等により、一人一人の生徒に寄り添うことのできる行き届いた教科教育と生徒指導をめざすとともに、安心して健全な学校生活を送ることができるよう、予算措置その他の必要な対策を早急に進めるべきである。

さらに、安心して相談できる体制づくりには、スクールカウンセラーなど相談の専門家が果たすべき役割は非常に大きく、そのための相談体制が重要であったといえる。すでに、これまでの調査報告書でも提言されているように、スクールカウンセラーの一層の活用、スクールソーシャルワーカーが含まれるなごや子ども応援委員会との連携など、名古屋市における子どもの権利擁護体制の整備が求められる。その際には、何よりも、それは子ども自身が気軽に相談できる体制でなければならない。子どもが安心してその不安や苦痛を相談できるよう、各学校

および教育委員会は相談体制の整備を進める必要がある。

第4 転入生に対する配慮

1 転入生への特別の指導・配慮方針

転校による環境の変化が生徒にとってストレス要因となる可能性はある。さらに、転入生を快く受容しない生徒がいることもある。転入生に対していじめが発生するリスク要因が潜在的に存在するといえ、このことは教員にも周知すべきであるし、他の生徒に対しての指導に当たっても注意が必要である。

転入を受け入れる学校には、転入生への特別の指導・配慮方針を立てたうえで、転入生の状況に応じた対応を行うことが必要である。

2 転入時の配慮

前籍校から「生徒指導上の問題」を引き継ぐことになる生徒への配慮は当然であるが、単純に家庭の引っ越し等によって転入してくる生徒についても、環境が激変することになることから、特に「生徒指導上の問題」が引き継がれなくても、転入生及び保護者との丁寧な面接において、前籍校ではどのような学校生活をしていたのか、転校にあたり心配事項等を聴取し転入生の理解に努める等、特別の配慮が必要である。また、当該生徒が学級担任以外にいつでも相談できるよう、スクールカウンセラーや養護教諭を個別に引き合わせることも必要である。

3 転入以降について

学級担任は、困ったことはないかと声かけをするなどの一般的な対応だけでなく、さらに踏み込んで、時間をとって話を聞いてみるなどの配慮をする必要がある。また、個々の教師の力量や責任に転嫁せずに、学級担任を支える学年全体での体制、学校全体での体制づくりが必要である。さらに、教育委員会は、特に当該校のように転出入の多い学校に対して、また、各学校の状況に応じて、転入生に対する特別の指導や配慮について、指導・助言を行い、必要な条件整備に努めるべきである。

第5 部活動のスポーツ庁のガイドライン等に基づいた運営、いじめ防止対策の重点的な取組

スポーツ庁のガイドライン等の中学校の部活動の基準に基づいた部活動の運営がなされることは、子どもの主体的成長を促し、生涯にわたる子どものスポーツへの参加

を促進することになる。

部活動の好成績は、高校推薦の要件になることもあり、当該校においても、保護者から様々な要望をうけることがある。そのため、学校だけでなく生徒や保護者も、よりよい実績を挙げることに精力を注ぐことになり、結果的に、勝利至上主義的な部活動であっても、無批判に受け入れることもある。

平成28年報告書において、部活動の意義の再確認をするとともに、勝利至上主義の傾向が強くなる運営がなされないよう提言がなされたが、提言が生かされていなかった。なぜ、提言が生かされず、学校で配布している「楽しく充実した運動部活動」が実践されなかったのか、研修だけでなく、個々の顧問、学校、教育委員会の振り返りが必要であり、それが行われなければ、再び、勝利至上主義の傾向が強くなる運営がなされ、部活動により心身の不調をきたす生徒を出すおそれがある。スポーツ庁のガイドライン等の中学校の部活動の基準に基づいた部活動運営の徹底が求められる。

平成26年報告書ではソフトテニス部におけるいじめが、平成28年報告書では卓球部におけるいじめが問題になっている。当該校においても、いじめの早期発見、早期対応の取り組みの基本が全くなされておらず、当該校のいじめ防止基本方針は形骸化しており、全く実践されていなかった。これまで、部活動におけるいじめは全く放置されてきたと言わざるをえない。部活動においてこそ、いじめがあるかもしれないという視点で、いじめ防止に取り組まなければならない。部活動におけるいじめ防止対策を重点的に行う必要がある。

また、学年の担任団、学級担任と部活動の顧問との間で、生徒情報の共有、生徒の支援についての役割分担等を行うべきである。

第6 なごや子ども応援委員会の組織、運用の在り方の見直し

1 なごや子ども応援委員会について

名古屋市では、常勤のスクールカウンセラーと常勤のスクールソーシャルワーカーを他の二つの職種と組み合わせて、チームで子どもを応援する制度をつくり、平成26年度より「なごや子ども応援委員会」として活動している。そして、令和2年度時点では、市内を11ブロックに分け、各ブロックに活動の拠点となる事務局を設置している。

なごや子ども応援委員会を設置した背景と趣旨については、教育委員会のパンフレットによれば、以下のとおり、紹介されている。

『いじめや暴力行為といった子どもの問題行動、不登校等は深刻化しており、教育上の大きな課題となっています。その要因・背景は、学校、家庭、地域や友人関係を始め多様であり、教員だけではなく、様々な専門的知識・経験

を持ったスタッフが連携・協力し、組織的な支援体制を整えることが求められています。

一方、多くの教育現場で、教員の負担を軽減するとともに、家庭や地域との連携をより一層図ることが求められています。

また問題が起きた後の対応だけではなく、すべての子どもたちの発達を支援することが必要です。

こうした課題に対応するため、名古屋市では、常勤のＳＣ（スクールカウンセラー）・ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）・ＳＡ（スクールアドバイザー）の３職種と、非常勤のＳＰ（スクールポリス）からなる『なごや子ども応援委員会』を平成２６年４月に設置しました。

令和２年度からは、従来のＳＣとＳＳＷの業務を一体化し、より広い視点から総合的に子どもを応援・援助する総合援助職（ＨＰ：Helping Professionals）を配置し、より効果的な支援を行うことをめざしています。』また「なごや子ども応援委員会」の具体的な取り組み目標としては、以下のように記載されている。

『学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進しています。

①未然防止につながる取り組みの支援を行います。

- ・学年集会・授業等における未然防止につながる取り組みの支援
- ・いじめ予防等につながる生徒会活動等への支援
- ・子どもの権利に関わる授業づくりの支援

②学校内の日常活動を通して、教員と協働し、子どもたちの悩みや心配事の早期発見に努めます。

- ・授業、休み時間、給食、清掃、部活動、登下校時の見守り
- ・いじめ等対策委員会、職員会議、生徒指導会議、現職教育等の各種会議への参加
- ・学校生活アンケートの分析・活用 に際しての支援
- ・危険箇所、たまり場等への定期的な巡視活動

③幅広い相談対応を行います。

- ・専門性と経験を活かした幅広い相談対応
- ・家庭訪問等による子どもや保護者の支援

④家庭、地域、関係機関との連携を強化します。

- ・学校と地域・家庭との連絡調整
- ・区役所、児童相談所、警察等との連携・情報交換
- ・関係機関が開催する会議等への参加』

以上の「なごや子ども応援委員会」は、名古屋市独自の素晴らしい制度であり、他の都市にはない。

2 なごや子ども応援委員会の具体的活動について

平成29年度までは、当該校が属するブロックの代表校である他校に「なごや子ども応援委員会」の常勤のスクールカウンセラーが配置されており、当該校は非常勤のスクールカウンセラーの配置であった。平成30年度以降は、当該校に「なごや子ども応援委員会」の常勤のスクールカウンセラーが配置された。

年度別の相談実績を見ると、

- ・平成28年度の相談実績は、子ども応援委員会のスクールカウンセラー対応が42件、当該校の非常勤スクールカウンセラー対応が38件、合計80件
- ・平成29年度の相談実績は、子ども応援委員会のスクールカウンセラー対応が33件、当該校の非常勤スクールカウンセラー対応が23件、合計56件
- ・平成30年度の相談実績は、当該校の常勤スクールカウンセラー対応が226件であった。

上記のような相談実績にもかかわらず、いじめに関する相談件数は、

- ・平成28年度の子ども応援委員会のスクールカウンセラー対応42件のうち0件、当該校の非常勤スクールカウンセラー対応38件のうち1件または2件（資料からは1件か2件かは特定できない。）
- ・平成29年度の子ども応援委員会のスクールカウンセラー対応33件および当該校の非常勤スクールカウンセラー対応23件のうち0件
- ・平成30年度の当該校の常勤スクールカウンセラー対応226件のうち、1件と、いじめの相談件数が極端に少なかった。

相談別内容の項目としては、不登校や友人関係、精神的不安、学校不適應などの項目があり、これらに関する相談がいじめと密接に関係している可能性は十分あるにも関わらず、いじめに関する相談として認知されていない可能性が高い。本章第2項で述べたように、「いじめがあるかもしれない」との観点を今一度認識する必要がある。

さらに、上記のように常勤または非常勤のスクールカウンセラー等の専門職が配置され、相談体制が形式的には整っているものの、いじめを始めとする相談にどのように応じ、どのように学校と連携し、そしてどのように解決を図っていくのかの具体的な活動内容が見えてこない。

この素晴らしい制度が、いじめについての子どもの権利擁護に役立っているのか、学校との連携方法など、実効的な組織・運用の在り方につなげるため、検証した上で、制度内容も含めた見直しが必要である。

第7 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」の開設をふまえた活用

令和2年4月、なごや子ども条例が、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から、なごや子どもの権利条例に改められた。

なごや子どもの権利条例は、子どもが権利の主体であることを確認し、市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者に対して、子どもの権利実現に向けて、様々な取組を要請するものである。さらに、いじめについては、市の責務として、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携して、防止、相談及び救済の為に必要な措置を講じる義務を課している。なごや子どもの権利条例は、子どもが権利の主体であり、子どもが健全に成長するために必要な支援を周囲の大人に求める事ができることを定めており、非常に先進的であると評価出来る。

さらに名古屋市においては、「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」に基づき、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から子どもの最善の利益の確保を目的に、令和2年1月、子どもの権利が広く保障されるようさまざまな取り組みを行う第三者機関である名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」が設置されている。

「なごもっか」は、教育委員会とは異なり名古屋市の一般行政部局に置かれた組織であり、教育委員会及び学校から独立して、子どもの権利を保護することが可能となっている。子どもの権利条約の実施状況に関して日本国政府が行った第4回及び第5回政府報告に対する国連子どもの権利に関する委員会の総括所見パラグラフ12において、「児童による申立てを児童に配慮した方法で受理、調査、及び対応することが可能な、児童の権利を監視するための具体的メカニズムを含む人権監視のための独立したメカニズムを迅速に設置すること。」と勧告されており、「なごもっか」は正にこの独立したメカニズムとなり得る点において、重要な役割を有しているといえる。

名古屋市においては、なごや子どもの権利条例を実現するために、この「なごもっか」を活用することが求められているといえる。いじめを受けた生徒は、学校に対して申告したくないと考えることもあり、学校や教育委員会とは別組織である「なごもっか」の重要性は高いといえる。

ところが、令和2年1月14日から同年3月31日までの活動状況として、子ども本人からの相談が22件にとどまっており、生徒の間に十分に浸透しているとはいえない。これは、この制度が始まったばかりであることや新型コロナウイルス感染拡大の影響により相談が進まないことも要因として考えられるが、「なごもっか」においては、電話、来所などによる相談を前提としていることも一つの要因として考えられる。

第1部で指摘したが、本件においても当該生徒は、誰にも悩みを相談することができないままに、自死を選択してしまっている。一般にいじめを受けた生徒は、誰かに相談するということが容易ではなく、相談窓口を設けるだけでは、十分な施策を講じたとは言いがたい。

今後、いじめ防止にとどまらず広く子どもの悩み相談のためには、「なごもっか」を積極的に周知徹底し、学校に積極的に訪問するなどして子どもの悩み相談を掘り起こす必要がある。その手段として、名古屋市子どもの権利擁護委員が、学校など実際に子ども達がいる現場に赴くことを検討されたい。この際、「なごもっか」は、学校や教育委員会とは別組織であり、独立性があることを積極的に周知すべきである。

なお、これらの活動においては、学校教育が教育委員会の所管であることに配慮するのは当然である。しかし、いじめの防止は、学校や教育委員会だけの責務ではなく、名古屋市の責務でもあることを定めたなごや子どもの権利条例の趣旨に鑑みて、学校や教育委員会は、名古屋市の取組に協力すべきであるといえる。

第8 重大事態における法に基づく対応を行うこと

1 重大事態と認定することに躊躇しないこと

第2部第2章第2で、本件では、自死後1か月以上経過してから重大事態と認定して、法に基づく対応を開始しており、明らかに遅すぎた点を指摘した。

法第28条第1項は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」は、速やかに事実関係を調査するように求めている。ガイドラインにおいても、重大事態を把握する端緒の項において、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識することとしている。

生徒が自死した場合、学校生活以外で明らかに自死の原因が認められるような例外的な場合を除いて、法に基づいて、速やかに重大事態と認定した上で、調査に入るべきである。

2 教育委員会は、重大事態と認定した場合、速やかにいじめ対策検討会議に諮問すること

第2部第2章第2で、教育委員会が平成30年2月16日に本件を重大事態と認定をしたのち、第三者調査委員会であるいじめ対策検討会議に諮問を行ったのが、自死後4か月以上も経過した同年5月18日であり、諮問が速やかに行われなかったことを指摘した。

法第28条では、重大事態が発生した場合は、速やかに組織を設けて調査を行うことを、教育委員会及び学校に対して要求している。教育委員会は、重大事態と認定した場合、速やかにいじめ対策検討会議に諮問すべきである。

3 教育委員会は、聴取記録、いじめに関する資料等を保管すること

第2部第2章第2で、重大事態の認定をしないままに教育委員会または学校が調査を先行して行う事自体、法に従った対応ではなかったが、その調査の方法及び調査資料の保管にも問題があったことを指摘した。

ガイドラインにおいては、教育委員会及び学校が、状況に応じて早い段階での聴取を行うこともあるとしている。ただ、その場合であっても、関係者の記憶が明確に残っており、記憶の汚染も少ない初期の聴取の重要性に鑑み、聴取記録の保存は不可欠である。これらが適切に保存されていれば、後の調査に進む場合であっても適切な判断資料となりうる。

しかるに、本件において教育委員会が行った聴取においては、聴取の際の録音がなされていなかった。また録音に替わる詳細な聴取メモが作成されたかといえ、そのような形跡もない。単に聴取した事項を教育委員会職員が要約したものが残っているだけであり、聴取の正確性の担保ができていない。

また、教育委員会及び当該校は、本件に関する当時のメモ等をほとんど保存していなかった。校長が作成したファイルも保存していなかった。ガイドラインでは、事後調査のために教育委員会及び学校は、関係資料の散逸防止に努めることが求められている。

さらに教育委員会及び当該校の内部の議事録等も作成されておらず、これでは、教育委員会及び当該校の内部において、いつ誰がどのような根拠で方針等の決定を行ったのかの検証すらできなかった。

初期の聴取の重要性に鑑み、聴取内容を正確に記録し保存しておくこと、また、いじめに関する資料は保管しておくこと、教育委員会及び学校の内部の議事録を作成し保管しておくことが必要である。

4 早期に保護者会の開催等により適切に情報を発信すること

本件で、保護者会が開かれたのが、自死後1年以上経過してからであり、当該校の情報発信の仕方が不適切であった点について、指摘した。

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月文部科学省)においても、早期の保護者会の開催を検討すべきであり、情報発信の重要性についても指摘されている。

5 遺族の心情に寄り添った誠実かつ迅速な対応を行うこと

教育委員会及び当該校の対応について、遺族は強い不満を抱いている。ガイドラインでは、「自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間を取りながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。」と記載されており、教育委員会及び当該校は、遺族に寄り添いながら、丁寧に説明をしつつ、調査をしていくことが求められている。

次に、調査方法についても、遺族は不満を抱いている。ガイドラインが求めているとおり、調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査方法に反映すべきである。

これらに加え、教育委員会及び当該校の遺族に対する対応については、その場その場の対応に終始していたと評価せざるを得ず、一貫性を欠いていた。教育委員会及び当該校として、遺族にどのように向き合うのか、統一した対応をすべきである。

第9 いじめ対策検討会議の在り方について

1 いじめ対策検討会議と事務局を担う教育委員会の役割

第3部において、いじめ対策検討会議は、第8回会議まで、本件と関わりがあり調査対象となる教育委員会職員を出席させていたことについて、中立性・公正性に疑義を生じさせるものであった点について指摘をした。

事案と関わりのある教育委員会職員は、特段の事情がない限り、いじめ対策検討会議の事務局からは外すべきである。また、事務局は、いじめ対策検討会議の事務の補助に徹し、いじめ対策検討会議の調査や議論には加わるべきではない。いじめ対策検討会議の中立性・公正性のより一層の保持が求められる。

2 いじめ対策検討会議の調査の充実と体制整備

本件においては、当該生徒の転校前の学校生活や友人関係の調査は必須であったにもかかわらず、いじめ対策検討会議ではこれが行われておらず、当該生徒の自死当日の行動についても、特に詳細な調査を行った形跡がない等、調査の不備を指摘した。

再調査は、既に聴取が行われた者へ再度聴取を求めざるを得ないこともあり、それら調査対象者に対する負担が増えたり、調査対象者の記憶の減退や関係資料

の散逸が生じたりするので、できる限り避けるべきである。本件においてもいじめ対策検討会議において、十分な調査と検討を行っていれば、無用に再調査を行う必要もなかったといえる。今後、いじめ対策検討会議においては、十分な調査と検討を行われることを望む。

一方、いじめ対策検討会議は、本件と並行して他の重大事態も調査を行っていた。本件以外の重大事態の調査では、委員を追加選任して行われたものもあったが、本件では、委員の追加選任はなかった。その調査量に比して十分な委員または調査員が確保できていなかったといえる。いじめ対策検討会議は、本件の提言で、同会議委員のみですべてを行うことは時間的制約があることから調査員を置くことを提言している。全ての重大事態において十分に調査や検討ができるよう、いじめ対策検討会議の委員の追加選任や調査員の設置をされることを求める。

第10 教育委員会の在り方

第2部第2章第2の7で指摘したとおり、教育委員会会議において本件を取り上げた形跡はなく責任者がだれなのか不明確なまま対応が進んでいたと言わざるを得ない。

本来、教育委員会の事務は、教育委員会会議において決定されるべきであるが、全ての事項について教育委員会会議が決定することは難しいし迅速性を欠く恐れもあり、教育委員会事務局に一定の事務を委任することはあり得る。しかし、責任者が不明なまま、曖昧に事案を処理する事は許されないし、事務局に一任することもまた許されない。

教育委員会においては、本件のような重大事態が発生した場合の対応体制について、今一度見直し、指揮命令系統を明らかにし、過去の教訓を生かして迅速に行動できるようにすべきであるし、教育委員会会議においても重大事態について取り上げ、教育委員会事務局の対応について事後的に検証することが求められる。

おわりに

平成30年1月5日、当時、中学1年生であった当該生徒が、自ら命を絶ちました。これからの将来、様々な可能性を秘めた当該生徒が、なぜ、自ら命を絶つことになったのか、本委員会は、それを絶えず、問いながら調査を行いました。遺族は、はかり知れないつらい思いを抱えながら、この問いを問い続けてこられました。本報告書がこの問いに答えることができたのか否かについては、当該生徒ご本人にしかわからないことですが、二度と同様なことが起こらないよう、本報告書が役立つことを願っています。

本件から2年以上経ての本調査には、第1部で述べたとおり、多くの困難がありました。一方、生徒、保護者、教職員、教育委員会職員、地域の方々等には、本調査に協力いただきました。当該生徒の死を心から悼み、積極的に協力をいただいた方もいました。本調査に協力いただきました生徒の方々については、これまでの聴取書等で当時の様子等を把握しておりましたが、本調査時には高校生になり、大きく成長されていたように思います。この時期の子ども達の成長の力を目の当たりにし、我々大人が、子ども達の成長発達を支援することの大切さを実感しました。生徒の方々には、調査を通じて本件について考えたことが、日常生活や将来の生き方に生かされることを願っています。また、休日にも関わらず、教職員、教育委員会職員の方々には、本委員会の聴取に応じていただき、本調査の中で、なんらかの振り返りやこれからの教育のための気づきがあったことを期待しています。

本委員会は、本調査の中で、いじめは子ども達の中で、予防策を講じても起こりうる問題であり、教職員を含めまわりの大人が、子ども達の声を早期にキャッチして、いじめられた側やいじめた側と称される子ども達に対し、すべての子どもの成長発達を保障する視点で、早期に適切に支援、指導していくことの大切さを改めて、学びました。名古屋市は、なごや子どもの権利条例の前文で「子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。」「ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを決意し、この条例を制定します。子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。」と宣言をしています。なごや子どもの権利条例は、児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）に則り、子どもを権利の主体として高らかに宣言し、子どもの最善の利益を追求されています。いじめ予防から始まるすべてのいじめ防止対策において、子ども

の権利を基盤とする取組みを進めることを本委員会は求めます。

最後に、本委員会に協力及び助力いただきました皆様に深く感謝いたします。

資料編

資料編目次

- 1 条例
- 2 諮問
- 3 実施要項
- 4 委員会活動記録
 - ① 再調査委員会開催状況
 - ② リモート会議開催状況
 - ③ 聴取り調査
 - ④ 遺族意見聴取
 - ⑤ その他 講義・懇談
 - ⑥ 学校見学
 - ⑦ 遺族報告
- 5 協力依頼文
 - ① 全生徒向け協力依頼文
 - ② 1年〇組及びソフトテニス部向け協力依頼文
 - ③ 聴取延期のお知らせ
 - ④ 教職員向け協力依頼文
 - ⑤ LINE 公式アカウント開設のお知らせ
- 6 調査期間延長について（申入れ）
- 7 委員会名簿

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例（令和元年10月4日条例第15号）

（設置）

第 1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2条 委員会は、市長の求めに応じて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第 2項の規定に基づき、名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案に関する事項について調査する。

（組織）

第 3条 委員会は、委員 4人以内をもって組織する。

（委員）

第 4条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第 2条の調査が終了した日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（調査員）

第 6条 委員の職務の遂行を補助するため、委員会に調査員を置くことができる。

2 第 4条の規定は、調査員について準用する。

（会議）

第 7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、子ども青少年局において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第 2 条の調査が終了した日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

61	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級	
----	------------	-------------	----	--

」

を

「

61	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級	
61の 2	いじめ問題再調査委員会			
	委員長	日額 17,600円	8級	
	委員及び調査員	日額 15,300円	8級	

」

に改める。

3 1 子 未 企 第 2 7 3 号
令 和 2 年 3 月 1 4 日

名古屋市いじめ問題再調査委員会 御中

名古屋市長 河村 たかし ⑨

名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案に係る再調査について（諮問）

平成30年1月に発生した名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項により、教育委員会が設置する名古屋市いじめ対策検討会議が事実関係を調査し、答申されましたが、同種の事態の発生の防止のために必要があることから、このたび、法第30条第2項の規定に基づき、附属機関を設けて再調査を実施することとしました。

つきましては、下記事項について諮問しますので、常に公平性・中立性の確保に努めるとともに、適正な情報管理に留意いただき、調査を行っていただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 調査事項

名古屋市いじめ対策検討会議及び教育委員会が実施した調査結果を検証した上で、以下の事項について調査すること。

- (1) 当該生徒に何があったのかという事実関係について十分調査を尽くすこと。
- (2) (1) の調査の結果に基づき、いじめ行為の存否を客観的に評価認定すること。
- (3) (2) で評価認定した事実について、自死との関係の存否を明らかにすること。
- (4) 以上の結果を踏まえ、当該校及び教育委員会の対応を調査し、検証すること。
- (5) 同様の事案の発生防止に向けた具体的な再発防止策を提言すること。

2. 報告

当該調査の結果について報告書を作成し、令和2年12月末を目途として報告すること。

名古屋市いじめ問題再調査委員会による再調査実施要項

名古屋市いじめ問題再調査委員会

(趣旨)

第1条 名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）の会議の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び名古屋市いじめ問題再調査委員会条例（令和元年名古屋市条例第15号。以下「委員会条例」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(基本方針)

第2条 委員会は、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省策定）及び名古屋市いじめ防止基本方針（平成29年2月名古屋市策定）に基づき、常に公平性・中立性の確保に努めるとともに、平成30年1月に名古屋市名東区において発生した女子中学生自死事案についての事実関係を可能な限り明確にすることを基本方針とする。

(会議の招集)

第3条 委員長は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員及び調査員（以下「委員等」という。）に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

(調査内容及び調査方法)

第4条 委員会条例第2条に規定する調査（以下「再調査」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 教育委員会及び名古屋市いじめ対策検討会議が実施した調査結果の検証
- (2) 委員会で決定した方針（以下「調査方針」という。）に基づく必要な調査の実施（なお、委員会は、実施にあたり、教育委員会又は学校から調査に関する資料の提供を求めるとともに、生徒へのアンケートや教職員、生徒、保護者、その他の関係者・関係機関からのヒアリング及び現地調査等を実施することができる。）
- (3) 遺族からの意見聴取
- (4) 調査方針及び会議の進捗状況等に関する遺族への説明、報告並びに情報提供
- (5) いじめに関する事実の認定（なお、いじめに関する事実とは、いじめに係る行為に限らず、生徒間の人間関係、学校のいじめ予防対策、生徒への学校の指導、本件自死発生後の学校及び教育委員会の対応等を含む。）

- (6) 再発防止策の検討
- (7) 報告書の作成
- (8) その他委員会が必要と認める事項

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第5条 委員長は、委員会の運営上必要があるときは、関係者（当時関与していた教諭及び校長を始めとする学校関係者、教育委員会、遺族、当時の在校生及びその保護者等）の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。また、外部の有識者の意見が必要な時は、必要に応じて協力を求めることができる。

(遺族への説明)

第6条 委員会は、公平性・中立性の確保に努め、できる限り、調査の経過を遺族に説明するとともに、調査方針、報告書の作成及びその公表について、遺族の意見を聴取し、それを勘案して適切に判断するものとする。

(再調査期間)

第7条 委員会は、令和2年末を目途に第10条に規定する報告を行うものとする。ただし、再調査の状況を踏まえ、当該期間を延長することができるものとする。

(会議の公開)

第8条 名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第36条の規定により、会議については、一般に公開するものとする。ただし、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当する事項を審議する場合等、委員会が認めた場合、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議録の作成等)

第9条 会議を開催したときは、会議の経過及びその結果の要点を簡明に記録した会議録を作成する。なお、会議の参考として使用した資料は、資料原本及びその資料目録を会議録とともに、委員長の指示を受けて第11条に規定する事務局が名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第6条の規定に基づき保管するものとする。

(再調査結果の報告及び公表)

第10条 委員会は、報告書により再調査結果を市長に報告するとともに、遺族に十分説明する。

- 2 市長は、前項の報告を受けたのち、遺族と協議の上、調査結果を公表する。ただし、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当する事項は非

公開とする。

(事務局)

第11条 記録の作成、外部への連絡その他必要な事務を補助するために事務局を置き、子ども青少年局の職員がこれにあたる。ただし、事務局職員は特に委員長からの要請がない限り、再調査には加わらない。

(秘密の保持)

第12条 委員等は、法律上、正当な理由なく、再調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 事務局職員も前項と同様の義務を負う。また、他の名古屋市職員、教育委員会及び学校関係者に対しては、委員長の指示なく、本調査に関する情報を開示してはならない。

附 則

この要項は、令和2年3月14日から施行する。

名古屋市いじめ問題再調査委員会活動記録

1 再調査委員会開催状況
(いずれも実地開催)

区分	開催日
第1回	令和2年3月14日
第2回	令和2年3月19日
第3回	令和2年7月4日
第4回 【中止】	令和2年8月7日
第4回	令和2年9月4日
第5回	令和2年9月29日
第6回	令和2年10月19日
第7回	令和2年10月26日
第8回	令和2年11月13日
第9回	令和2年11月24日
第10回	令和2年12月12日
第11回	令和3年1月9日
第12回	令和3年2月3日
第13回	令和3年3月4日
第14回	令和3年4月14日
第15回	令和3年6月23日
第16回	令和3年7月30日

2 リモート会議開催状況

区分	開催日
第1回	令和2年4月30日
第2回	令和2年5月15日
第3回	令和2年5月26日
第4回	令和2年6月6日
第5回	令和2年8月3日
第6回	令和2年8月7日
第7回	令和2年11月4日
第8回	令和2年11月16日
第9回	令和2年12月3日
第10回	令和2年12月10日
第11回	令和2年12月21日
第12回	令和3年1月7日
第13回	令和3年1月15日
第14回	令和3年2月12日
第15回	令和3年2月22日
第16回	令和3年3月23日
第17回	令和3年4月7日
第18回	令和3年4月21日
第19回	令和3年4月28日
第20回	令和3年5月7日
第21回	令和3年5月12日
第22回	令和3年5月19日
第23回	令和3年5月26日
第24回	令和3年6月2日
第25回	令和3年6月10日
第26回	令和3年6月16日
第27回	令和3年6月29日
第28回	令和3年7月9日
第29回	令和3年7月16日

3 聴取り調査

(電話聴取は電話と記載、リモートでの聴取はリモートと記載、記載がないものは実地)

区分	開催日	備考
生徒聴取①	令和2年4月4日	3名
その他聴取①	令和2年4月15日	電話・1名
生徒聴取②	令和2年6月27日	2名
その他聴取②		1名
生徒聴取③	令和2年6月28日	1名
教員聴取①		4名
教員聴取②	令和2年7月4日	1名
生徒聴取④		1名
教員聴取③	令和2年7月5日	4名
生徒聴取⑤	令和2年7月23日	4名
教員聴取④	令和2年7月24日	5名
生徒聴取⑥	令和2年7月26日	1名
教員聴取⑤		1名
その他聴取③		2名
生徒聴取⑦	令和2年8月1日	1名
教員聴取⑥	令和2年8月6日	3名
教員聴取⑦	令和2年8月7日	3名
教員聴取⑧	令和2年9月16日	電話・1名
教員聴取⑨	令和2年9月17日	電話・1名
遺族聴取①		リモート・1名
その他聴取④	令和2年10月8日	1名
その他聴取⑤	令和2年10月9日	電話・1名
生徒聴取⑧	令和2年10月15日	電話・1名
その他聴取⑥		電話・1名
		2名
その他聴取⑦	令和2年10月17日	電話・1名
その他聴取⑧	令和2年10月20日	電話・1名
その他聴取⑨	令和2年10月23日	2名
遺族聴取②	令和2年10月26日	2名
その他聴取⑩	令和2年10月29日	1名
その他聴取⑪	令和2年11月17日	1名
その他聴取⑫	令和2年11月21日	3名
教員聴取⑩	令和2年12月12日	2名
生徒聴取⑨	令和3年1月7日	電話・3名
教育委員会聴取①	令和3年1月9日	6名
生徒聴取⑩	令和3年1月15日	電話・1名
遺族聴取③	令和3年1月16日	リモート・2名
教員聴取⑪	令和3年2月20日	2名
教育委員会聴取②		2名
教員聴取⑫	令和3年3月28日	1名

合計（延人数） 生徒18名、教職員28名、
教育委員会担当者8名、
遺族5名、その他18名

4 遺族意見聴取

(リモートでの聴取はリモートと記載、記載がないものは実地)

区分	開催日	備考
遺族意見聴取①	令和2年2月1日	
	令和2年2月9日	
遺族意見聴取②	令和3年3月28日	
遺族意見聴取③	令和3年6月28日	リモート
遺族意見聴取④	令和3年7月17日	リモート

5 その他 講義・懇談

(電話での開催は電話と記載、記載がないものは実地)

区分	開催日	備考
有識者講義	令和2年2月11日	
学校関係者懇談	令和2年7月10日	
地域関係者懇談	令和2年7月14日	電話
地域関係者懇談	令和2年7月23日	

6 学校見学

区分	開催日	備考
学校見学①	令和2年6月28日	
学校見学②	令和2年10月26日	

7 遺族報告

(リモートでの実施はリモートと記載、記載がないものは実地)

No.	実施日	備考
1	令和2年3月14日	
2	令和2年3月19日	
3	令和2年7月4日	
4	令和2年8月21日	リモート
5	令和2年9月10日	リモート
6	令和2年9月30日	リモート
7	令和2年10月23日	リモート
8	令和2年11月6日	リモート
9	令和2年11月30日	リモート
10	令和2年12月20日	リモート
11	令和3年1月15日	リモート
12	令和3年2月4日	リモート
13	令和3年3月5日	リモート
14	令和3年4月16日	リモート
15	令和3年5月12日	リモート
16	令和3年6月21日	リモート

再調査へのご協力のお願い

令和2年3月26日

名古屋市いじめ問題再調査委員会

私たちは、平成30年1月に、1年生だった〇〇さんが自死された件について、いじめ防止対策推進法に基づく再調査を行う、名古屋市いじめ問題再調査委員会委員です。この再調査は、〇〇さんにどのようなことがあったのか等について再調査するもので、だれかを罰したり処分したりすることを目的とするものではありません。私たちの再調査は、公平性・中立性を確保し、学校・教育委員会・名古屋市から独立したものであり、私たちにお話をいただいた内容は再調査にだけ用い、他の目的には使用しません。秘密は守りますので、是非ご協力をお願いします。

今後、私たちは、当時学校に在籍されていた生徒さんやその保護者、教職員、教育委員会の方々などから、幅広くお話を伺いたいと思っています。直接お話を伺いたい方については、別途お手紙を送付させていただきますので、その際はご協力をお願いいたします。

私たちの再調査について、皆様に直にお会いして説明をさせていただく予定でしたが、新型コロナウイルスのために学校が休校となっていることから、皆様に会いして説明することができず、お手紙によってご連絡をしております。

また、〇〇さんのことで知っていることがあれば、いつでもご連絡をください。名古屋市子ども青少年局（教育委員会とは関係がない組織です）が事務局となっていますので、こちらまで手紙・メールをいただくか、電話などでご連絡をいただければ、こちらから折り返しご連絡をします。

ご協力をお願いします。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室
TEL：052-972-3027
FAX：052-972-4204
E-mail：a3199@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

以上

【1年〇組及びソフトテニス部向け協力依頼文】

〇〇 様

令和2年3月26日

名古屋市いじめ問題再調査委員会

先に「再調査へのご協力をお願い」のお手紙を差し上げましたとおり、私たちは、〇〇中学校1年生だった〇〇さんにどのようなことがあったのか等について改めて調査しております。

そこで、当時の〇〇さんの様子などについて、〇〇さんと同じ1年〇組やソフトテニス部に所属していた生徒の皆さんには、ぜひお話を伺いたいと思い、重ねてこのお手紙を差し上げました。

つきましては、下記のとおりヒアリングの機会を設けましたので、ご希望の日程・時間帯を、3月31日（火）17：00までに下記連絡先まで電話でご連絡いただきますようお願いいたします。特定の時間帯にご希望の時間が重なりました場合には改めて時間調整をし、ご連絡をいたします。またどうしても日程が合わない場合は、ご希望の日時をご相談させてください。

なお、先のお手紙にも書きましたが、このヒアリングで伺ったことは、何があったのかを明らかにするためだけに用いるものであり、誰かを罰したり処分をしようとしているものではありませんので、安心してください。

記

日程 (1)令和2年4月〇日 (〇)

(2)令和2年4月〇日 (〇)

場所 〇〇

住所：〇〇

時間（できるかぎり複数回答をお願い致します）

①11時から ②12時から ③13時から

④14時から ⑤15時から ⑥16時から

⑦17時から ⑧18時から ⑨これ以外の時間を希望する

（＊いずれも時間は1時間以内）

窓口 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

TEL：052-972-3027

以上

ご 連 絡

令和2年4月17日

名古屋市いじめ問題再調査委員会

私たちは、平成30年1月に、1年生だった〇〇さんが自死された件について、いじめ防止対策推進法に基づく再調査を行う、名古屋市いじめ問題再調査委員会委員です。本年3月26日付けで「再調査へのご協力をお願い」の文書を送付させていただき、ご協力をお願い申し上げました。「再調査へのご協力へお願い」では、「今後、私たちは、当時学校に在籍されていた生徒さんやその保護者、教職員、教育委員会の方々などから、幅広くお話を伺いたいと思っています。直接お話を伺いたい方については、別途お手紙を送付させていただきますので、その際はご協力をお願いいたします。」とお願い申し上げました。そして、直接、お会いして、お話しをお伺いすることをスタートしておりました。

しかしながら、本月10日、愛知県は緊急事態宣言を出され、本年5月6日まで不要不急の外出の自粛を求められました。私たちは、新型コロナウイルス感染防止対策を講じてお話しをお伺いさせていただいておりましたが、緊急事態宣言を受けて、直接、お会いしてお話しをお伺いすることを延期させていただくことに致しましたので、ご連絡申し上げます。

直接、お会いしてお話しをお伺いすることの再開に関しては、新型コロナウイルスの情勢の変化等を見ながら検討させていただき、また、ご連絡申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、〇〇さんのことで知っていることがありましたら、引き続き、事務局の名古屋市子ども青少年局でお伺いをしておりますので、どのようなことでも、いつでもご連絡を下さるようお願い申し上げます。手紙・メールをいただくか、電話などでご連絡をいただければ、こちらから折り返しご連絡をします。

ご協力をお願い申し上げます。

以上

事務局（問い合わせ先）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

TEL : 052-972-3027

FAX : 052-972-4204

E-mail : a3199@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

【教職員向け協力依頼文】

令和2年6月16日

〇〇様

名古屋市いじめ問題再調査委員会

再調査へのご協力のお願い

冠省、私たちは、平成30年1月に、〇〇中学校1年生だった〇〇さんが自死された件について、いじめ防止対策推進法に基づく再調査を行う、名古屋市いじめ問題再調査委員会委員です。この再調査は、〇〇さんにどのようなことがあったのか等について再調査するもので、だれかを罰したり処分したりすることを目的とするものではありません。私たちの再調査は、公平性・中立性を確保し、学校・教育委員会・名古屋市から独立したものであり、私たちにお話をいただいた内容は再調査にだけ用い、他の目的には使用しません。秘密は守りますので、是非ご協力をお願いします。

私たちは、〇〇さんが当時に在籍されていた〇〇中学校の（役職名記載）であった貴職から、是非、お話しをお伺いしたいと思っています。

コロナ禍の中で、生徒の教育を受ける権利を保障するために奮闘されている時期に時間をおとりいただくのは心苦しいのですが、名古屋市長から、調査結果について本年12月末を目処として報告するよう諮問をいただいておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

つきましては、下記のとおり、お話しをお伺いをする日程を設けましたので、ご希望の日程・時間帯を期限が短く大変申し訳ありませんが、6月19日（金）までに下記事務局まで電話でご連絡いただきますようお願いいたします。特定の時間帯にご希望の時間が重なりました場合には改めて時間調整をし、ご連絡をいたします。またどうしても日程が合わない場合は、日程調整をさせていただきます。

草々

記

日程 (1)令和2年〇月〇日(〇) (2)令和2年〇月〇日(〇)
(3)令和2年〇月〇日(〇) (4)令和2年〇月〇日(〇)

場所（予定） 〇〇

住所：〇〇

※場所は他の公共施設へ変更することがあります。

時間（できるかぎり複数回答をお願い致します）

① 11時から ② 12時から ③ 13時から

④ 14時から ⑤ 15時から ⑥ 16時から

⑦ 17時から ⑧ 18時から ⑨ これ以外の時間を希望する

（＊いずれも時間は1時間程度）

事務局（問い合わせ先）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

TEL：052-972-3027

FAX：052-972-4204

E-mail：a3199@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

以上

〇〇中学校の関係者の皆様へ～ＬＩＮＥ公式アカウント開設のお知らせ

令和２年７月６日

名古屋市いじめ問題再調査委員会

当委員会の再調査にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

現在、皆様にヒアリングなどにご協力をいただき、調査を進めているところです。

このたび、当委員会ではＬＩＮＥ公式アカウント（アカウント名：名古屋市いじめ問題再調査委員会）を開設しました。私たちは、〇〇さんに何があったのかを知りたいという思いで調査を行っています。クラスや部活、学校の雰囲気、これまでの調査への不満、私たちに対する批判など、どんなことでも構いませんので、情報をお寄せください。

登録方法

ＱＲコードから	ＩＤ検索から

- １ 当委員会ＬＩＮＥ公式アカウントでは、個人情報やプライバシー情報を取得することがありますが、これらは再調査のためにのみ使用し、他の目的には使用をいたしません。
- ２ 当委員会ＬＩＮＥ公式アカウントに友だち登録のうえ、ご連絡をいただいた方には、こちらからご連絡を差し上げることがあります。メッセージの確認・返信はすべて委員・調査員が行います。

どんな小さな情報でも構いません。ＬＩＮＥ公式アカウントに友だち登録のうえ、ご連絡ください。皆様のご協力をお願いいたします。

【連絡先（事務局）】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

TEL：052-972-3027 FAX：052-972-4204

E-mail：a3199@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

令和2年11月24日

名古屋市長 河村 たかし 様

名古屋市いじめ問題再調査委員会
委員長 安保 千秋

当委員会の調査期間の延長について（申入れ）

1. 令和2年3月14日付名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案に係る再調査についての諮問事項に関し、当委員会において、鋭意、調査を進めているところです。
2. 当該生徒に何があったかという事実関係を明らかにしていくため、関係者からの直接聴取が最も重要と考えています。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、再調査への協力をお願いする説明会が開催できなかったこと、緊急事態宣言による調査の延期等により、現時点で、関係者からの直接聴取が終了していない状況です。
また、関係者からの聴取終了後、当委員会が収集した資料（聴取記録を含む）及び名古屋市いじめ対策検討会議による調査資料を精査し、極めて慎重に事実認定、理由付けを行う必要がありますが、それには、一定の時間を要すると考えます。
3. 上記の諮問においては、「当該調査の結果について報告書を作成し、令和2年12月末を目途として報告すること。」とされていますが、当委員会としては、報告を令和3年6月末を目途とし、同日まで調査期間の延長を申入れます。

名古屋市いじめ問題再調査委員会

委員名簿

令和３年７月３０日現在

氏 名	職業 または 役職等
あしな たけお 芦名 猛夫	京都府立大学非常勤講師 帝塚山学院大学非常勤講師
あぼ ちあき 安保 千秋 【委員長】	弁護士 (京都弁護士会所属)
つちはし おうせい 土橋 央征	弁護士 (大阪弁護士会所属)
もちづき あきら 望月 彰 【委員長職務代理】	愛知県立大学名誉教授

(五十音順)

調査員名簿

令和３年７月３０日現在

氏 名	職業 または 役職等
あかみね かつひろ 赤嶺 雄大	弁護士 (大阪弁護士会所属)
たにざわ たかひろ 谷澤 貴弘	弁護士 (京都弁護士会所属)

(五十音順)